

みなさんが納めた税金などの

国のお金が適切に使われているかどうかを

チェックしています。



会計検査の あらまし

令和7年会計検査院年報

ISSN 0915-5953



会計検査院
Board of Audit of Japan

我が国においては財政健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視されています。こうした中で、予算の執行について検査を行い、行財政に関する国民への問題提起等も含めて検査結果を報告するなど、国の財政監督機関としての職責を有する会計検査院の役割は一層重要となっています。

会計検査院は、令和7年次においては、国民生活の安全性の確保、社会保障、防衛、デジタルなどの様々な分野について、会計経理が予算、法令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点、施策や事務・事業の遂行や予算執行が所期の目的を達成しているか、効果を上げているかという有効性の観点等に特に力を入れて検査を行ってまいりました。

そして、1年間にわたって実施した検査の結果として、令和7年11月5日、「令和6年度決算検査報告」を内閣に送付しました。この検査報告に掲記した事項等の総件数は319件、指摘金額は540億余円です。

これらの検査結果は、いずれも私たちの経済・社会活動や日常生活に深く関わるものであり、是非、国民の皆様を知っていただきたい内容です。そして、国の予算編成や決算の審議、行政の改善のお役に立てば幸いです。

会計検査院は、国民の皆様の税金を原資としている行財政活動全般について、引き続き厳正かつ公正に検査を行うことにより、国民の皆様のご期待と信頼に応えてまいります。



会計検査院長 原田祐平

令和8年2月

目次

第I章 検査の結果

会計検査院の役割、検査の実績、令和6年度決算検査報告の全体像や主な検査の結果を紹介しています。

第1節 会計検査の概要 p.04~

第2節 主な検査結果 p.10~

- ① 国民生活の安全性の確保 p.11~
- ② 社会保障 p.17~
- ③ 防衛 p.22~
- ④ デジタル p.30~
- ⑤ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等 p.36~
- ⑥ 制度・事業の効率的、効果的な運営等 p.39~
- ⑦ 制度・事業の適正で公平な運営 p.71~
- ⑧ 資産、基金等のストック p.84~
- ⑨ その他 p.90~

第II章 会計検査院の活動

令和7年(2025年)の会計検査院の検査以外の主な業務や活動の概要を紹介しています。

会計検査院の活動 p.94~

まとめ p.100



第I章 検査の結果

第1節 会計検査の概要

ここでは、会計検査院の役割、検査の実績、令和6年度決算検査報告の全体像などについて紹介しています。



会計検査院の紹介

会計検査院は、国の収入支出の決算、法律で定められた機関の会計などの検査を行う憲法上の独立した機関です。明治13年(1880年)に創設されて以来、一貫して国の財政を監督する職責を担ってきました。

日本国憲法第90条(抜粋)：国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。



組織

- 意思決定を行う検査官会議(検査官3名)
- 検査を実施する事務総局(職員約1,250名)
- 常時会計検査を行って会計経理を監督
- 検査の結果により国の決算を確認

検査の対象

必ず検査しなければならないもの(必要的検査対象)

- 国の会計の全ての分野
(国の毎月の収入支出、現金、物品、国有財産、債権、債務)
- 日本銀行が国のために取り扱う現金等
- 国が資本金の2分の1以上を出資している政府関係機関、独立行政法人、国立大学法人等の会計(208法人)
- 日本放送協会の会計

必要と認めるときに検査することができるもの(選択的検査対象)

- 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、企業、団体等の会計(4,872団体等) など

※208法人は令和8年(2026年)1月現在、4,872団体等は6年10月から7年9月まで(令和7年次)の実績

[会計検査院について詳しく知りたい方はこちら](#)

[「検査の対象」について詳しく知りたい方はこちら](#)

検査の目的

検査の方法

●在庁して行う検査(在庁検査)

検査対象機関から書類やデータ等を提出させてその内容を確認し、また、情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取するなどして検査



●出張して行う実地検査

府省庁や団体の本部等や事業が実際に行われている場所に職員を派遣して、書類の確認や担当者からの意見聴取、工事の出来栄の確認などを行って検査



検査の計画と実績

検査の計画

会計検査院は、毎年、10月から翌年9月までの検査実施期間（年次）における検査のための基本的な方針である「会計検査の基本方針」を策定し、これに基づいて、各課ごとの検査計画を策定して検査を行っています。

[令和7年次の「会計検査の基本方針」はこちら](#)

在庁検査の実績

- 6年度分の計算書**12万2千余冊**及びそれらの証拠書類**2526万余枚**等^{*}を受領し内容を確認
※これらの紙媒体の証拠書類のほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領したものがある。
- 事務、事業等の実施状況等に関する資料等を徴取、
情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取

令和7年次 | 実地検査の実績

| | 対象箇所数(A) | 実地検査実施箇所数(B) | 実地検査実施率(B/A) | 前年次実施率 (参考) |
|---|----------|--------------|--------------|----------------|
| 1 検査上重要な箇所 (本省、本社、主要な地方出先機関等) | 4,543か所 | 1,584か所 | 34.8% | 36.4% |
| 2 上記に準ずる箇所 (その他の地方出先機関等) | 6,568か所 | 742か所 | 11.2% | 13.1% |
| 計 | 11,111か所 | 2,326か所 | 20.9% | 22.6% |

※**1**及び**2**以外の箇所(郵便局、駅等)は、20,149か所のうち54か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は7.6%

| | 令和7年次 | 令和6年次 |
|--------------------|------------------|------------------|
| 3 実地検査施行人日数 | 約 2万4千 人日 | 約 2万7千 人日 |

※令和6年次は5年10月から6年9月まで、令和7年次は6年10月から7年9月まで。



令和6年度決算検査報告について

会計検査院は、毎年、1年間にわたって実施した検査の成果を明らかにした検査報告を作成し、内閣に送付しています。検査報告は、内閣から国会に提出され、国会で決算審査を行う場合の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されています。

令和6年度決算検査報告の概略は、次のとおりです。 [「令和6年度決算検査報告」の全文はこちら](#)



令和6年度 | 決算検査報告の概略

| | |
|-------------|---------|
| 掲記した検査結果 | 319件 |
| 指摘金額 | 計540億円 |
| 実地検査の実施箇所数 | 2,326か所 |
| 実地検査に要した人日数 | 2万4千人日 |

掲記区分別にみると

| | 掲記件数 | 指摘金額 |
|---------------|------|-------|
| ①不当事項 | 271件 | 86億円 |
| ②意見表示・処置要求事項 | 17件 | 334億円 |
| ③処置済事項 | 19件 | 122億円 |
| 指摘事項 計(①+②+③) | 307件 | 540億円 |
| ④随時報告 | 5件 | — |
| ⑤検査要請報告 | 2件 | — |
| ⑥特定検査状況 | 5件 | — |
| 合計 | 319件 | 540億円 |

※金額は表示単位未満を切り捨てています。また、複数の事項で取り上げているものについて、計欄ではその金額の重複分を控除しています。このため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しません。

[不当事項、意見表示・処置要求事項などの「掲記区分」について詳しく知りたい方はこちら](#)

指摘金額とは

指摘金額とは、会計検査院が適切ではないとして指摘した事項に係る国費等の額のことで、次のようなものがあります。

- 租税や社会保険料等の徴収が不足している額
- 工事や物品の調達等に係る過大に支出された額
- 補助金等の過大に交付された額
- 管理が適切に行われていない債権等の額
- 有効に活用されていない資産等の額
- 計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額 など

また、検査報告の指摘金額の総額については、「無駄遣いの総額」などと言われることがありますが、上記のように様々な事項を指摘していることから、会計検査院では指摘事項を説明する際に「無駄遣い」という表現を用いていません。なお、指摘金額などの詳細については[こちら](#)をご覧ください。



令和6年度決算検査報告について

令和6年度決算検査報告の検査結果のうち、不当事項など、会計検査院が適切でないとして指摘した事項307件（前ページ参照）を、

①省庁別、②団体別に示すと、それぞれ次のとおりです。

①省庁別の検査結果(265件)

[各省庁別の具体的な検査結果はこちら](#)

| 省庁名 | 件数 | 指摘金額 |
|-------------|-----|------------|
| 内閣府(内閣府本府) | 15件 | 8694万円 |
| 内閣府(消費者庁) | 1件 | 1358万円 |
| 内閣府(こども家庭庁) | 4件 | 3209万円 |
| 総務省 | 35件 | 5億0559万円 |
| 外務省 | 4件 | 11億7749万円 |
| 財務省 | 2件 | 3億8035万円 |
| 文部科学省 | 19件 | 1億3794万円 |
| 厚生労働省 | 91件 | 37億5206万円 |
| 農林水産省 | 20件 | 10億6311万円 |
| 経済産業省 | 15件 | 220億5880万円 |
| 国土交通省 | 31件 | 19億6328万円 |
| 環境省 | 9件 | 12億2475万円 |
| 防衛省 | 19件 | 14億5729万円 |

②団体別の検査結果(45件)

[各団体別の具体的な検査結果はこちら](#)

| 団体名 | 件数 | 指摘金額 |
|---------------------------|-----|------------|
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 2件 | 1408万円 |
| 東日本高速道路株式会社 | 1件 | — |
| 中日本高速道路株式会社 | 1件 | — |
| 西日本高速道路株式会社 | 1件 | — |
| 国立研究開発法人物質・材料研究機構 | 1件 | 2724万円 |
| 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 | 1件 | 2422万円 |
| 国立研究開発法人建築研究所 | 1件 | 3億5339万円 |
| 独立行政法人海技教育機構 | 1件 | 3150万円 |
| 独立行政法人国際協力機構 | 3件 | 47億4250万円 |
| 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 | 1件 | 28億5512万円 |
| 独立行政法人水資源機構 | 1件 | — |
| 独立行政法人労働者健康安全機構 | 1件 | 959万円 |
| 独立行政法人国立病院機構 | 1件 | 661万円 |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構 | 27件 | 121億1071万円 |
| 四国旅客鉄道株式会社 | 1件 | 1210万円 |
| 株式会社ゆうちょ銀行 | 1件 | 4565万円 |

①と②の計

| 件数 | 指摘金額 |
|------|------------|
| 307件 | 540億8151万円 |

※1:外務省のうち1件及び独立行政法人国際協力機構のうち1件は、両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上しています(件数の合計に当たっては、その重複分を控除しています。)

※2:経済産業省のうち1件及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の1件は、両方に係る指摘であり、金額は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構のみに計上しています(件数の合計に当たっては、その重複分を控除しています。)

※3:経済産業省のうち1件及び独立行政法人中小企業基盤整備機構のうち1件は、両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人中小企業基盤整備機構のみに計上しています(件数の合計に当たっては、その重複分を控除しています。)

※4:国土交通省のうち1件及び国立研究開発法人建築研究所の1件は、両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除しています。

※5:一部の検査結果については、上記の指摘金額のほかに、[背景金額](#)があります。

令和6年度決算検査報告について

検査報告には、国民生活の安全性の確保をはじめ、あらゆる分野にわたって多角的な検査を行った結果を掲記しています。
令和6年度決算検査報告に掲記した検査結果を分野等別に示すと、次のとおりです。

国民生活の安全性の確保

(あらまし pp. 11-16)



高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策

例 所定の調整を行ってれば、土砂災害の発生を防ぐことなどができた可能性あり

社会保障

(あらまし pp. 17-21)



求職者支援制度における認定職業訓練実施奨励金

例 講師が実務経験がないなど基準に適合していないのに、虚偽の書類を作成して奨励金を受給

防衛

(あらまし pp. 22-29)



国内開発された固定翼哨戒機(P-1)の運用等

例 エンジンが使用不能になるなどして、可動状況が低調

デジタル

(あらまし pp. 30-35)



情報システムに係る情報セキュリティ対策等

例 基準群に準拠した情報セキュリティ対策が講じられていない

予算の適正な執行、 会計経理の適正な処理等

(あらまし pp. 36-38)



委託費の支払額及び国庫補助金の交付額

例 虚偽の業務日誌を作成するなどして過大に人件費を算定

制度・事業の効率的、 効果的な運営等

(あらまし pp. 39-70)



中小企業等事業再構築促進事業

例 取得した財産が計画した事業に使用されておらず、その状況が十分に把握されていない

制度・事業の 適正で公平な運営

(あらまし pp. 71-83)



消費税の簡易課税制度の適用

例 多額の課税売上げを有する法人が、合併により制度の適用を受けている

資産、基金等のストック

(あらまし pp. 84-89)



経営安定関連保証等特別基金(東日本大震災復興緊急保証分)の保有規模

例 今後の使用見込みが極めて低い資金が有効に活用されていない

このほかにも、様々な検査結果を掲記しています。

第I章 検査の結果

第2節 主な検査結果

ここでは、令和6年度決算検査報告の主な検査の結果を紹介しています。

本節の案件資料(pp.12- 89)の構成は次のようになっています。

[「主な検査結果」について詳しく知りたい方はこちら](#)

租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等（随時） 財務省、経済産業省、中小企業庁

検査の背景

- 国は、平成25年度税制改正において、給与等支給額を増加させた場合においてその増加額の一定割合の税額控除を可能とする制度を創設（令和3年度税制改正において「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度」に改称）
- 平成30年度税制改正において、教育訓練費を増加させた場合に税額控除割合を上乗せすることができる措置（教育訓練費に係る上乗せ税額控除）を追加、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度においても継続
- 関係官庁は、税負担の軽減等を行う法人税に係る特別措置の拡充、期間の延長等に係る政策を決定しようとする場合、政策の事前評価が業務付け、関係官庁が財務省に提出する税制改正要望書には、政策の達成目標等を記載

検査の状況

- 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用法人（平成30～令和3事業年度に電子申告を行った法人）延べ334,716法人（税額控除額211億円）
このうち、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用法人は延べ12,861法人（同313億円）
- ① 教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、その適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項が異なる他に例のない仕組み。適用要件を満たす場合には税額控除額が教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人が負担した教育訓練費増加額を上回る状況も想定
- ② 実際は、上記延べ12,861法人のうち延べ9,812法人（76.2%）において、教育訓練費増加額を上回る税負担を軽減（超過額214億円）
- ③ 経済産業省等が税制改正要望に当たり参考にしてきた研究を参考に、延べ9,970法人を対象に、教育訓練費が増加した場合の給与等支給増加額を算出し、当該増加額に対応する上乗せ税額控除の額を試算したところ、実際の上乗せ税額控除の額の合計額は試算額の合計額と比べて大きく、計157億円の増減
- ⇒ ①～③から、適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項が異なる教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組みは、政策目的である給与等の増加を促すために税負担の軽減を行う措置として、適切なものとなっていないおそれ
- 事前評価において、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の直接的効果が未把握、取組を整理するような効果が適切に説明されているとは認められず
税制改正要望書において、検証可能な数値目標及び要望措置の妥当性が未記載
国会の決議等を受けた検証について、教育訓練費に係る上乗せ税額控除による給与等の増加の効果の検証が未実施

所見

- 教育訓練費に係る上乗せ税額控除について、検査によって明らかになった状況を踏まえ、経済産業省等及び財務省において、その効果及び要望措置の妥当性を検証して、当該検証結果を基に経済産業省等において見直しを検討することが重要

●要約(1枚目)

検査の背景や検査した事業の概要、検査の結果やそれを踏まえた会計検査院の所見等を簡潔にまとめています。

この1枚を読むと案件の全体像が分かります。

租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等（随時） 財務省、経済産業省、中小企業庁

検査の状況① 教育訓練費に係る上乗せ税額控除等の適用状況（報告書P9～16）

(検査の対象) 平成30事業年度から令和3事業年度までに給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度を適用していた法人の申告のうち、電子申告を行った法人計延べ334,716法人（注）の申告（注）平成30年度から令和3年度までに申告件数498,450件の67.1%に相当

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度を適用していた法人の数及び税額控除額

適用法人数：延べ334,716法人（大企業：21,377法人、中小企業者等：313,339法人） 税額控除額：計211億4,495万円
うち教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人数：延べ12,861法人（大企業：2,180法人、中小企業者等：10,681法人） 税額控除額：計313億5,881万円

| 税制改正年度 | 大企業向け | | 中小企業者向け | |
|--------|--------|-----------|---------|-----------|
| | 法人数 | 税額控除額(億円) | 法人数 | 税額控除額(億円) |
| 平成30年度 | 797 | 7.0 | 862 | 80.0 |
| 令和1年度 | 3,474 | 31.0 | 4,198 | 40.0 |
| 令和2年度 | 4,198 | 38.0 | 5,994 | 56.0 |
| 令和3年度 | 5,455 | 50.0 | 6,903 | 65.0 |
| 計 | 13,928 | 126.0 | 21,957 | 201.0 |

| 税制改正年度 | 大企業 | | 中小企業者等 | |
|--------|-------|-----------|--------|-----------|
| | 法人数 | 税額控除額(億円) | 法人数 | 税額控除額(億円) |
| 平成30年度 | 40 | 0.4 | 41 | 4.0 |
| 令和1年度 | 278 | 2.7 | 2,903 | 27.0 |
| 令和2年度 | 368 | 3.6 | 3,615 | 34.0 |
| 令和3年度 | 451 | 4.5 | 4,437 | 42.0 |
| 計 | 1,137 | 11.2 | 11,396 | 107.0 |

注）令和3年度税制改正において、大企業向けの適用について、適用要件の給与等支給増加割合が70%から75%に変更されるなどしている。

●図解(2枚目以降)

検査した事業の概要や検査の結果について、図表を用いてビジュアル的に分かりやすく説明しています。



① 国民生活の安全性の確保

1. 高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の状況(処置要求) p.12
2. ため池廃止工事における下流域への影響(処置済) p.15



高速道路の道路区域外危険箇所における 土砂災害対策の状況（処置要求）

東日本高速道路（株）・中日本高速道路（株）・西日本高速道路（株）
20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円(背景金額)
3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円(背景金額)

土砂災害 対策の 概要

- ✓ 3会社は、災害が発生した場合等に迅速かつ安全な道路交通の確保等に資することを目的として、災害点検要領を策定
- ✓ 3会社の支社及び管理事務所等は、同要領に基づき、**道路区域外危険箇所**（注1）を可能な限り選定して、危険状況、地名、**管理者等**（地方公共団体等）を記載した**道路区域外危険箇所調書**を作成
（注1）道路区域外において土石流等の発生が懸念されるなど高速道路に対して危険と思われる箇所
- ✓ 管理事務所等は、当該箇所について**管理者等との間で調整**を行い、管理者等により危険防止措置が講じられるよう努める
- ✓ 3会社は、令和2～5年度に、レーザプロファイラ（注2）を用いた測量による取得データを基にした災害リスク分析等を目的とした航空レーザ測量等の業務（**LP測量等業務**）を実施
（注2）航空機等からレーザ光を地表に照射し、反射光から地形を精密に測定する技術
- ✓ 3会社は、土砂災害等により高速道路及びその周辺が甚大な被害を受けた場合には、緊急復旧等の**復旧工事**を実施

検査の 結果

- 1-1. 道路区域外危険箇所があるなどとしていた72管理事務所等において、土砂災害発生前に管理者等との間で行う**調整が未実施**
- 1-2. 道路区域外危険箇所に**未選定の重複区域**（注3）5,436か所のうち、**290か所は道路区域外危険箇所に該当、2,876か所は詳細調査が必要**であり、当該箇所に**該当するかどうか不明**（注3）警戒区域（土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域）の中で、高速道路と重複する区域を含むもの
- 1-3. **LP測量等業務の成果品**について、道路区域外危険箇所に該当するかの判定にも資するものであるのに、速やかに管理事務所等に示していなかったため、**選定に未活用**
（3会社で実施した同業務の契約金額：20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円）
2. 土砂災害の発生箇所について、**警戒区域を考慮し、LP測量等業務の成果品を活用**するなどして**道路区域外危険箇所に選定した上で、管理者等との間で調整を行って**いれば、当該管理者等において危険防止措置が講じられることにより、**土砂災害の発生を防ぎ又は被害を軽減できた可能性あり**
（3会社で元～5年度に復旧工事に要した費用：3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円）

要求する 処置

- ✓ 管理事務所等において、**警戒区域を考慮するとともに、LP測量等業務の成果品を活用**して詳細調査を行うなどして、改めて**道路区域外危険箇所を選定した上で、管理者等を記載した道路区域外危険箇所調書を作成**すること
- ✓ 3会社の本社において、管理事務所等が管理者等との間で**調整を行う際の方針を定める**とともに、調整を効率的かつ効果的に行うことができるよう、高速道路の重要度や災害リスクに応じた優先順位の決定方法等を定め、支社、管理事務所等に**周知**すること

高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の状況（処置要求）

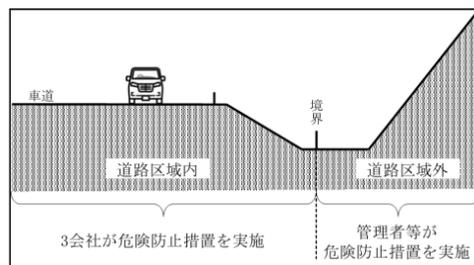
東日本高速道路（株）・中日本高速道路（株）・西日本高速道路（株）

20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円(背景金額)

3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円(背景金額)

災害点検要領の概要

- 3会社は、災害が発生した場合等に迅速かつ安全な道路交通の確保等に資することを目的として、災害点検要領を策定
- 3会社の支社及び管理事務所等は、同要領に基づき、**道路区域外危険箇所**（注1）を可能な限り選定して、危険状況、地名、**管理者等**（地方公共団体等）を記載した**道路区域外危険箇所調書**を作成
- 管理事務所等は、当該箇所について**管理者等との間で調整**を行い、管理者等により防護施設の設置等の危険防止措置が講じられるよう努める



L P 測量等業務の概要

- 3会社は、令和2～5年度に、レーザプロファイラ（注2）を用いた測量により取得したデータを基に、災害リスク分析を行うことなどを目的とした航空レーザ測量等の業務（**L P 測量等業務**）を実施

（注2）航空機等からレーザ光を地表に照射し、反射光から地形を精密に測定する技術

土砂災害の発生箇所における復旧工事の概要

- 3会社は、土砂災害等により高速道路及びその周辺が甚大な被害を受けた場合には、緊急復旧等の**復旧工事**を実施

検査の結果 1 - 1 道路区域外危険箇所調書の作成状況等

管理者等との間で調整を行うためには、前提として管理者等の把握が必要であることから、92管理事務所等において、災害点検要領に基づく道路区域外危険箇所調書の作成状況を検査したところ…



未作成：60管理事務所等（①②）、作成：32管理事務所等（③④⑤）

| | |
|--|----------|
| ① 防災カルテ（注3）等の作成箇所がないことから、調書を 未作成 | 19管理事務所等 |
| ② 防災カルテ等の作成箇所を道路区域外危険箇所とみなし、防災カルテ等があれば特段の支障はないと認識して、調書を 未作成 | 41管理事務所等 |
| ③ 調書を 作成 （管理者等が 未記載 ） | 22管理事務所等 |
| ④ 調書を 作成 （管理者等が 記載 ） | 9管理事務所等 |
| ⑤ 調書を 作成 （道路区域外危険箇所なし） | 1管理事務所等 |

道路区域外危険箇所があるなどとしていた②～④の72管理事務所等は、土砂災害発生前に管理者等との間で調整を行っていなかった

（注3）平成8年8月建設省道路局長通知に基づく道路防災総点検の結果、対策が必要と判断された箇所等について、所在地、想定される災害形態等を記載したもの

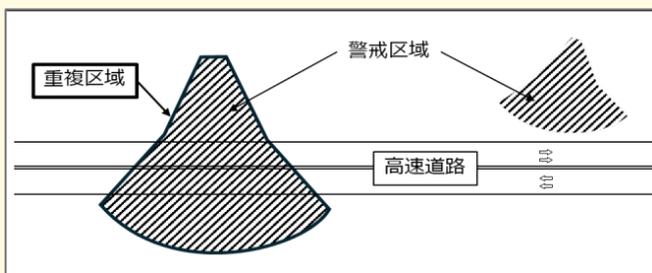
高速道路の道路区域外危険箇所における土砂災害対策の状況（処置要求）

東日本高速道路（株）・中日本高速道路（株）・西日本高速道路（株）
20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円(背景金額)
3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円(背景金額)

検査の結果 1 - 2 重複区域の道路区域外危険箇所への該当状況等

警戒区域（注）の中で、高速道路と重複する区域を含むもの（**重複区域**）は5,603か所あり、このうち**道路区域外危険箇所に未選定の5,436か所**を検査したところ…

（注）都道府県知事が指定する土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域



- 検査の結果1-1②～④の36管理事務所等管内の**290か所**は**道路区域外危険箇所に該当**
- 同①～⑤の88管理事務所等管内の**2,876か所**は**詳細調査が必要**（道路区域外危険箇所に**該当するかどうか不明**）

※①～⑤は検査の結果1-1の分類

検査の結果 1 - 3 LP測量等業務の成果品の活用状況

3会社は、高速道路周辺の危険箇所等の把握等のために**LP測量等業務**を外部に委託して実施。同業務の委託契約**12件**を検査したところ…

3会社で実施した同業務の契約金額（背景金額）
20億0709万円・9億4434万円・21億7505万円

LP測量等業務の成果品は、道路区域外危険箇所に該当するかの判定にも資するものであるのに、3会社が速やかに管理事務所等に示していなかったため、**選定に未活用**

要求する処置 管理事務所等において、**警戒区域**を考慮するとともに、**LP測量等業務の成果品**を活用して詳細調査を行うなどして、改めて**道路区域外危険箇所を選定**した上で、管理者等を記載した**道路区域外危険箇所調書**を作成すること

検査の結果 2 土砂災害が発生した箇所における管理者等との調整の状況

元～5年度に、道路区域外で発生した土石流等が道路区域内に流入するなどの土砂災害が13件発生

3会社で復旧工事43件に要した費用（背景金額）
3億4929万円・67億2767万円・53億6082万円

- 土砂災害12件の発生箇所は、土砂災害発生時点で**道路区域外危険箇所に未選定**
- 同13件の発生箇所を管理する管理事務所等は、土砂災害発生前に管理者等との間の**調整未実施**

警戒区域を考慮し、LP測量等業務の成果品を活用するなどして道路区域外危険箇所を選定した上で、管理者等との間で調整を行っていただければ、当該管理者等において危険防止措置が講じられることにより、**土砂災害の発生を防ぎ又は被害を軽減できた可能性あり**

要求する処置 3会社の本社において、管理事務所等が**管理者等との間で調整を行う際の方針を定めるとともに**、調整を効率的かつ効果的に行うことができるよう、高速道路の重要度や災害リスクに応じた優先順位の決定方法等を定め、支社、管理事務所等に**周知**すること

ため池廃止工事における下流域への影響（処置済）

ため池 廃止工事 の概要

- ✓ 農林水産省は、都道府県、市町村等（事業主体）に対し、防災減災事業として行う、老朽化が進み利用見込みのないため池の貯水機能の廃止をする工事（**ため池廃止工事**）を支援するための交付金等を交付
- ✓ ため池廃止工事は、主に堤体の一部又は全部を**開削**し、開削した堤体の底部等に新たに水路（**新設水路**）を整備し、下流域の既設の水路（**既設水路**）に**接続**するもの。新設水路及び既設水路は、廃止したため池跡地に流入する雨水等を下流域に排水するための**排水路として機能**
- ✓ 設計基準等によれば、排水路は、**洪水時等の排水処理が安全に行える**ように計画しなければならないとされている

検査の 結果

- ✓ 令和3年度から6年度までに**ため池廃止工事**（工事費計17億1564万円、交付金等相当額計15億1876万円）を完了した80事業主体の198か所を検査
- ✓ 47事業主体が実施した**94か所**の**ため池廃止工事**において、事業主体が**既設水路の流下能力を未把握**。このうち、9事業主体が実施した**14か所**の**ため池廃止工事**（1）において、**新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた**
- ✓ 事業主体が既設水路の流下能力を**設計時に把握**していた**ため池廃止工事**のうち、5事業主体が実施した**9か所**の**ため池廃止工事**（2）においても、**新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていた**
- ✓ 14事業主体が実施した**23か所**の**ため池廃止工事**（工事費計1億6811万円、交付金相当額計**1億5683万円**）（(1)+(2)）については、**雨水等を下流域に安全に排水することができず**、新設水路と既設水路の接続部分において**溢水して下流域に被害を及ぼすおそれ**

当局の 処置

- ✓ 7年3月に「農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き」（令和7年3月農林水産省農村振興局防災課策定）において、雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか、**計画の策定時から設計時まで確認することを明記し周知**
- ✓ 7年7月に都道府県等に対して通知等において、**下流域への影響を確認する際の具体的な方法を示した上で、対策が必要と判断された場合には当該対策を計画的に行うよう周知**

ため池廃止工事における下流域への影響（処置済）

ため池廃止工事の概要

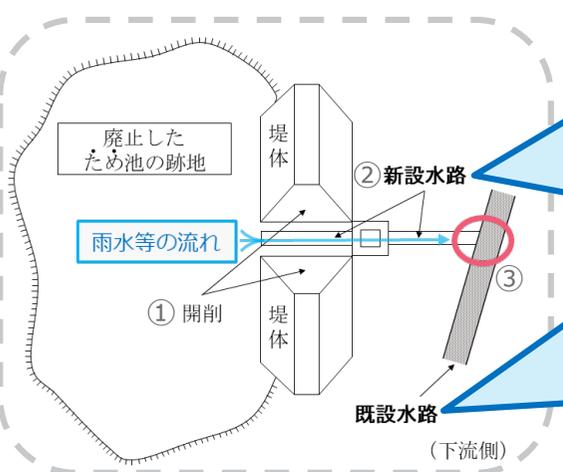
<ため池廃止工事による堤体断面図（開削工法）>



- ① 堤体の一部又は全部を開削
- ② 開削した堤体の底部等に水路（**新設水路**）を整備
- ③ 下流域の**既設水路**に接続（下図の**赤丸**箇所）

出典：農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き（令和7年3月農林水産省農村振興局防災課）

<ため池廃止工事のイメージ>



○**新設水路・既設水路は、廃止したため池に流入する雨水等を下流域に排水するための排水路として機能**

○設計基準等によれば、排水路は、**洪水時等の排水処理が安全に行えるよう計画しなければならない**こととされている

検査の結果

- ・ため池廃止工事の実施に当たり、**雨水等を下流域に安全に排水できる状況か**検査（80事業主体が実施した198箇所のため池廃止工事）
- ↓
- ・14事業主体が実施した**23か所**のため池廃止工事について、新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていて、**雨水等を下流域に安全に排水することができず、新設水路と既設水路の接続部分において溢水して下流域に被害を及ぼすおそれ**

(単位：事業主体、か所、万円)

| 項目 | 事業主体 | ため池 | 工事費 | 交付金相当額 |
|---|-----------|-----------|---------------|---------------|
| 事業主体が新設水路の接続先となる既設水路の流下能力を設計時に把握していなかったもの | 47 | 94 | 8億8377 | 7億3346 |
| 新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていたもの (1) | 9 | 14 | 1億0004 | 9392 |
| 事業主体が既設水路の流下能力を設計時に把握していたが、 新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていたもの (2) | 5 | 9 | 6806 | 6291 |
| 新設水路の設計流量が既設水路の流下能力を上回っていたものの合計 ((1)+(2)) | 14 | 23 | 1億6811 | 1億5683 |

当局の処置

- ・7年3月に「農業用ため池廃止工事の設計に関する手引き」（令和7年3月農林水産省農村振興局防災課策定）において、雨水等を既設水路で下流域に安全に排水することができるか、**計画の策定時から設計時まで確認することを明記し周知**
- ・7年7月に都道府県等に対して通知等において、**下流域への影響を確認する際の具体的な方法を示した上で、対策が必要と判断された場合には当該対策を計画的に行うよう周知**

② 社会保障

- 3. 求職者支援制度における認定職業訓練実施奨励金の不適正支給(不当) p.18
- 4. 放課後児童健全育成事業における
放課後児童クラブの長時間開所加算の制度設計(意見表示) p.20



求職者支援制度における 認定職業訓練実施奨励金の不適正支給（不当）

厚生労働省

5億2204万円(指摘金額)

制度の 概要

- ✓ 厚生労働省は、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者（特定求職者）に対して、職業訓練等の就職に関する支援を講ずる求職者支援制度を実施
- ✓ （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（機構）は、訓練実施機関の申請に基づき**職業訓練**が一定の基準（**認定基準**）に**適合しているか審査し、認定**（支部が審査、本部が認定）
- ✓ 厚生労働省は、認定された職業訓練（**認定職業訓練**）を適切に実施した訓練実施機関に、認定職業訓練実施奨励金（**奨励金**）を支給
- ✓ 職業訓練の講師は**実務等の経験を5年以上有する**などの**認定基準に適合していること**、訓練実施機関は職業訓練の認定の申請に当たり「講師の経歴等確認書」を機構に提出することなどが必要

検査の 結果

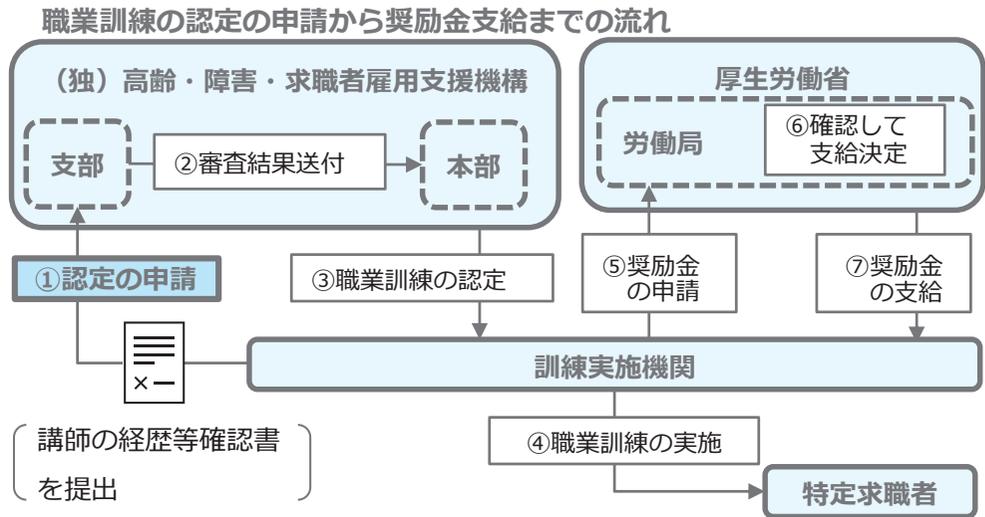
- ✓ 機構の東京、大阪両支部が審査を行い、令和元～6年度に奨励金が支給された4,323認定職業訓練から、26訓練実施機関に係る984認定職業訓練を選定して検査
- ✓ 訓練実施機関 A は、195職業訓練について、**講師115名全員が実務等の経験を5年以上有するとして**「講師の経歴等確認書」等を機構に提出して**認定を申請**、機構がこれを**認定し**、Aは195認定職業訓練に係る**奨励金計6億3554万円**を受給
- ✓ しかし、講師115名のうち**45名は、実務等の経験が全くない**など認定基準に適合していないのに、**Aが虚偽の「講師の経歴等確認書」を作成して**機構に提出
- ✓ 上記45名が講師となっていた**159認定職業訓練は、認定基準に適合しておらず**、これらに対する**認定は不適正**
⇒ 159認定職業訓練についてAが受給していた**奨励金計5億2204万円が不当**
(4億9827万円について返還の処置済(2376万円は時効により返還請求の権利が消滅))

求職者支援制度における 認定職業訓練実施奨励金の不適正支給（不当）

厚生労働省
5億2204万円(指摘金額)

求職者支援制度及び認定職業訓練実施奨励金の概要

- 厚生労働省は、雇用保険の受給ができない失業者であって、支援の必要がある者（特定求職者）に対して、職業訓練等の就職に関する支援を講ずる求職者支援制度を実施
- 機構（右図参照）は、訓練実施機関の申請に基づき職業訓練が一定の基準（認定基準）に適合しているか審査し、認定（支部が審査、本部が認定）
- 厚生労働省は、認定された職業訓練（認定職業訓練）を適切に実施した訓練実施機関に、認定職業訓練実施奨励金（奨励金）を支給
- 職業訓練の講師は実務等の経験を5年以上有するなどの認定基準に適合していること、訓練実施機関は職業訓練の認定の申請に当たり「講師の経歴等確認書」を機構に提出することなどが必要

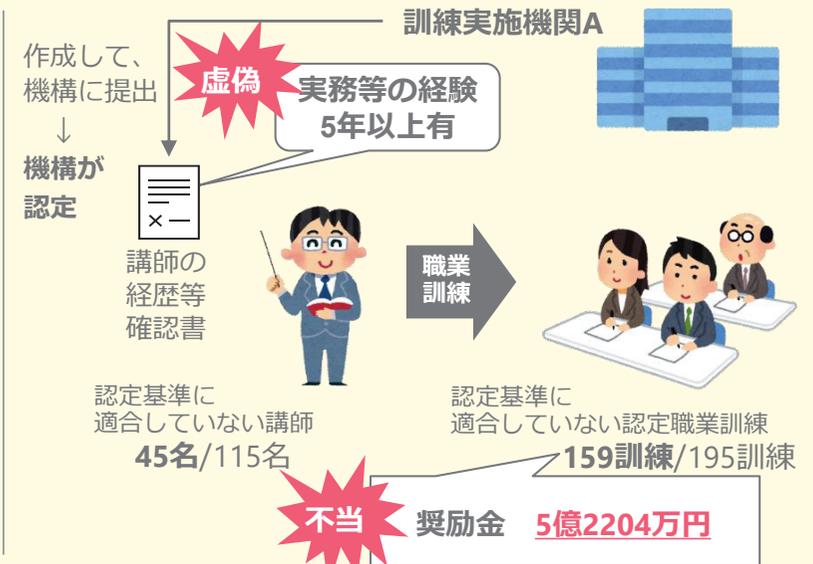


検査の結果

- 訓練実施機関Aは、195職業訓練について、講師115名全員が実務等の経験を5年以上有するとして「講師の経歴等確認書」等を機構に提出して認定を申請、機構がこれを認定し、Aは195認定職業訓練に係る奨励金計6億3554万円を受給
- しかし、講師115名のうち45名は、実務等の経験が全くないなど認定基準に適合していないのに、Aが虚偽の「講師の経歴等確認書」を作成して機構に提出
- 上記45名が講師となっていた159認定職業訓練は、認定基準に適合しておらず、これらに対する認定は不適正

➡ 159認定職業訓練についてAが受給していた奨励金計5億2204万円が不当（注）

（注）4億9827万円について返還の処置済（2376万円は時効により返還請求の権利が消滅）



放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの 長時間開所加算の制度設計（意見表示）

こども家庭庁
(内閣府本府、厚生労働本省)
6億5657万円(背景金額)

制度の 概要

- ✓ 放課後児童健全育成事業（健全育成事業）は、小学校に就学し、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保することなどを目的とする事業（注1）。国から市町村に交付される子ども・子育て支援交付金の交付対象（注1）令和5年4月に内閣府及び厚生労働省からこども家庭庁に事務が移管
- ✓ 放課後児童クラブ（注2）の開所時間（注3）と、開所時間の前後に必要な準備時間との関係は、市町村等に対して具体的に示されていない（注2）一又は複数の支援単位で構成し事業を運営するもの（注3）児童を受入可能な時間、児童のニーズがある時間
- ✓ 交付金の基準額に含まれる長時間開所加算は、「小1の壁」を解消するために、**18時以降も放課後児童クラブの開所を促すこと**などを目的として設定。
平日分は、開所時間が1日6時間を超え、かつ、**18時を超えて開所**する場合に加算を計上できる

検査の 結果

- ✓ 86市区町に令和3、4両年度に交付された交付金相当額182億円（延べ10,949支援単位）を対象に検査したところ、85市区町の**延べ9,184支援単位**（83.8%）が、平日に**18時を超えて開所**している状況
- ✓ ①80市区町の**延べ5,434支援単位**（交付金相当額計**6億5657万円**）で、平日分の長時間開所加算を計上。
うち延べ5,299支援単位は、授業終了時刻（注4）より前の時刻を開所時刻としていて、開所時間に授業中で児童が放課後児童クラブを利用しない準備時間を含めて設定。**授業終了時刻から閉所時刻まで**を児童が利用する時間と仮定すると、**延べ5,109支援単位**（96.4%）は加算の要件を満たさない状況
（注4）下校時刻が最も早いと考えられる第1学年の支援単位ごとの平均的な授業の終了時刻
- ②42市の**延べ3,750支援単位**は、開所時間が1日6時間を超えていないことなどから、**18時を超えて開所**していても加算を計上せず
⇒開所時間に準備時間を含めていたことで、加算の要件を満たすことになった支援単位がある一方、準備時間を含めていなかったことで、加算の要件を満たさない支援単位がある状況
- ✓ 授業終了時刻から閉所時刻までを児童が利用する時間と仮定するなどして開所時間を算定すると、上記延べ9,184支援単位のうち延べ8,855支援単位（96.4%）は**18時を超えて開所**していても開所時間が1日6時間を超えず、**加算の対象とならない**状況

表示する 意見

- ✓ こども家庭庁は、本院の指摘を受けて、6年12月に、事務連絡を発出し、健全育成事業の実施に当たり必要となる開所時間、準備時間等についての基本的な考え方を明確にし、その内容を都道府県及び市町村に周知
⇒上記に加え、同庁において、健全育成事業の実施に当たり、長時間開所加算の実態を把握するなどした上で、制度の在り方を検討し、目的に沿った**合理的な制度設計**とすること

放課後児童健全育成事業における放課後児童クラブの長時間開所加算の制度設計（意見表示）

こども家庭庁
(内閣府本府、厚生労働本省)
6億5657万円(背景金額)

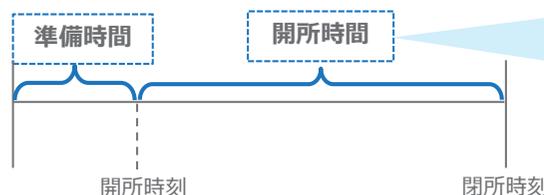
制度の概要

- 放課後児童健全育成事業（健全育成事業）は、小学校に就学し、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、放課後等に安心して生活できる居場所を確保することなどを目的とする事業。国から市町村に交付される子ども・子育て支援交付金の交付対象
(注)令和5年4月に、内閣府及び厚生労働省からこども家庭庁に事務が移管
- 事業の規模は、支援の提供が同時に1人又は複数の児童に対して一体的に行われるものを一の支援単位（一又は複数の支援単位で構成して事業を運営しているもの：放課後児童クラブ）



<長時間開所加算の概要>

- 交付金の基準額に含まれる長時間開所加算は、「小1の壁」を解消するために、**18時以降も放課後児童クラブの開所を促すこと**などを目的として設定
- 平日分は、開所時間が1日6時間を超え、かつ、**18時を超えて開所する場合**に加算が計上できる



・市町村からの多くの問合せなどを踏まえ、児童を受け入れることができる時間であること、児童のニーズがある時間であることなどを周知
・しかし、開所時間の前後に必要な時間（準備時間）との関係は具体的に示されていない

検査の結果

86市区町に令和3、4両年度に交付された交付金相当額182億円（延べ10,949支援単位）を対象に検査したところ・・・

85市区町の延べ**9,184支援単位**は、平日に18時を超えて放課後児童クラブを開所

80市区町の延べ
5,434支援単位

平日分の長時間開所加算を計上
(交付金相当額計**6億5657万円**)

延べ5,299
支援単位

授業終了時刻より前の時刻を開所時刻としていて、開所時間に児童が利用しない準備時間を含めて算定

延べ5,109
支援単位

授業終了時刻から閉所時刻までを児童が放課後児童クラブを利用する時間と**仮定**すると、開所時間が1日6時間を超えないため、加算の**要件を満たさない状況**

42市の延べ
3,750支援単位

開所時間が1日6時間を超えていないことなどから、18時を超えて開所していても平日分の加算を計上せず

開所時間に準備時間を含めていたことで要件を満たすことになった支援単位がある一方、準備時間を含めていなかったことで、要件を満たさない支援単位がある状況

加算は18時以降も開所を促すことなどを目的として設定されているが、18時を超えて開所していても要件を満たさない支援単位がある状況

授業終了時刻から閉所時刻までを児童が利用する時間と仮定するなどすると

延べ9,184支援単位のうち延べ**8,855支援単位 (96.4%)**は**18時を超えて開所**していても**加算の対象とならない**

表示する意見

こども家庭庁は、本院の指摘を受けて、6年12月に、事務連絡を発出し、健全育成事業の実施に当たり必要となる開所時間、準備時間等についての基本的な考え方を明確にし、その内容を都道府県及び市町村に周知

⇒上記に加え、同庁において、健全育成事業の実施に当たり、長時間開所加算の実態を把握するなどした上で、制度の在り方を検討し、目的に沿った**合理的な制度設計**とすること

③ 防衛

- 5. 災害用ドローンの使用状況(処置済) p.23
- 6. 国内開発された固定翼哨戒機(P-1)の運用等の状況(随時) p.25



災害用ドローンの使用状況（処置済）

7480万円(指摘金額)

災害用ドローン等の概要

- ✓ 陸上自衛隊（陸自）は、大規模自然災害等への対処態勢を強化するために**災害用ドローン**を整備し、迅速かつ的確な人命救助活動に資する情報収集を行うなどして災害等に対処するために使用
- ✓ 災害用ドローンのうちUAV災害用I型（**I型ドローン**）は、陸自の要求に基づき、令和2年3月に、20式（計40機）を契約金額7480万円で調達し、同年7月及び8月に納入
- ✓ 自衛隊がI型ドローンのような移動体の無線設備（移動局）を使用する場合、
 - ① 防衛大臣は、**使用する周波数**について**総務大臣の承認**を受けなければならない
 - ② **移動局の開設**について**防衛大臣の承認**を受けなければならない

検査の結果

- ✓ I型ドローン20式は災害等に対処できるものとなっているか、その使用状況等进行检查
- ✓ I型ドローンが使用する周波数、空中線電力等の情報（**周波数情報**）が総務大臣等の承認を受けるために必要となることから、陸自は、仕様書等において、品質保証書の提出を納入業者に求めていたが、品質保証書にどのような情報が必要かを具体的に**仕様書等に記載していなかったため、周波数情報が得られず**
- ✓ 陸自は、納入業者に周波数情報の提供を依頼。納入業者は使用する可能性がある周波数の上限、中間及び下限の情報を測定結果等として報告したが、陸自は報告された上限、中間及び下限の**三つの周波数**をI型ドローンで使用する可能性がある**全ての周波数であると誤認**
- ✓ 陸自は、三つの周波数のみで総務大臣の承認を受けたが、使用開始前に、**三つの周波数以外の周波数を使用することが判明**するなどしたため、I型ドローンは使用できない状態
- ✓ I型ドローン20式は、使用する周波数等について総務大臣等の承認を受けておらず、納入されて以降**4年以上にわたって使用できない状態**となっていて、**災害等に対処できるものとなっていなかった**

当局の処置

- ✓ 陸上幕僚監部（陸幕）は、I型ドローン20式について、**周波数情報を把握**するなどした上で、7年7月に**総務大臣等の承認**を受けて**使用できる状態**にした
- ✓ 陸幕は、災害等の対処に使用するドローンの調達に当たり、**周波数情報を適時かつ確実に把握**できるよう、7年7月に、**仕様書の記載要領等を改正**し、関係部署に対して**周知**等した

災害用ドローンの使用状況（処置済）

7480万円(指摘金額)

災害用ドローンの概要

- 人命救助活動に資する情報収集を行うなどして災害等に対処するために陸上自衛隊（陸自）が使用
- 令和2年3月に、**I型ドローン**20式（計40機）を7480万円で調達

I型ドローン（注1）

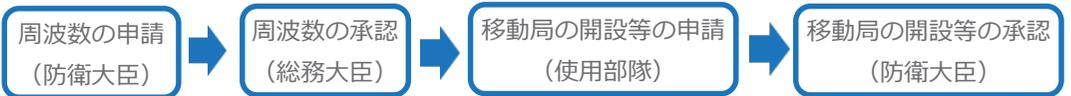


（注1）ドローン本体からバッテリーを取り外した状態 写真：会計検査院（広報資料）

移動局を使用する場合の総務大臣等の承認

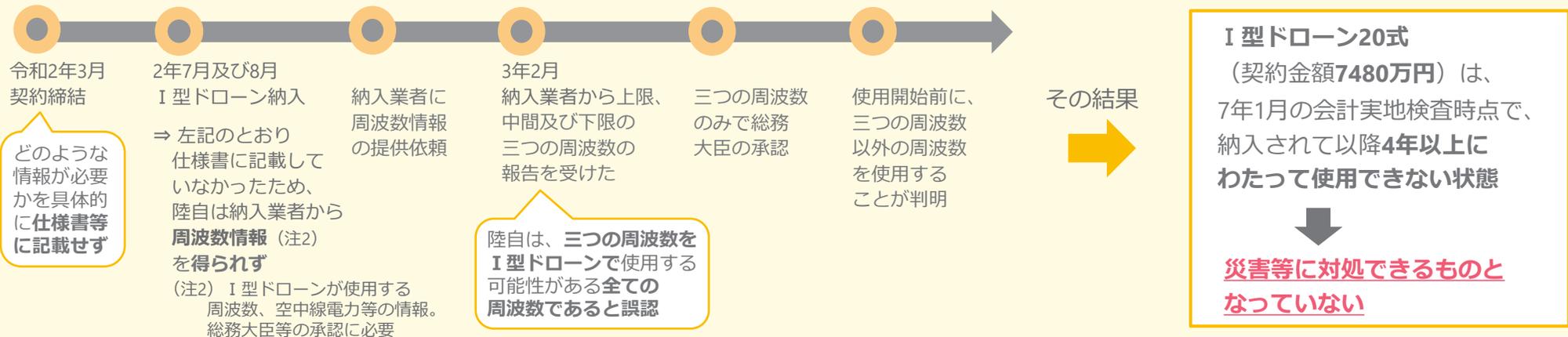
I型ドローンのような移動体の無線設備（移動局）を使用する場合、

- ①使用する周波数について**総務大臣の承認**
- ②**移動局の開設**について**防衛大臣の承認** が必要



検査の結果

I型ドローンは災害等に対処できるものとなっているか検査したところ・・・



当局の処置

- 陸上幕僚監部（陸幕）は、I型ドローン20式について、**周波数情報を把握**するなどした上で、7年7月に**総務大臣等の承認**を受けて**使用できる状態**にした
- 陸幕は、災害等の対処に使用するドローンの調達に当たり、**周波数情報を適時かつ確実に把握**できるよう、7年7月に、**仕様書の記載要領等を改正**し、関係部署に対して**周知**等した

国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況（随時）

防衛省内部部局、
海上幕僚監部、
防衛装備庁 等

検査の 背景

- ✓ P-1は、機動的に広範な周辺海域の監視が可能な海上自衛隊の**固定翼哨戒機**。機体、エンジン、多数の搭載電子機器、搭載武器等から構成される。固定翼哨戒機P-3Cの後継として、平成3年度に調査研究等を開始し、13年度から国内開発。25年3月に部隊使用承認を行い、同月以降に運用開始。令和6年9月現在、海上自衛隊3航空基地に計35機が配備
- ✓ 「令和5年版日本の防衛（防衛白書）」では部品不足による**非可動が発生**している例として取り上げられている

検査の 状況

- ✓ 平成3年度～令和5年度に締結されたP-1の開発、運用等に関する契約：計4,656件、契約額計**1兆7766億円**
- ✓ 2航空基地における会計実地検査時点及び元年度から5年度までの間の可動状況をみると、任務可動機の数に限られており、P-1の**可動状況は低調**。その要因は以下1～3のとおり
 1. 継続的にF7-10エンジン（注）の一定数が性能低下の状態になるなどして**使用不能**（注）P-1に搭載するためのエンジン。平成23年度に開発完了
⇒ 運用段階で一部の素材に腐食が生ずるなどしたことによるものが多い。P-1について今後更なる能力向上等を行う場合、腐食不具合が発生した原因の分析結果等を必要に応じて活用するなどして**設計に反映させるよう検討**する余地ありと史料 等
 2. 目標の情報収集に使用する搭載電子機器Aの一定数が継続的に**使用不能**。
また、P-1の部隊使用承認後、一部の搭載武器と機体が接続できないおそれがあるなどの不具合が発生 等
⇒ ・Aの開発段階及び運用段階で不具合が発生。搭載した際の影響を**十分に予見できていなかった可能性あり**と史料
・搭載武器の不具合は、開発段階で機体との接続に係る**仕様の検討が不十分だった可能性あり**と史料され、必要な仕様が的確に把握できていれば、P-1の運用開始前に対策を講ずることも可能であったと史料 等
 3. 機体用交換部品の調達を行う航空補給処は、発注から納品までの期間が長期化している状況等を必ずしも**適時に把握できておらず**、必要な時期に必要な量の部品が調達できず**慢性的に不足**。各部隊で、機体同士で部品を流用し合うなどして可動機を確保している状況や非可動の状態となっている機体あり 等

所見

- 防衛省は、次の点に留意するなどして、省内の各組織が一体となって**P-1の可動状況の改善に取り組んでいく必要あり**
- ✓ 今後更なる能力向上等を行う場合には、過去に蓄積された知見を最大限に活用して、当該知見を**設計に反映させるよう検討**するとともに、当該知見を踏まえて必要となる**試験項目を適切に設定**して試験を実施すること（上記1、2への所見）
 - ✓ 機体用交換部品の調達方法を**より効率的、効果的**なものとするなどについて**検討**すること。
また、状況の改善が見込まれない場合には、機体用交換部品の安定供給のための方策も検討するなどして、防衛省が一体となって機体用交換部品が**不足することのないよう努める**こと（上記3への所見）

国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況（随時）

防衛省内部部局、
海上幕僚監部、
防衛装備庁 等

検査の背景 固定翼哨戒機（P-1）の概要等（報告書P1～12）

- P-1は、機動的に広範な周辺海域の監視が可能な海上自衛隊の**固定翼哨戒機**。機体、エンジン、多数の搭載電子機器、搭載武器等から構成される。固定翼哨戒機P-3Cの後継として、平成3年度に調査研究等を開始し、13年度から国内開発。25年3月に部隊使用承認を行い、同月以降に運用開始。
令和6年9月現在、海上自衛隊3航空基地（注1）に計35機が配備（注1）鹿屋、厚木、下総各航空基地
- 我が国の領海等における国益の確保等のために重要な役割を担い、可動を十分に維持することが求められる一方で、「令和5年版日本の防衛（防衛白書）」では部品不足による**非可動が発生**している例として取り上げられている



P-1 出典：海上自衛隊ホームページ

検査の状況の全体像

調査研究等が開始された平成3年度～令和5年度にP-1の開発、運用等に要した経費、及び海上自衛隊が5年度末時点で保有しているP-1計35機（国有財産台帳価格計1320億8304万円）を対象として検査

P-1の開発、運用に要した経費等

平成3年度～令和5年度に締結された開発、運用等に関する契約：計4,656件、契約額計**1兆7766億円**

（防衛装備庁が算出したP-1のライフサイクルコスト（注2）：4兆0907億円）

（注2）平成3年度から運用・維持の終了を想定する令和36年度までの開発、運用等に関する経費の5年度末時点の見積額。取得予定機数は7年度末現在で61機

P-1の可動状況

2航空基地（注3）において、会計実地検査時点及び元年度～5年度の可動状況を確認したところ・・・

任務可動機（注4）の数は限られており、
P-1の可動状況は低調

（注3）鹿屋、厚木両航空基地。6年度にP-1が配備された下総航空基地は除く

（注4）全ての機器等に不具合が発生しておらず任務が制約なく遂行できる可動機

要因等は
次のとおり



1. F7-10エンジン

- ・ F7-10エンジンの一部素材の腐食による性能低下

検査の状況 1（本資料P27）

2. 搭載電子機器等

- ・ 搭載電子機器A：振動等による不具合
- ・ 搭載武器B～E：機体との接続における不具合
- ・ 搭載電子機器F：地殻性物質の固着による不具合

検査の状況 2（本資料P28）

3. 機体用交換部品の調達等

- ・ 調達リードタイムの長期化等
- ・ 緊急請求を受けてから調達が完了するまでに長期間を要している状況

検査の状況 3（本資料P29）

国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況（随時）

防衛省内部部局、
海上幕僚監部、
防衛装備庁 等

検査の状況 1 F7-10エンジンの運用等の状況（報告書P16～21）

不具合の状況及びその原因等 F7-10エンジン（注1）の運用等の状況を確認したところ・・・

継続的に一定数が性能低下の状態になるなどして**使用不能**。P-1の可動状況が低調となる要因

（注1）防衛装備庁が（株）IHIと契約を締結し、平成23年度に開発を完了したP-1に搭載するためのターボファン・エンジン。海上での運用に対応するために、耐腐食性のある素材を採用等しており、P-11機に4発ずつ搭載

- 原因についてみると、一部の素材に空気中の塩分が付着するなどして**腐食**が生ずる（腐食不具合）などしたことによるものが多い。防衛省の不具合への対応状況等は下表のとおり



F7-10エンジン 出典：（株）IHI公式サイト

| 区分 | 第1回目腐食不具合 | 第2回目腐食不具合 |
|---------------------|---------------------------|-----------|
| 腐食不具合への対応状況 | ✓ 海上自衛隊補給本部がIHIへ素材に係る改修指示 | ✓ 同左 |
| 契約不適合修補等（注2）の請求等の状況 | ✓ 一部請求、IHIが修補 | ✓ 請求なし |

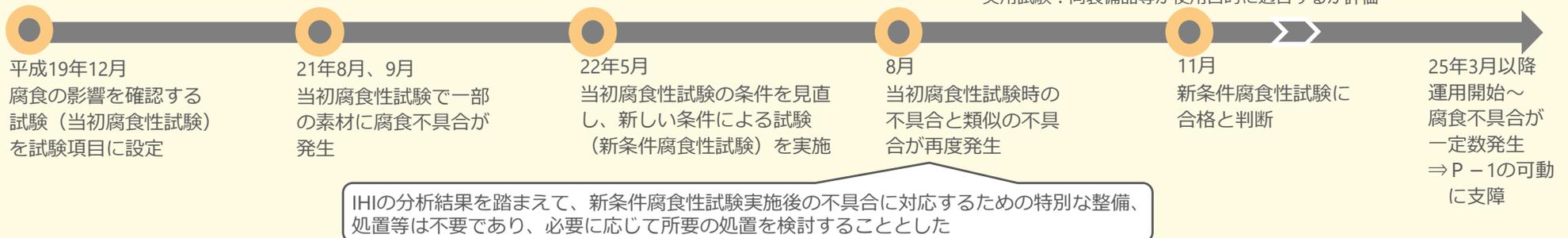
改修の進捗状況：
改修が必要となるF7-10エンジンが**一定数残っており**、改修が十分に進んでいるとはいえない状況

請求なしの理由：
・腐食不具合発生時点で、一定期間が経過
・承認された図面どおりに製造されたものであって契約不適合に該当しないことが判明

（注2）納入された物品が契約に適合していないなどの場合、防衛省が一定期間までに契約の相手方に対して行うことができる修補、代金の減額又は契約の解除

技術・実用試験（注3）で発生していた不具合に対する防衛装備庁の対応状況等

（注3）技術試験：試作された装備品等の性能が設計に適合するか評価
実用試験：同装備品等が使用目的に適合するか評価



→ P-1について今後更なる能力向上等を行う場合には、腐食不具合が発生した原因の分析結果等を必要に応じて活用するなどして**設計に反映させるよう検討**する余地はあると史料

国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況（随時）

防衛省内部部局、
海上幕僚監部、
防衛装備庁 等

検査の状況 2 搭載電子機器等の運用等の状況（報告書P21～27）

搭載電子機器等の運用等の状況を確認したところ・・・

- ① 目標の情報収集に使用する搭載電子機器 A について、一定数が会計実地検査時点まで継続的に**使用不能**
 - ② 4種の搭載武器 B、C、D、E について、P-1の部隊使用承認後に機体との接続に関して**不具合が発生**
 - ③ 搭載電子機器 F の構成部品に地殻性物質が固着する不具合が発生、一定数が**使用不能**
- } P-1の任務可動機の数に限られる要因

搭載電子機器Aの運用等の状況

- 継続的に搭載電子機器 A の一定数が使用不能
- 使用可能であっても、搭載電子機器 A が原因で航空機に振動及び騒音が発生する不具合も発生

・開発段階（技術・実用実験）において、Aが原因となって航空機に振動及び騒音が発生
 ・運用段階において、Aに振動に起因する損傷等が発生 など
 ・修理等の費用計8億9000万円



開発段階及び運用段階で不具合が発生した状況を踏まえれば、搭載電子機器 A を P-1 に搭載した際の影響を十分に予見できていなかった可能性があると史料

機体と搭載武器B、C、D、Eとの接続等

- P-1の部隊使用承認後に発生した搭載武器 B、C、D、E に関する不具合の内容とその対応状況、開発段階での試験等の実施状況は下表のとおり

| 区分 | 不具合の内容 | 左に対する対応状況 | 技術・実用試験等の実施状況 |
|-----|----------------------------|-------------|-------------------------|
| B、C | ✓ 電気的信号の送受信が正常に行われず作動しないなど | ✓ ソフトウェアの改修 | ✓ 搭載武器の作動試験は実施せず |
| D、E | ✓ 機体との接続部の附属品の長さが不足するなど | ✓ 附属品を交換 | ✓ 特定の品目については接続が可能かの確認せず |



搭載武器D、Eの不具合については、開発段階で、機体と搭載武器との接続に係る仕様が十分に検討されていなかった可能性があると史料され、必要な仕様が的確に把握できていれば、P-1の運用開始前に対策を講ずることも可能であったと史料

検査の状況 1、2 を踏まえた所見 今後更なる能力向上等を行う場合には、過去に蓄積された知見を最大限に活用して、当該知見を設計に反映させるよう検討するとともに、当該知見を踏まえて必要となる試験項目を適切に設定して試験を実施すること



国内開発された固定翼哨戒機（P-1）の運用等の状況（随時）

防衛省内部部局、
海上幕僚監部、
防衛装備庁 等

検査の状況3 機体用交換部品の調達等の状況（報告書P27～31）

機体用交換部品の概要等

- P-1の機体を構成する航空機用部品（機体用交換部品）の調達は、海上自衛隊補給本部隷下の航空補給処（空補処）が実施
- 機体用交換部品は、契約締結から実際の納入までの期間（調達リードタイム）が1年以上となるものもあることから、部品が必要となる年度の前年度末までに確保できるように各年度に調達すべき部品の数量（調達所要量）を算定
- 機体用交換部品が不足してP-1整備部隊が整備作業を完了できずに、機体が非可動の状態等にある場合、空補処に対して**緊急請求**を行う。これを受けて、空補処は、調達所要量を満たすための計画的な調達とは別に調達等を実施

調達リードタイムの長期化等 空補処における機体用交換部品の調達状況を確認したところ・・・

- 近年の国際情勢の急変等の影響により発注から納品までの期間が長期化し、実際の調達リードタイムが、調達所要量を算定した時点で想定していたものよりも長期化する傾向

空補処は、発注から納品までの期間が長期化している状況及び今後の調達に与える影響を必ずしも**適時に把握できておらず**、その結果、必要な時期に必要な量の部品が調達できず、機体用交換部品が**慢性的に不足**。これらの状況を踏まえると、精度の高い的確な情報に限定することなく、調達リードタイムの長期化等に関する情報を幅広く収集し、できる限り早期に対応を検討するよう努める必要があると史料

<事例>（報告書P28）

空補処は、機体用交換部品Gの調達手続に先立ち製造業者から徴取した下見積書や調達手続の際の再確認により調達リードタイムに係る情報を収集して調達所要量を算定。しかし、製造業者から調達所要量の一部しか納入できないとされた
⇒機体用交換部品Gは**必要な時期に必要な量が調達できず、不足するおそれ**がある状況

緊急請求に対する対応状況 平成30年度～令和4年度に各部隊が行った機体用交換部品に係る緊急請求に対する対応を確認したところ・・・

- 空補処が各部隊から緊急請求を受けてから調達完了までに1年以上を要しているもの：全体の**3割弱**（3年以上を要しているものもあり）
- 会計実地検査時点で、緊急請求を受けてから1年以上が経過しているのに調達が完了していない緊急請求が**約70件**
- 各部隊で、機体同士で機体用交換部品を流用し合うなどして可動機を確保している状況や、**非可動の状態となっている機体あり**

（機体用交換部品の需給状況等の把握については報告書P30～31参照）

所見 機体用交換部品の調達方法を**より効率的、効果的**なものとするなどについて**検討**すること。また、状況の改善が見込まれない場合には、機体用交換部品の安定供給のための方策も検討するなどして、防衛省が**一体となって機体用交換部品が不足することのないよう努めること**

④ デジタル

| | |
|--|------|
| 7. 各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況(随時) | p.31 |
|--|------|



検査の背景

- ✓ 国の行政機関等が実施する業務において、情報システムの利用が拡大。サイバーセキュリティに対する脅威が世界規模で生じるなどしていることから、情報システムにおける**情報セキュリティ**の確保が重要
- ✓ 国のサイバーセキュリティに関する施策は、内閣に設置されたサイバーセキュリティ戦略本部、内閣官房に設置された内閣サイバーセキュリティセンター（NISC。令和7年7月以降は国家サイバー統括室）、デジタル庁等により推進
- ✓ 国の行政機関等は、自らの責任において**統一基準群**（注1）等に基づき情報セキュリティ対策を講ずる。情報セキュリティインシデントが発生しており、情報セキュリティ対策等に関する取組の推進がより一層求められている
（注1）国の行政機関等が講ずべき対策の基準として、戦略本部が定める「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年7月改定）」等

検査の状況

1. 各府省庁等が3～5年度に整備、運用等に係る経費を支払った対象システム（注2）は、
 - ・本府省庁等24機関：224システム（契約2,875件、支払額計8439億7577万円）
 - ・地方支分部局16機関：128システム（契約658件、支払額計362億1604万円）
 （注2）6年3月末時点で各府省庁等が整備、運用等を行っている情報システムのうち、様々な状況において重要な業務を実施するための情報システム
2. 各機関で統一基準群に準拠した運用を行う必要性の認識が欠けていたこと、基本対策事項についての理解が十分でなかったことなどのため、情報セキュリティ対策が**適切に講じられていない**などの状況あり
 - (1) 情報システムID（注3）が付番されていない**ID無しシステム**は計23機関の137システム。
ソフトウェアのぜい弱性対策等の対策について、ID無しシステムはID付きシステムより**実施割合が低い**
（注3）デジタル庁が政府情報システムのより適切な管理等を実施するために、プロジェクト監理の一環として各政府情報システムに付番するID
 - (2) 業務委託に係る情報セキュリティ対策について、調達仕様書等に定めることとされている事項（委託先で実施する対策に関する事項や再委託に係る事項）の一部が**定められていない契約あり**
3. 統一基準群に基づく情報セキュリティ監査について、一部の府省庁等において、監査実施計画が**未策定**、または計画以外で業務委託により実施した監査の監査結果が情報セキュリティ監査責任者等に**情報共有されず** 等

所見

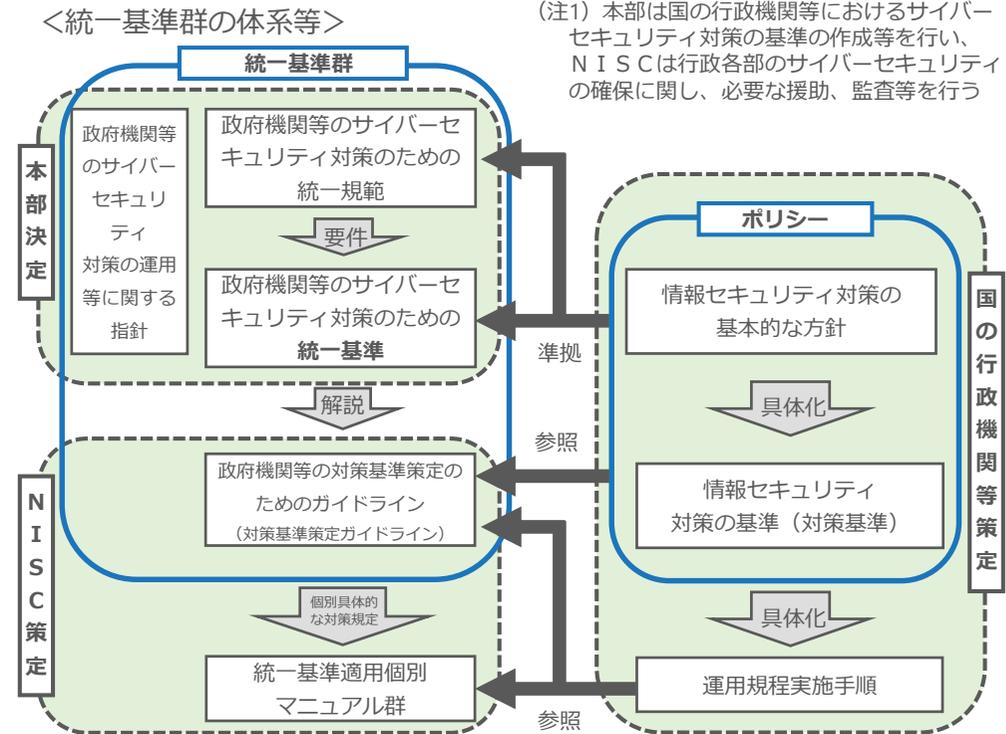
- ✓ ID無しシステムの整備、運用等を行っている各機関において、**IDの取得**を検討するとともに、デジタル庁において、既存の情報システムのIDを取得する場合の**手続等を明確**にすることを検討すること（検査の状況2(1)）
- ✓ 各機関において、統一基準群に準拠した業務委託等に係る**情報セキュリティ対策**を講ずること（検査の状況2(2)）
- ✓ 各機関において、統一基準群に基づき監査実施計画を**策定**し、当該計画に基づき監査を実施すること。また、計画外監査の結果が情報セキュリティ監査責任者等に**情報共有**されるように対応を検討すること（検査の状況3） 等

各府省庁等の情報システムに係る情報セキュリティ対策等の状況（随時）

内閣、デジタル庁等

検査の背景 国の情報セキュリティ対策の概要等（報告書P1～11）

- 国の行政機関等が実施する業務において、情報システムの利用が拡大。サイバーセキュリティに対する脅威が世界規模で生じ、深刻化するなどしていることから、サイバーセキュリティの確保により、情報システムにおける**情報セキュリティ**の確保が重要
- 国のサイバーセキュリティに関する施策は、内閣に設置されたサイバーセキュリティ戦略本部（本部）、内閣官房に設置された内閣サイバーセキュリティセンター（NISC。令和7年7月以降は国家サイバー統括室）、デジタル庁等により推進
- 国の行政機関等は、**統一基準群**等（右図参照）に基づき自らの責任において情報セキュリティ対策を講ずる。国の行政機関においても、情報セキュリティインシデントが発生しており、情報セキュリティ対策等に関する取組の推進がより一層求められている
- デジタル庁は、情報システムの整備及び管理に関する行政各部の事業の統括、監理等を行う。事業を特定してより適切な管理等を実施するために、予算要求前から執行の段階までを含むプロジェクト監理の一環として、各政府情報システムに**情報システムID**を付番



対象システム（本府省等24機関の236システム、地方支分部局16機関の120システム）（注2）に係る情報セキュリティ対策等の状況について、3～5年度を対象として検査（注2）6年3月末時点で各府省庁等が整備、運用等を行っている情報システムのうち、様々な状況において重要な業務を実施するための情報システム

検査の状況1 対象システムの整備、運用等に係る経費の支払状況及び契約の状況（報告書P14～19）

- 対象システムの整備、運用等に係る経費の支払状況等（3～5年度）は下表のとおり

| 機関 | 経費の支払を行った対象システム数 | 契約件数 | 支払われた経費の額 |
|------------|------------------|--------|---|
| 本府省庁等24機関 | 224システム | 2,875件 | 8439億7577万円（整備経費2921億9988万円、運用等経費5517億7589万円） |
| 地方支分部局16機関 | 128システム（注） | 658件 | 362億1604万円（整備経費 154億3140万円、運用等経費 207億8464万円） |

（注）本府省庁等の対象システムの中に、地方支分部局が利用していて経費の支払を行ったものがあるため、対象システム数（120システム）を上回っている



検査の状況 2 (1) 対象システムに係る情報セキュリティ対策の実施状況等（報告書P19～37）

実施状況等の全体像

- 統一基準に基づき、情報セキュリティ対策が適切に講じられているかなどを確認したところ、各機関で統一基準群に準拠した運用を行う必要性の認識が欠けていたこと、基本対策事項についての理解が十分でなかったことなどのため、下表のとおり情報セキュリティ対策が**適切に講じられていない**などの状況が見受けられた

| 統一基準の部 | 見受けられた主な状況 | 報告書のページ |
|--------|---|-------------|
| 第2部 | 統一基準群に準拠させるためのポリシーの改定を完了していない | 21～22 |
| 第4部 | 業務委託に係る調達仕様書等に定めるべき事項が定められていない など（本資料の次ページ参照） | 30～37 |
| 第5部 | 情報システム台帳に記載されておらず台帳による管理が行われていない など | 20～21、25～27 |
| 第6部 | 統一基準群に準拠した対策が講じられていない（ソフトウェアに関するぜい弱性対策が講じられていない、アクセスの権限・主体認証情報の管理が適切でない、点検対象ログが取得されていない など） | 23～25 |

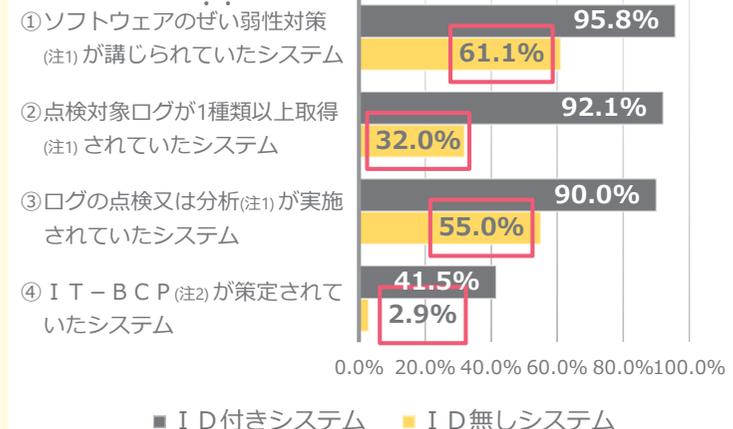
情報システム I D の付番等

- 情報システム I D が付番されていない I D 無しシステムは計23機関の137システム（本府省庁等13機関の42システム、地方支分部局10機関の95システム）
- I D 付きシステムと I D 無しシステムの別に、情報セキュリティ対策の実施状況を見ると・・・



I D 無しシステムは、I D 付きシステムよりも情報セキュリティ対策の実施割合が**低**くなっていた（右図参照）

デジタル庁が定めた I D 取得要領（情報システム I D の取得等実施要領（3.0版））には、既存の情報システムに係る I D を取得する場合の手続等は明確に記載されていない



(注1) 統一基準に準拠した対策（上記第6部参照）
 (注2) N I S C 作成のガイドラインに基づき各府省庁等が策定した情報システム運用継続計画

所見 I D 無しシステムの整備、運用等を行っている各機関において、情報システム I D の取得について検討するとともに、デジタル庁において、I D 取得要領を改定するなどして、既存の情報システムに係る情報システム I D を取得する場合の手続等を**明確**にすることについて検討すること

検査の状況 2 (2) 対象システムに係る情報セキュリティ対策の実施状況等（報告書P19～37）

業務委託に係る情報セキュリティ対策の実施状況

統一基準群において調達仕様書等に定めることとされている事項

- ① 国の行政機関等が情報システム等の開発、運用等の業務を外部に委託する場合：委託先で実施する情報セキュリティ対策に関する7事項（例：情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法に係る事項（確認方法に係る事項）等）
- ② 委託先が業務の一部を再委託する場合：再委託に係る2事項（例：再委託先での情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を国の行政機関等に提供して、再委託の承認を受けること）

業務の委託先における情報セキュリティ対策

- 本府省庁等16機関の1,138件、地方支分部局16機関の213件の業務委託に係る契約において、上記①の7事項が定められているかなどを確認したところ・・・

| | 7事項のうち一部が定められていなかった | | うち確認方法に係る事項が定められていなかった | | 確認方法に係る事項が定められていた | | うち確認が実施されていなかった | |
|--------|---------------------|-----|------------------------|-----|-------------------|-----|-----------------|-----|
| | 機関 | 件 | 機関 | 件 | 機関 | 件 | 機関 | 件 |
| 本府省庁等 | 15 | 921 | 14 | 389 | 15 | 749 | 14 | 233 |
| 地方支分部局 | 16 | 198 | 15 | 157 | 7 | 56 | 6 | 23 |

- ・ 7事項のうち一部の事項が定められていなかった契約あり
- ・ 確認方法に係る事項が定められていたが、確認が未実施の契約あり

業務の再委託先における情報セキュリティ対策

- 再委託が実施されていた本府省庁等16機関の551件、地方支分部局10機関の75件の契約において、上記②の2事項が定められているかなどを確認したところ・・・

| | 再委託に係る事項のいずれか又は両方が定められていなかった | | 再委託に係る事項の全てが定められていた | | うち再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報が提供されていなかった | |
|--------|------------------------------|-----|---------------------|-----|--|----|
| | 機関 | 件 | 機関 | 件 | 機関 | 件 |
| 本府省庁等 | 13 | 213 | 13 | 338 | 12 | 93 |
| 地方支分部局 | 10 | 62 | 3 | 13 | 3 | 11 |

- ・ 再委託に係る事項のいずれか又は両方が定められていなかった契約あり
- ・ 再委託先の対策の実施状況を確認するために必要な情報が提供されていなかった契約あり

<事例>
(報告書P34～35)

調達仕様書等には、対策の実施状況を確認するために必要な情報を委託先が提供することが定められていなかった
⇒再委託を承認した際に、委託先から必要な情報の提供を受けていなかった

所見 各機関において、統一基準群に準拠した業務委託等に係る情報セキュリティ対策を講ずること

検査の状況3 情報セキュリティ対策に係る教育等及び監査の状況（報告書P37～45）

情報セキュリティ対策に関する教育等の状況

- N I S Cは、国の行政機関等の情報セキュリティ対策推進体制に属する職員等を対象に、統一基準群等についての講義を実施（5年度に延べ2300名参加）
- 一方、検査の状況2のとおり、各機関において統一基準群に準拠した運用を行う必要性の認識が欠けていたなどのため、情報セキュリティ対策が適切に講じられていないなどの状況



所見 国家サイバー統括室において、対策基準策定ガイドライン等の改定に当たり、情報セキュリティ対策がより確実に講じられるよう記載内容を工夫するとともに、統一基準群の内容や情報セキュリティ対策の必要性についての理解が更に深まるように引き続き教育等の取組を進めること

（各府省庁等における教育の実施状況は、報告書P37～39参照）

情報セキュリティ監査の実施状況等

情報セキュリティ監査の概要

- 統一基準群によれば、国の行政機関等は、対策基準が統一基準等に準拠していることなどを確認するために情報セキュリティ監査を行う必要あり
 - 情報セキュリティ監査責任者（注1）は、監査対象、監査の実施方法等を記載した監査実施計画を定めるとともに、情報セキュリティ監査実施者に当該計画に基づく監査（計画監査）を実施させ、監査結果を監査報告書として最高情報セキュリティ責任者（注2）に報告する
- （注1）監査に関する事務を統括する者 （注2）情報セキュリティに関する事務を統括する者

計画監査の実施状況等

- 19府省庁等における計画監査の実施状況等を確認したところ・・・

- ・ 監査実施計画が策定されていなかった（3年度：3府省庁等、4年度：2府省庁等、5年度：1府省庁等）
- ・ 監査実施計画は策定されていたが、計画監査が実施されず（3年度：1府省庁等）

監査結果に係る情報共有の状況

- 19府省庁等のうち4府省庁等では、計画監査以外に、情報システム担当部局が情報セキュリティ監査を業務委託により実施（計画外監査）
- 計画外監査の結果も組織全体の対策に活用することが有効であることから、組織内で情報共有されているか確認したところ・・・

監査結果が情報セキュリティ監査責任者等に情報共有されず
（4府省庁等の委託契約17件のうち14件（11システム））

＜事例＞ 報告書P44
計画外監査の結果、要機密情報を取り扱う際に用いるパスワードがポリシー等の規定を満たしておらず、不正アクセスを引き起こすおそれがあると指摘あり
⇒しかし、情報システム担当部局は対策を講じていたものの、結果を情報セキュリティ監査責任者等に情報共有せず

所見 各機関において、統一基準群に基づき監査実施計画を策定し、当該計画に基づき監査を実施すること。また、計画外監査の結果が情報セキュリティ監査責任者等に情報共有されるように対応を検討すること

⑤ 予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等

8. 委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大(不当) p.37



事業の概要

- ✓ 8府省庁（注1）の19部局等は、令和元年度～5年度に、（株）ジェイアール東日本企画（会社）と委託契約を締結し、又は会社を補助事業者として、**83委託事業等**を実施（54委託事業：委託費計68億2840万円、29補助事業：国庫補助金計143億8456万円）
（注1）内閣府本府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、こども家庭庁
- ✓ 会社は、委託費、国庫補助金交付の対象となる経費として、委託事業等の**業務に従事した者の人件費**を計上。83委託事業等に要した人件費について、事業従事者ごとに従事時間等を記載した**業務日誌**等の証ひょうを算定根拠として作成し、保存

検査の結果

- ✓ 会社は、83委託事業等において、実際には委託事業等の業務に全く従事していない社員を従事したこととし、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととして、**実際の従事状況に基づくことなく人件費を算定**して実績報告書等に記載
 - 71委託事業等（①）において、**業務に全く従事しない社員も含めて**人件費の算定の対象とする**社員を選定**した上で、社員別に想定する従事時間数等が記載された一覧表（**想定人件費一覧表**）を作成。各社員に対して、想定人件費一覧表で割り振った時間数について従事したこととして、**事実と異なる従事時間等**を記載した**虚偽の業務日誌を作成**させていた
 - 12委託事業等（②）において、想定人件費一覧表を作成していなかったものの、71委託事業等と同様に、社員に対して**虚偽の業務日誌を作成**させていた
 - ①②のいずれにおいても、虚偽の業務日誌とそれ以外の証ひょう（作業時間明細等の資料）との間で不整合が生じないようにするために、会社は虚偽の業務日誌の内容と一致するように**虚偽の証ひょうを作成**
- ✓ 実績報告書等の作成に当たり従事したこととされていた延べ1,524人のうち延べ1,179人については、業務に従事した事実を客観的に証明できる資料の提出なし。一方、残りの延べ345人については、従事した業務の具体的な内容等を客観的に証明できる資料が提出され、委託事業等の業務に従事した時間数があったことを確認
- ✓ 上記の延べ1,524人とは別の延べ26人は、実績報告書等の作成時に人件費の算定対象となっていなかったものの、業務に従事していたことを確認
- ✓ 委託事業等の業務に従事していたことが客観的に証明できる資料で確認できた社員延べ371人の人件費を基に算定すると、82委託事業等（注2）において**計19億9527万円が過大**（委託事業11億4311万円、補助事業8億5216万円）
（注2）差額が生じなかった1委託事業を除く

委託費の支払額及び国庫補助金の交付額が過大（不当）

8府省庁

19億9527万円(指摘金額)

委託事業及び補助事業の概要

- 8府省庁（注）の19部局等は、令和元年度～5年度に、（株）ジェイアール東日本企画（会社）と委託契約を締結し、又は会社を補助事業者として、**83委託事業等**を実施（54委託事業：委託費計68億2840万円、29補助事業：国庫補助金計143億8456万円）
（注）内閣府本府、文部科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境各省、こども家庭庁
- 会社は、委託費、国庫補助金交付の対象となる経費として、委託事業等の**業務に従事した者の人件費**を計上。83委託事業等に要した人件費について、事業従事者ごとに従事時間等を記載した**業務日誌**等の証ひょうを算定根拠として作成し、保存

検査の結果

資源エネルギー庁の補助金に係る補助事業を対象とした会社に対する検査において、補助事業の業務に**全く従事していない社員を従事したこととして、人件費を算定**していたことが判明。そこで、会社が国から委託等を受けた他の委託事業等についても同様の事態がないか確認したところ…

83委託事業等の状況

会社は、実際には委託事業等の業務に全く従事していない社員を従事したこととし、又は業務に従事していた社員について従事していない時間も従事したこととして、**実際の従事状況に基づくことなく人件費を算定（延べ1,524人、計22億4168万円）**

- ✓ 71委託事業等において、社員別（業務に従事しない社員含む）に想定する従事時間数等が記載された一覧表（想定人件費一覧表）を作成し、各社員に対して、想定人件費一覧表で割り振った時間数について従事したこととする**虚偽の業務日誌を作成**させていた
- ✓ 12委託事業等において、想定人件費一覧表を作成していなかったものの、同様に**虚偽の業務日誌を作成**させていた
- ✓ 虚偽の業務日誌とそれ以外の証ひょう（作業時間明細等の資料）との間で不整合が生じないよう、虚偽の業務日誌の内容と一致するように**虚偽の証ひょうを作成**

証ひょうからは実際の従事状況を正確に把握できない状況



そこで、委託事業等に従事していたことが客観的に証明できる資料（会議の議事録、電子メールの送信履歴等）をみたところ…

- ✓ 業務に従事していたことが確認できたのは**延べ371人**
- ✓ その従事時間数に基づいて算定した人件費は**計2億8177万円**

このうち差額が生じなかった1委託事業を除く82委託事業等において、過大となっていた委託費、国庫補助金を算定したところ…

委託費、国庫補助金の**計19億9527万円が過大**

| 府省庁名 | 事業数 | 過大となっていた額 |
|--------|-----|-----------|
| 内閣府本府 | 1 | 223万円 |
| こども家庭庁 | 1 | 467万円 |
| 文部科学省 | 2 | 205万円 |
| 厚生労働省 | 3 | 2648万円 |
| 農林水産省 | 10 | 1億2597万円 |
| 経済産業省 | 57 | 16億7125万円 |
| 国土交通省 | 2 | 5983万円 |
| 環境省 | 6 | 1億0276万円 |
| 計 | 82 | 19億9527万円 |



⑥ 制度・事業の効率的、効果的な運営等

- 9. 中小企業等事業再構築促進事業の実施状況(不当、意見表示) p.40
- 10. 見返り資金の使用状況等(意見表示) p.45
- 11. 中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等
及び新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況(随時) p.47
- 12. 国際機関等に対する拠出等の状況(随時) p.56
- 13. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等(要請) p.61
- 14. 官民ファンドにおける業務運営の状況(要請) p.66

中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(機構)は、新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組(事業再構築)を通じて規模の拡大等の事業(再構築事業)を行う中小企業者等(事業主体)に対して、中小企業庁から国庫補助金を受けて設置造成した基金を原資に、事務局を通じて事業再構築補助金を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業(再構築支援事業)を実施(補助金交付額:60,223事業主体の60,490事業に対して1兆3740億1549万円(令和3年の開始後~6年度末))
- ✓ 再構築事業で取得するなどした処分制限財産(注1)は、原則、事業計画書に記載された事業再構築(計画新規事業)にのみ使用(事業計画の内容等を踏まえて判断する必要があるものの、処分制限財産を既存事業等(注2)に使用する場合は原則目的外使用)
(注1)取得価格等が50万円以上の機械、器具等 (注2)既存の事業及び計画新規事業とは別の新規事業
- ✓ 事業主体は、事業完了日の属する決算年度(補助事業終了年度)の終了後5年間、直近1年間の事業再構築の事業化の状況等を記載した「事業化状況・知的財産権報告書」(事業化状況等報告書)を提出。
中小企業庁は、効果検証として、報告内容等に基づき、再構築支援事業の成果目標に関連した分析等を実施

検査の結果

- 20事業主体の20事業(補助金交付額計4億2972万円)で、①役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき事業再構築補助金が過大に交付されていた事態、②補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどしていた事態、③処分制限財産が無断で処分されていた事態あり(指摘金額3億4461万円)【不当事項】
- 会計実地検査時点で83事業主体(注3)の83事業で処分制限財産317件(補助金相当額計16億2323万円)が既存事業等にのみ使用されるなど計画新規事業に使用されておらず、又は計画新規事業には使用されていたものの既存事業等にも使用されていた
⇒機構は、随時調査(注4)を行った事業がごく一部にとどまる中、現地に赴かずに処分制限財産の使用状況を把握できるようにするための方策等を講じておらず、多数の事業主体における処分制限財産の使用状況を十分に把握していない(指摘金額16億2323万円)【意見表示】 (注3)上記1のうち14事業主体を含む (注4)再構築事業終了後に機構等が実地で行うことができる検査
- 計画新規事業の売上実績がないのに事業化状況等報告書で売上実績ありと報告、また、同報告書に既存事業等も含めた売上額を計上等、純計49事業主体49事業で事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていない(指摘金額13億2329万円)【意見表示】

表示する意見

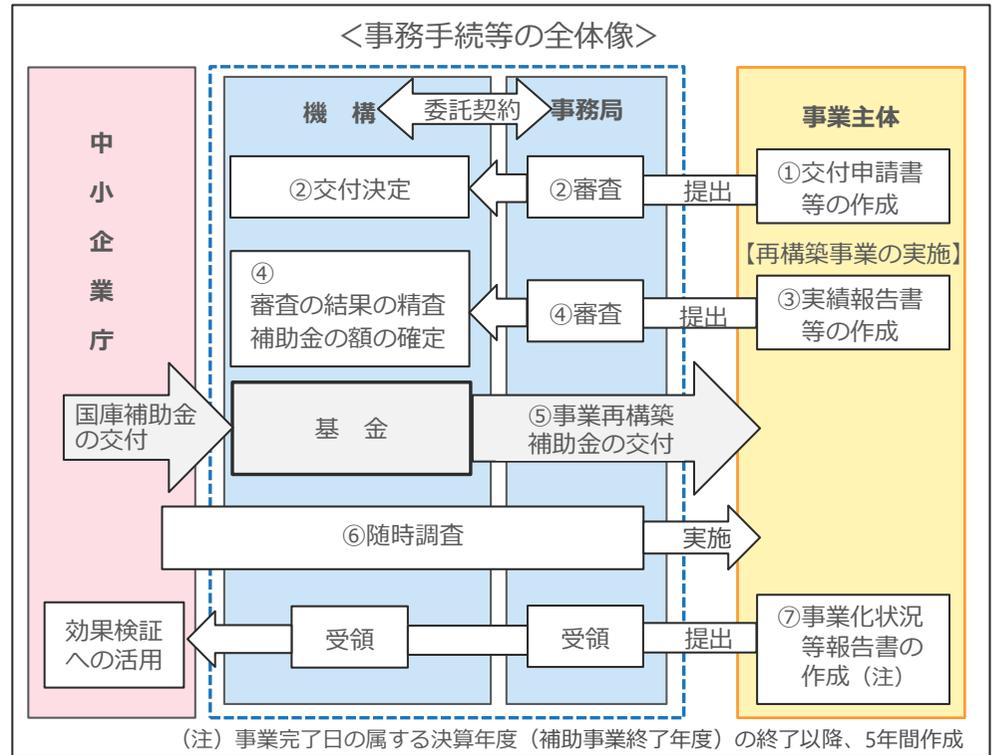
- ✓ 機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討すること(上記2に対する意見)
- ✓ 機構において、事業主体における事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書における報告方法を見直すこと(上記3に対する意見)
- ✓ 中小企業庁において、これらの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと

中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

事業の概要

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構(機構)は、**事業再構築**を通じて規模の拡大等の事業(再構築事業)を行う**中小企業者等**(事業主体)に対して、事業再構築補助金を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業(再構築支援事業)を実施
- 事業再構築の種類(新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等)に該当するための要件は、「事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、**新規性を有するものであること**」など
- 補助の対象は、専ら**再構築事業のために使用される建物の建設、機械装置の購入等に要する経費等**(補助率3分の2等、上限6000万円等)
- 機構等は、事業主体に対して、再構築事業終了後、予告なく随時調査(注)が可能(委託契約に基づき事務局が実施)
(注)再構築事業終了後に機構等が実地で行うことができる検査
- 中小企業庁は、再構築事業完了後に事業主体から提出される「事業化状況・知的財産権報告書」(事業化状況等報告書)に基づき、事業効果の検証を実施
- 補助金交付額は、令和3年に開始後、6年度末までに、**60,223事業主体の60,490事業**に対して、**1兆3740億1549万円**



検査の結果の全体像

(注1) 表中の1~5は本資料の検査の結果に対応。金額は指摘金額

(注2) 不当事項の20事業主体には、意見表示の4における83事業主体に含まれるものが14事業主体あり、指摘金額にも重複あり

| | |
|--|---|
| 不当事項 (20事業主体) 3億4461万円 | 1 役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき、事業再構築補助金が過大に交付されていた事態(4事業主体 1億2179万円) 2 補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどしていた事態(7事業主体 1億6816万円) 3 処分制限財産が無断で処分されていた事態(11事業主体 1億1986万円) ※1~3の事業主体数及び金額は一部重複 |
| 意見表示 (108事業主体) 24億7315万円 | 4 処分制限財産の使用状況が十分に把握されていない事態(83事業主体 16億2323万円) 5 事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていない事態(49事業主体 13億2329万円) ※4、5の事業主体数及び金額は一部重複 |

中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

検査の結果 1 (不当)

役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき事業再構築補助金が過大に交付されていた事態

- (ア) 納品を受けていないのに受けたなどとしていた
- (イ) 業務を外注していないのに外注したなどとしていた
- (ウ) 事業が完了していないのに完了したなどとしていた

(注1) <4事業主体 1億2179万円>
(注1) 検査の結果1～3の事業主体数及び金額は一部重複

【例】(イ) 外注していないのに外注したなど



検査の結果 2 (不当)

補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどしていた事態

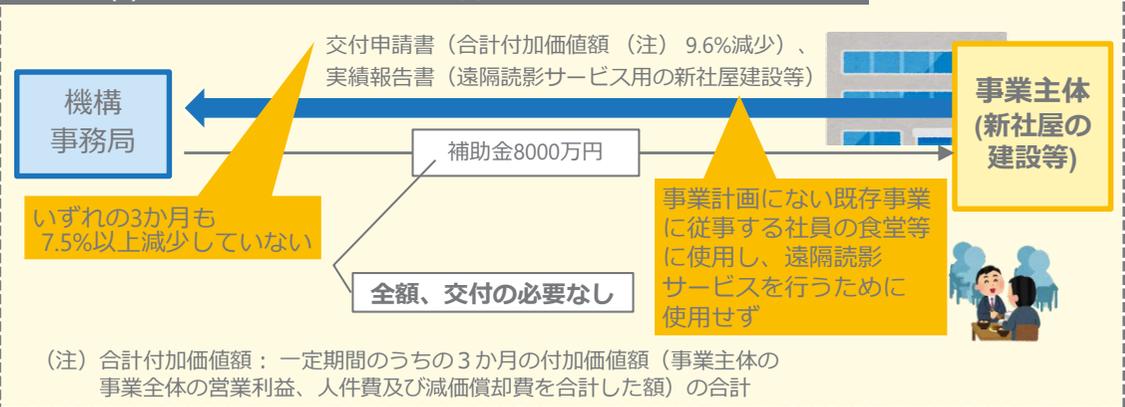
- (ア) 建設するなどした建物を事業計画に記載のない既存の事業に用いて、事業計画で実施するとして再構築事業が行われていない
- (イ) 補助対象事業費に補助の対象外の工事費等を含めるなど
- (ウ) 売上高等減少要件(注2)を満たしておらず、補助の対象外等
- (エ) 業態転換の要件(注3)である新規性を有しておらず、補助の対象外等

(注2) 一定期間のうちの3か月の合計付加価値額がコロナ以前と比較して7.5%以上減少していることなど

(注3) 提供される商品又はサービスが新規性を有するものであること

(注1) <7事業主体 1億6816万円>

【例】(ウ) 要件を満たしていない・(ア) 再構築事業が行われていない



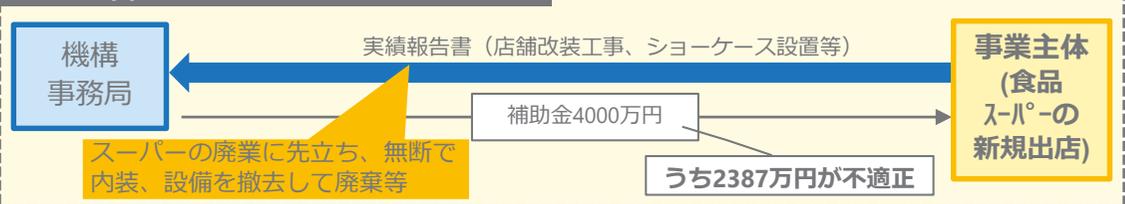
検査の結果 3 (不当)

処分制限財産が無断で処分されていた事態

- (ア) 処分制限財産(注4)が無断で譲渡され、貸し付けられ、又は廃棄されていた(注4) 取得価格等が50万円以上の機械、器具等
- (イ) 処分制限財産が無断で補助の目的外に使用されていた

(注1) <11事業主体 1億1986万円>

【例】(イ) 処分制限財産を無断で廃棄等



中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億4461万円、24億7315万円 (指摘金額)

検査の結果4 (意見表示) 処分制限財産の使用状況が十分に把握されていない事態

再構築事業で取得するなどした処分制限財産の取扱い

- ・ 処分制限財産を処分制限期間内に処分（目的外使用（注1）譲渡、貸付け、廃棄等）をしようとするときは、あらかじめ承認申請書を提出。処分制限期間内に処分した場合は、残存簿価相当額に補助率を乗ずるなどした額を機構に納付（注1）補助金の交付の目的に反する使用
- ・ 再構築事業で取得するなどした処分制限財産は、原則、事業計画書に記載された事業再構築（**計画新規事業**）にのみ使用される必要あり
- ・ 個々の事業計画の内容等を踏まえて判断する必要があるものの、処分制限財産を既存事業等（注2）に使用する場合は原則として目的外使用（注2）既存の事業及び計画新規事業とは別の新規事業

➤ 令和4～6年度に補助金を交付した224事業主体の225事業（補助金交付額計61億6121万円）について実地検査を行ったところ、下記①②のとおり

① 処分制限財産の使用状況（会計実地検査時点）

83事業主体83事業の処分制限財産317件（補助金相当額計**16億2323万円**）が既存事業等にのみ使用されるなど**計画新規事業に使用されておらず**、又は**計画新規事業には使用されていたものの既存事業等にも使用**（右表参照）

理由

- ・ 経済社会情勢の変化により、想定していた利益を確保できず計画新規事業を休止
- ・ 既存事業等に使用しても問題ないと認識 など

（注）83事業主体には、不当事項で指摘している14事業主体が含まれており、指摘金額にも重複あり

再構築事業で取得するなどした処分制限財産は、既存事業等への使用や廃棄等が生じやすい状態になっていると考えられる

<計画新規事業に使用されていないなどの処分制限財産の状況>

| 状況 区分 | 計画新規事業に使用されていないもの | | | 既存事業等にも使用 (注3) | 計 |
|-------------|-------------------|--------------------|----------------|-------------------|-----------------|
| | 遊休 | 既存事業等にのみ使用 (注3) | 廃棄、譲渡等 | | |
| 事業数 <割合> | 30事業 <13.3%> | 22事業 <9.7%> | 14事業 <6.2%> | 32事業 <14.2%> | 83事業 <36.8%> |
| 財産の件数 | 74件 | 37件 | 84件 | 122件 | 317件 |
| 取得価格等 | 7億0036万円 | 6億0656万円 | 1億2289万円 | 14億5938万円 | 28億8920万円 |
| 補助金相当額 | 3億4996万円 | 3億2716万円 | 8458万円 | 8億6152万円 | 16億2323万円 |

（注1）表中の割合は検査した225事業に対するそれぞれの事業数の割合（注2）事業数に重複あり
（注3）原則として計画新規事業にのみ使用される必要があるとの考え方に基づき集計したものであり、目的外使用に当たるとの判断に基づき集計したものではない

② 機構等における処分制限財産の使用状況の把握状況

- ・ 6万件以上ある交付済事業のうち、1160事業主体1161事業を随時調査（69事業主体69事業で目的外使用を把握）
- ・ 随時調査は交付済事業のごく一部にとどまっている。しかし、機構は**現地に赴かずに使用状況を把握する方策を講じていない**

表示する意見

機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として**計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知**するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、**処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討**すること

中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

検査の結果5 (意見表示)

事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていないなどの事態

事業効果検証の概要

- 事業主体は、再構築事業完了の日の属する決算年度(補助事業終了年度)の終了後5年間、直近1年間の事業再構築の事業化の状況、事業主体の決算の状況や付加価値額の実績等を記載した事業化状況等報告書を提出
- 事業主体は、事業化状況等報告書において、事業再構築の事業化の状況について、生産する製品等の売上額、原価等を報告。事業化している場合は、5段階(注)の区分(事業化段階)から各報告時点の段階を選択して報告
(注) 第1段階(製品の販売、又はサービスの提供に関する宣伝等を行っている)から第5段階(継続的に販売・提供実績があり利益が上がっている)まで。第1段階及び第2段階は売上実績なし、第3段階～第5段階は売上実績あり
- 中小企業庁は、効果検証として、事業化状況等報告書に基づき、再構築支援事業の成果目標に関連した分析等を実施。効果検証は今後も継続

➤ 会計実地検査時点で事業化状況等報告書の提出期限が到来していた212事業主体の213事業(補助金交付額59億3331万円)を確認すると・・・

| | |
|-------------------|--|
| 売上実績についての報告 | 9事業主体9事業(補助金交付額 2億0071万円)は、計画新規事業の売上実績がないのに、事業化状況等報告書で売上実績ありと報告等 |
| 売上額の計上方法 | 17事業主体17事業(同 4億0705万円)は、事業化状況等報告書に既存事業等も含めた売上額を計上して報告等 |
| 事業化段階と売上額及び原価の整合性 | 17事業主体17事業(同 4億5100万円)は、事業化状況等報告書において、事業化段階を第5段階(利益が上がっている)としているのに、売上額及び原価の項目では利益が上がっていないと報告 |

(注) いずれも補助事業終了年度分



補助事業終了年度以降2年までの報告分を含め**事業化の状況が適切に報告されていない**
(上記の純計: **49事業主体49事業** 補助金交付額**13億2329万円**)

適切に報告されていない報告書の提出が継続すると、再構築支援事業の事業効果を正確に分析することが困難となり、今後の政策判断に必要な適切な検証結果が得られないおそれ

表示する意見 機構において、事業主体における事業再構築の**事業化の状況が適切に報告されるよう**、事業化状況等報告書における**報告方法を見直すこと**

検査の結果4及び5を受けて表示する意見 中小企業庁において、見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して**指導、助言等を行うこと**



見返り資金の使用状況等（意見表示）

外務本省、独立行政法人国際協力機構
11億5929万円、47億2883万円(指摘金額)

見返り 資金制度 の概要

- ✓ 外務省及び独立行政法人国際協力機構は、食糧不足等に直面している開発途上地域の政府等に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与する無償資金協力（注1）を実施（注1）無償資金協力（食糧援助）、無償資金協力（貧困農民支援。平成17年度以前は食糧増産援助）、ノン・プロジェクト無償資金協力（経済構造改善努力支援無償資金協力）
- ✓ 相手国政府は、贈与資金により調達した物品を国内市場で売却するなどして回収した資金（見返り資金）を経済社会開発に資する事業に使用することが可能。見返り資金は、使用により更なる開発効果が期待等されるもの
- ✓ 相手国政府は、交換公文や贈与契約等に基づき、所定の期限までに、銀行口座に見返り資金として積立義務額以上の金額を積み立てる義務を負う。また、在外公館等（注2）に対して、資金の使用に係る協議（使途協議）を行うこととされ、在外公館等は、相手国政府の申請内容を確認等した上で、使用を承認（注2）外務省実施分は在外公館、機構実施分は在外事務所等

検査の 結果

- ✓ 外務省が平成4～29年度に交換公文を締結した15か国115事業（贈与額506億3100万円）のうち、令和6年度末時点で相手国政府の銀行口座にある見返り資金の残高は**7か国31事業**における**11億5929万円**。これらは積立期限後5年以上が経過していて**長期間使用されておらず**、見返り資金による**更なる開発効果が速やかに発現していない**
- ✓ 機構が平成20～26年度に贈与契約を締結した42か国89事業（贈与額419億7500万円）のうち、**26か国48事業**における見返り資金**47億2883万円**（積立期限後6年以上経過）についても、上記と同様の状況
- ✓ 4在外公館では、相手国政府の見返り資金の銀行口座の一部の存在を把握しておらず、残高や使用状況等について未確認。また、外務本省では、見返り資金の残高等を**把握する体制が未整備**で、在外公館に適時適切に確認するよう指示しておらず
- ✓ 相手国政府に対して見返り資金の**早期使用を促す**などの働きかけを行っている**在外公館等は確認できず**

表示する 意見

- ✓ 外務省及び機構において、ガイドラインを改訂するなどして、相手国政府の見返り資金の口座残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期間使用されず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して**早期の使用に向けた働きかけ**を行うよう、**明確に定めて**在外公館等に**周知徹底**すること
- ✓ 外務本省において、在外公館が行う見返り資金の残高等の確認状況を**適時適切に把握する体制を整備**すること
- ✓ 外務本省及び機構本部において、見返り資金の**早期の使用に向けた働きかけ**を在外公館等に対して**指示**することとする

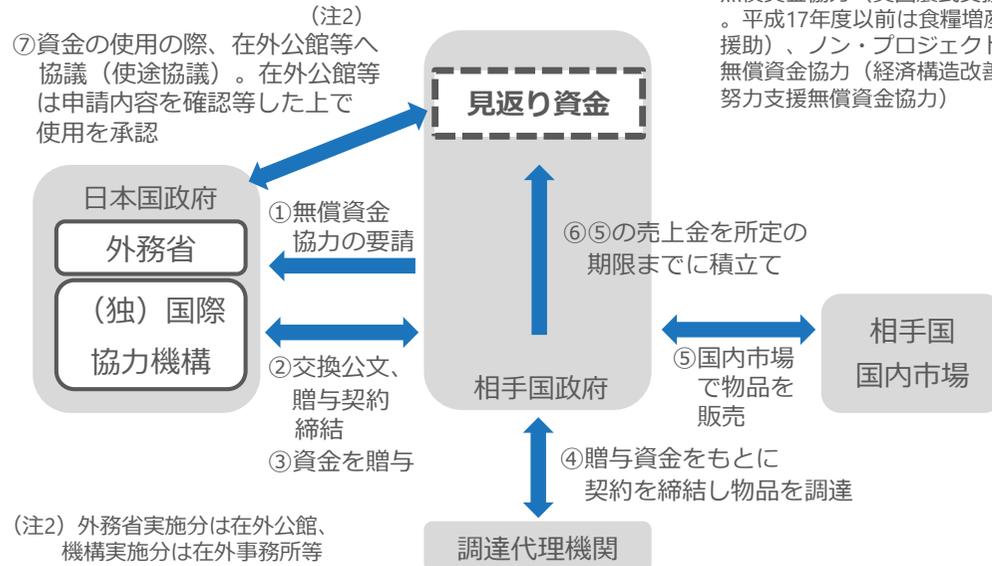
見返り資金の使用状況等（意見表示）

外務本省、独立行政法人国際協力機構
11億5929万円、47億2883万円(指摘金額)

見返り資金制度の概要

- 外務省及び機構は、食糧不足等に直面している開発途上地域の政府等に対して、返済の義務を課さないで資金を贈与する無償資金協力（注1）を実施
- 相手国政府は、贈与資金により調達した物品を国内市場で売却するなどして回収した資金（見返り資金）を経済社会開発に資する事業に使用することが可能。見返り資金は、使用により更なる開発効果が期待等されるもの

（注1）無償資金協力（食糧援助）、無償資金協力（貧困農民支援。平成17年度以前は食糧増産援助）、ノン・プロジェクト無償資金協力（経済構造改善努力支援無償資金協力）



検査の結果

- 外務省が平成4～29年度に交換公文を締結した事業及び機構が20～26年度に贈与契約を締結した事業をみたところ…

見返り資金が長期にわたり使用されておらず、
更なる開発効果が速やかに発現していない（下表参照）

| 実施主体 | 検査対象 | 見返り資金の残高 (令和6年度末時点) |
|------|----------------------------------|--|
| 外務省 | 15か国115事業 506億3100万円 (贈与額) | 7か国31事業 11億5929万円 (積立期限後5年以上経過) |
| 機構 | 42か国89事業 419億7500万円 (贈与額) | 26か国48事業 47億2883万円 (積立期限後6年以上経過) |

中には20年以上経過しているものあり

残高の7割は10年以上経過

- ・4在外公館では、相手国政府の見返り資金の銀行口座の一部の存在を把握しておらず、残高や使用状況等について未確認。外務本省では、見返り資金の残高等を把握する体制が未整備で、在外公館に適時適切に確認するよう指示しておらず
- ・相手国政府に対して見返り資金の早期使用を促すなどの働きかけを行っている在外公館等は確認できず

表示する意見

- ・ 外務省及び機構において、ガイドラインを改訂するなどして、相手国政府の見返り資金の残高、使用状況等を適時適切に確認して、長期間使用されず、使用される予定がない見返り資金を把握した場合は、相手国政府に対して**早期の使用に向けた働きかけ**を行うよう、**明確に定めて在外公館等に周知徹底**すること
- ・ 外務本省において、在外公館が行う見返り資金の残高等の確認状況を**適時適切に把握する体制を整備**すること
- ・ 外務本省及び機構本部において、見返り資金の**早期の使用に向けた働きかけ**を在外公館等に対して**指示**することとすること

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の 背景

- ✓ (株)日本政策金融公庫（日本公庫）、(株)商工組合中央金庫（商工中金）、信用保証協会（協会）等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、**中小企業者等に対して各種の資金繰り支援**(注1)を実施
(注1) 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している中小企業者等を対象とする、日本公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金による危機対応貸付け（**新型コロナ特別貸付等**）、協会によるセーフティネット保証4号、同保証5号及び危機関連保証（**新型コロナ関連保証**）等
- ✓ **新型コロナ特別貸付等及び新型コロナ関連保証付融資**は、返済開始時期を迎えるものが集中する時期を全て経過し、その**元利金の返済が本格化する**などの一方、中小企業者等の新型コロナウイルス関連の倒産件数等が増加

検査の 状況

1. **新型コロナ特別貸付等**に係る貸付債権等の状況をみると、
 - ・5年度末までの**貸付実績**の累計は**20兆6397億円**。また、**貸付残高**は**12兆4014億円**で、全体の**9割程度が元金返済中又は据置期間中**
 - ・**条件変更中及び延滞等**に至った貸付債権の3年度末以降の各年度末の残高は、いずれの貸付けも前年度末から**大幅に増加**
 - ・5年度末までに償却した貸付債権の金額は**1490億円**、同年度末の**リスク管理債権**の金額は**1兆1965億円**、同年度末における**部分直接償却**(注2)**実施額は2178億円**
(注2) 回収不可能又は無価値と判断された資産について税務上の直接償却を満たしていない場合に貸倒引当金の計上に代えて貸倒償却をする方法
2. **新型コロナ関連保証**に係る保証債務の状況をみると、
 - ・5年度末までの**保証承諾**の累計は**38兆2664億円**。また、**保証債務残高**は**19兆4960億円**で、全体の**9割超が元金返済中又は据置期間中**
 - ・**条件変更中**の金額は、2年度末以降、前年度末から**大幅に増加**
 - ・**代位弁済額**は5年度までの累計で**4848億円**、同年度末時点における**求償権残高**は**4564億円**
3. **新型コロナ関連保証**に係る**市区町村長の認定**の手続において、申請書類の簡素化を認めている状況を踏まえて、会計検査院において、協会が保管していた確定申告書類を基に申請時における売上げの状況を**事後的に機械的な方法により確認**
→その結果、最近1か月間の**売上高等減少率が認定基準を下回っていた**事態が865件中**142件**見受けられた
4. **新型コロナ関連保証**に係る**国の財政援助**のうち、**日本公庫**の信用保険等業務勘定の財務基盤強化のために措置された**出資金**は、**資本準備金**として計上され、5年度末時点の**資本準備金残高**は**5兆2841億円**と元年度末時点（2兆0522億円）から**増加**

所見

- ✓ 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等の貸付債権等について、引き続き、**債務者の状況把握等を適切に実施**するなど、**信用リスク管理等を適切に行う**とともに、これまでと同様に、**適切に貸倒引当金を算定し、計上すること**（上記1への所見）
- ✓ 中小企業庁において、新型コロナ関連保証について、引き続き、各協会が**保証債務等の管理及び求償権を取得した後の求償権の管理**等を適切に実施していくなどするよう、**適切な指導、助言等**を行っていくこと（上記2への所見）
- ✓ 中小企業庁において、検査の状況の3の事態について、**各地方公共団体等を通じて状況を確認**するなどした上で**必要な対応**を執るとともに、その結果を踏まえて、新型コロナ関連保証に係る**市区町村の認定事務を検証**するなどして、非常時の経営安定関連保証等に係る事務における**認定基準等の確認が適切に行われるようその在り方を検討**すること（上記3への所見）
- ✓ 日本公庫において、今後、**保険収支が悪化**することにより、**資本準備金を取り崩す**ことになる可能性があるため、新型コロナ関連保証等に係る**保険収支が信用保険等業務勘定の財務状況に与える影響に留意しながら、リスク管理**を含む新型コロナ関連保証等に係る**保険の適切な業務運営**に努めること（上記4への所見） 等



中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

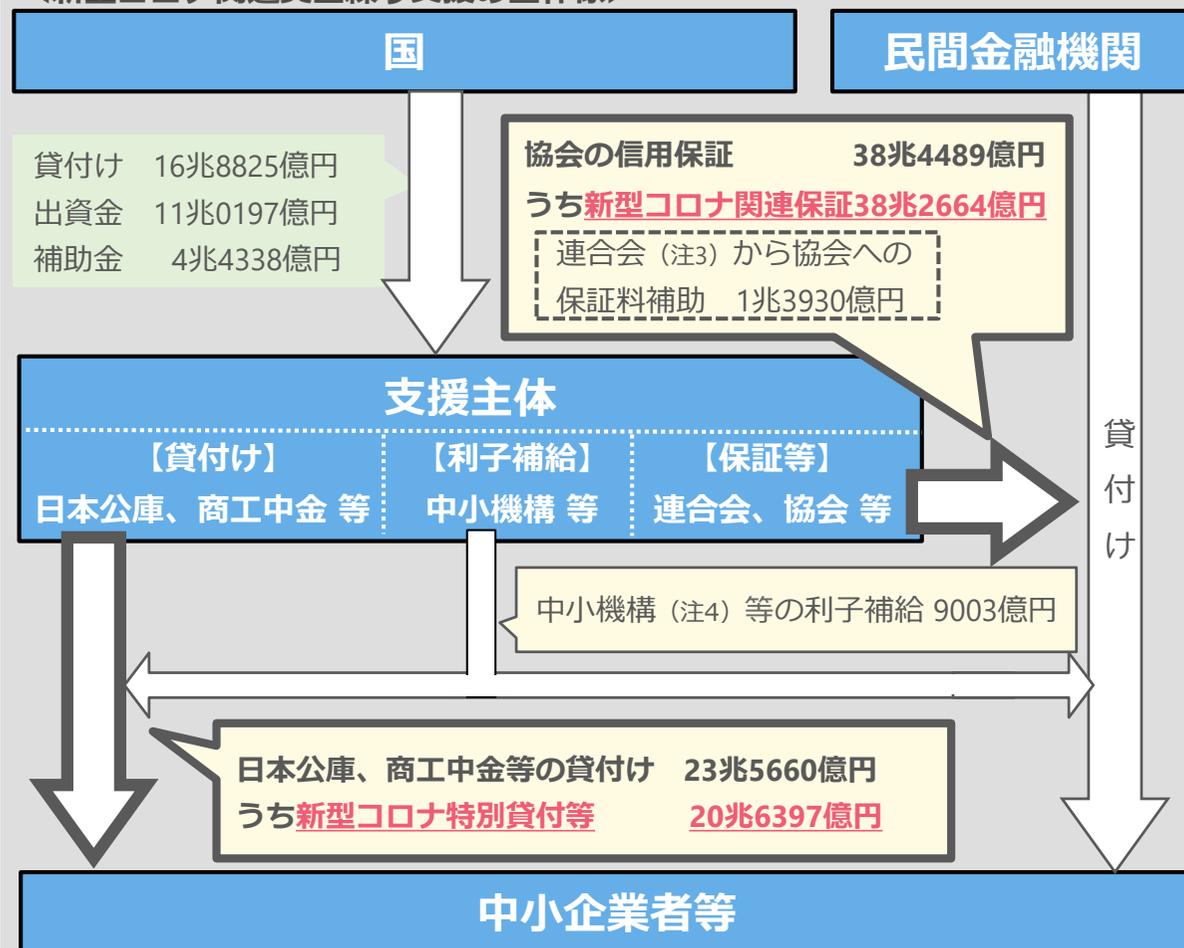
検査の背景 中小企業者等に対する新型コロナ資金繰り支援等の概要等（報告書P1～15）

- ・ (株)日本政策金融公庫（**日本公庫**）、(株)商工組合中央金庫（**商工中金**）、信用保証協会（**協会**）等は、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に業況が悪化している**中小企業者等に対する資金繰り支援**（貸付け、信用保証等）を実施【図の黄色部分】
- ・ **国**は、支援主体である日本公庫等に対して**財政援助**を実施【図の緑色部分】
- ・ **新型コロナ特別貸付等**（注1）及び**新型コロナ関連保証付融資**（注2）（これらのうち一定の要件を満たす対象者に対しては実質無利子・無担保融資（いわゆる**ゼロゼロ融資**）となる）は返済開始時期を迎えるものが集中する時期を全て経過し、既に**元利金の返済が本格化**

（注1）①日本公庫の中小企業者（主として小規模事業者）に対する新型コロナ特別貸付〔国民生活事業における貸付け〕、②日本公庫の中小企業者に対する新型コロナ特別貸付〔中小企業事業における貸付け〕及び③商工中金の中小企業者に対する危機対応貸付けの三つを指す

（注2）民間金融機関が行う新型コロナ関連保証（中小企業者等に対する①セーフティネット保証4号（S N4号）、②セーフティネット保証5号（S N5号）及び③危機関連保証の三つを指す）が付された融資

<新型コロナ関連資金繰り支援の全体像>

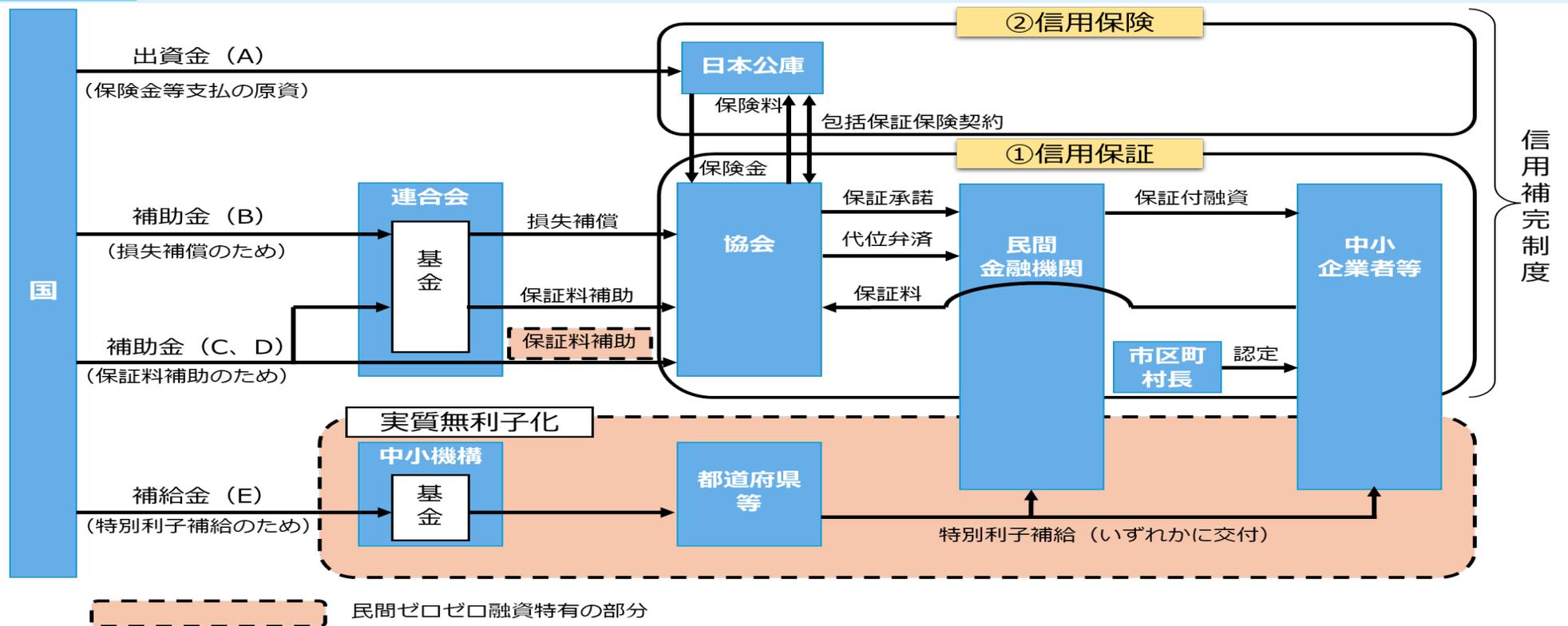


（注3）一般社団法人全国信用保証協会連合会
（注4）独立行政法人中小企業基盤整備機構

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の背景 新型コロナ関連保証に係る信用保証等の仕組み（報告書P5～12）



(注) 括弧内のアルファベットは、P56<検査の状況4>の「財政援助の用途」の記号に対応

- **信用補完制度**（①協会が民間金融機関からの融資に係る債務を保証する**信用保証**及び②協会が行った債務保証について契約金額の範囲内で日本公庫が保険を引き受ける**信用保険**により構成される制度）を活用した仕組み
- ①信用保証を引き受けた**協会**は、中小企業者等が延滞、破綻等の事由により債務不履行に陥った場合、**代位弁済**を行う。その際、日本公庫は保険金を、連合会は損失補償金額をそれぞれ協会に支払う
- 国は、**新型コロナ関連保証**について、**財政援助**（出資及び補助金）を実施

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の状況 1-1

新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況（報告書P18～37）

<令和5年度末時点における新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等の状況>

令和5年度末までの①貸付実績は**20兆6397億円**、④貸付残高は**12兆4014億円**で、そのうち**9割程度**は⑤元金返済中の貸付債権又は⑥据置期間中の貸付債権

その一方で

⑨償却（注）した貸付債権の金額は、いずれの貸付けにおいても年々増加し、5年度までの累計で**1490億円**（4年度までの累計から+792億円）

（注）債務者の破産等により回収の見込みがないものとして処理すること

- ⑦条件変更（注1）中の貸付債権の残高は、いずれの貸付けにおいても、3年度末以降、前年度末から**大幅に増加**
- ⑧延滞等（注2）に至っている貸付債権の残高は、いずれの貸付けにおいても、3年度末以降、前年度末から**大幅に増加**

（注1）返済期間や据置期間の延長、月々の返済額の減額により、貸付条件を緩和すること

（注2）元金支払の延滞及び事業者の破綻

⑪リスク管理債権の額は年々増加し、5年度末で**1兆1965億円**（4年度末比+3179億円）

（注）リスク管理債権に区分された債権であっても、全てが回収不能になるということを直ちに意味するものではない

⑫5年度末における**部分直接償却**（注）の実施額は**2178億円**（4年度末比+931億円）

（注）回収不可能又は無価値と判断された資産について税務上の直接償却を満たしていない場合に貸倒引当金の計上に代えて貸倒償却をする方法

①令和5年度末までの貸付実績
1,276,196件 20兆6397億円
(+1兆2031億円)

<5年度末時点の状況>

| | |
|--|--|
| ②返済 8兆0892億円 (+3兆0309億円) | ④貸付残高 968,707件 12兆4014億円 (▲1兆9070億円) |
| ③うち完済 292,604件 5兆5651億円 (+2兆2346億円) | |

借換えによるものも含まれている

<元金返済等の状況>

| | |
|---|---|
| ⑤元金返済中 750,250件 8兆5356億円 (+9691億円) | ⑥据置期間中 112,122件 2兆5824億円 (▲3兆3752億円) |
|---|---|

<リスク管理債権等の状況>

| |
|-----------------------------------|
| ⑩正常債権 11兆1971億円 (▲2兆3093億円) |
|-----------------------------------|

⑬5年度末時点の貸倒引当金
3427億円
(+548億円)

<リスク管理債権の内訳>

| | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| ⑬要管理債権 7842億円 (+2913億円) | ⑭危険債権 3900億円 (+169億円) |
|-------------------------------|-----------------------------|

⑮破産更生債権及びこれらに準ずる債権
221億円
(+97億円)

⑨償却
14,885件
1490億円
(+792億円)

⑦条件変更中
83,787件
1兆0654億円
(+4000億円)

⑧延滞等
23,014件
2182億円
(+986億円)

⑪リスク管理債権
1兆1965億円
(+3179億円)

⑫部分直接償却
2178億円
(+931億円)

() 内の金額は4年度末時点からの増減額



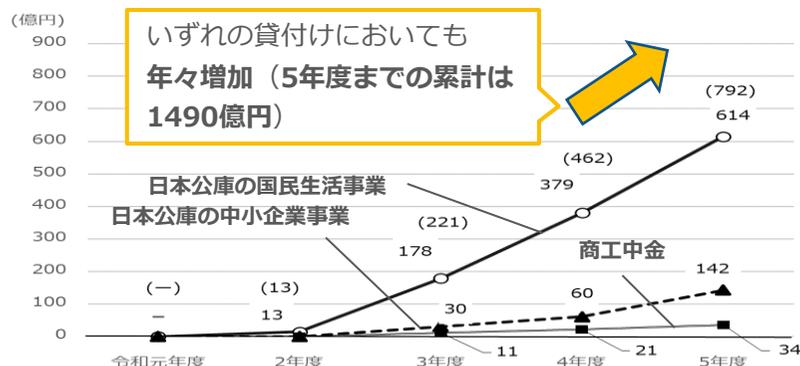
中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

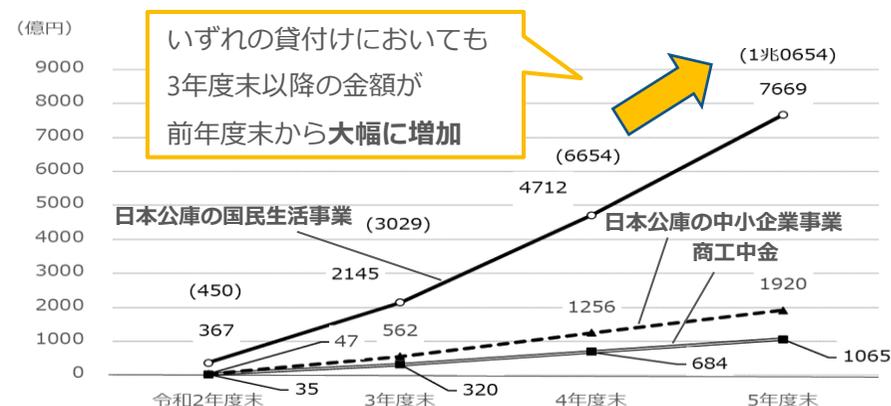
検査の状況 1 - 2

新型コロナ特別貸付等の年度別推移（償却、条件変更中、延滞等の貸付債権及びリスク管理債権）の状況 （報告書P18～37）

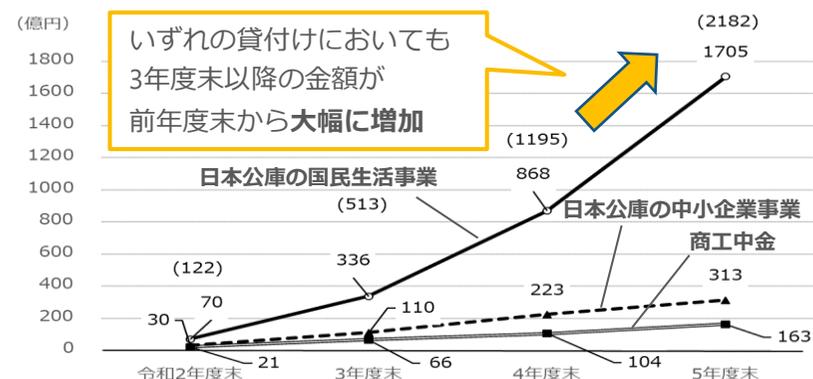
<⑨償却した貸付債権の金額の推移>



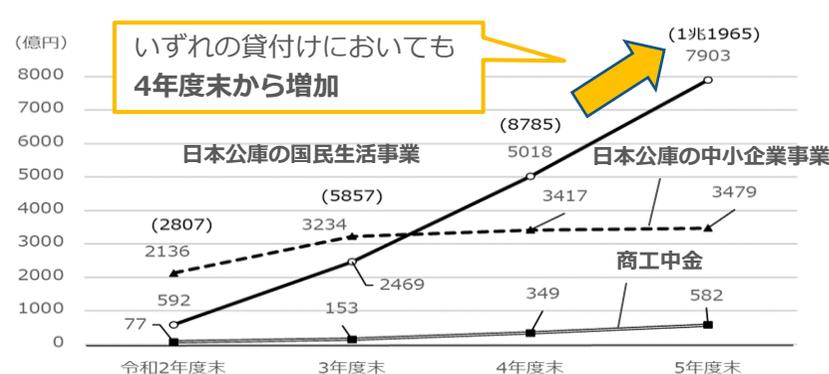
<⑦条件変更中の貸付債権の残高の推移>



<⑧延滞等に至った貸付債権の残高の推移>



<⑪リスク管理債権の額の推移>



（注1）各項目の番号は、前ページの図表の番号に対応 （注2）各項目の括弧内は、国民生活事業及び中小企業事業並びに商工中金の金額の合計

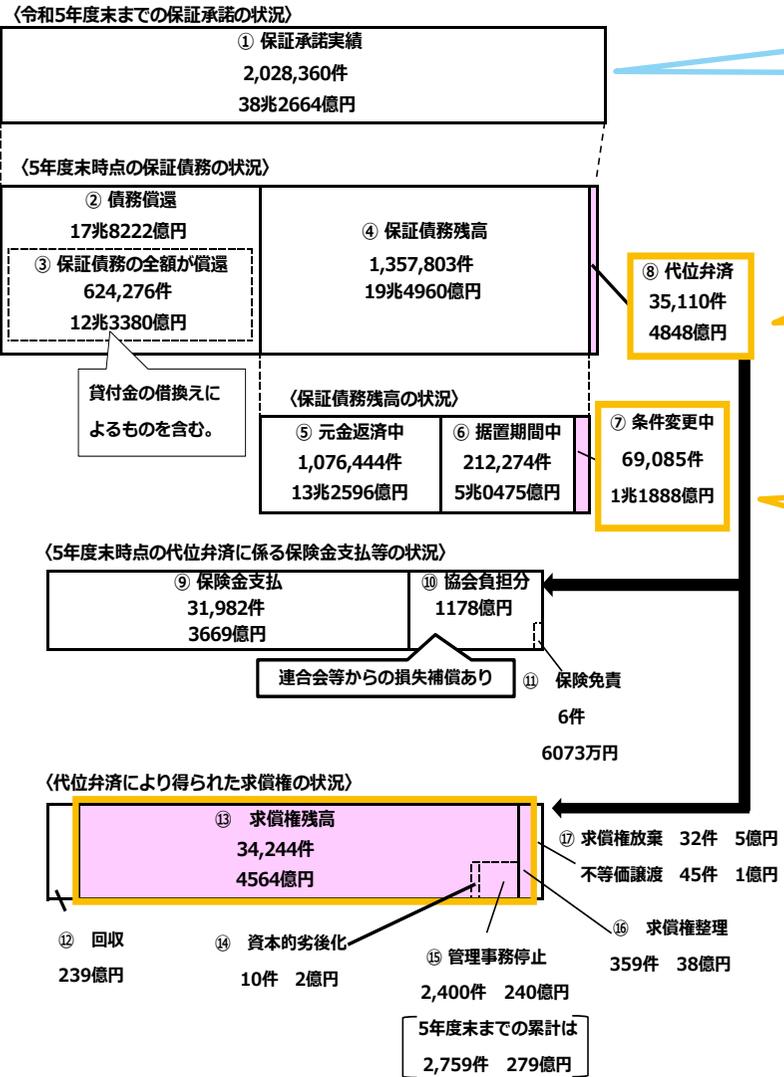
所見 日本公庫及び商工中金において、新型コロナ特別貸付等及びその借換後の貸付債権について、引き続き、債務者の状況把握等を適切に実施するなど、信用リスク管理等を適切に行うとともに、これまでと同様に、貸付債権の状況等に応じて適切に貸倒引当金を算定し、計上すること

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の状況 2-1 新型コロナ関連保証に係る保証債務の状況（報告書P38～48）

<令和5年度末時点における新型コロナ関連保証に係る保証債務の状況>



令和5年度末までの①保証承諾の累計は**38兆2664億円**、④保証債務残高は**19兆4960億円**で、そのうち**9割超**は⑤元金返済中の金額又は⑥据置期間中の金額

その一方で

⑧代位弁済（注）の金額は、年々増加し、5年度までの累計で**4848億円**

（注）中小企業者等が元金支払の延滞、破綻等の事由により債務不履行に陥った場合、民間金融機関から代位弁済請求を受け、協会が当該中小企業者等に代わって当該民間金融機関に債務を弁済すること

⑦条件変更中（注）の金額は、2年度末以降、前年度末から**大幅に増加**し、5年度末で**1兆1888億円**

（注）債務保証の対象となる貸付金が条件変更により元金返済が猶予され、又は返済額が減額されているもの

・ 代位弁済の増加に伴い⑬**求償権残高も年々増加**し、5年度末で**4564億円**
・ そのうち、⑱**管理事務停止**（注）の金額も**年々増加**し、5年度までの累計で**279億円**

（注）将来にわたり回収の見込みがなく管理を行う実益がないと認められる求償権について、以降、その保全及び取立てに関する事務を積極的には行わないものとして管理すること

（注1）図表の①保証承諾実績の件数及び金額から融資が実行されず保証承諾後に取り消されたもの（21,791件4632億円）を差し引いたものが、〈5年度末時点の保証債務の状況〉の件数及び金額となる。

（注2）図表の⑮管理事務停止の件数及び金額は、令和5年度までの実績の件数及び金額（2,759件279億円）から⑰求償権整理の件数及び金額（359件38億円）を除いたものを示している。

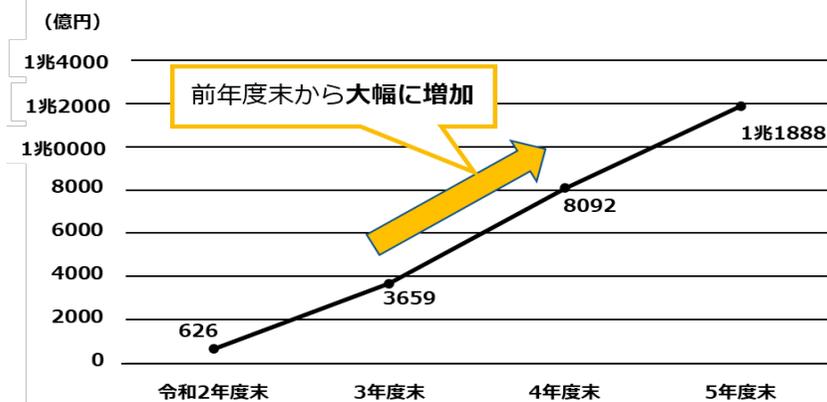


中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

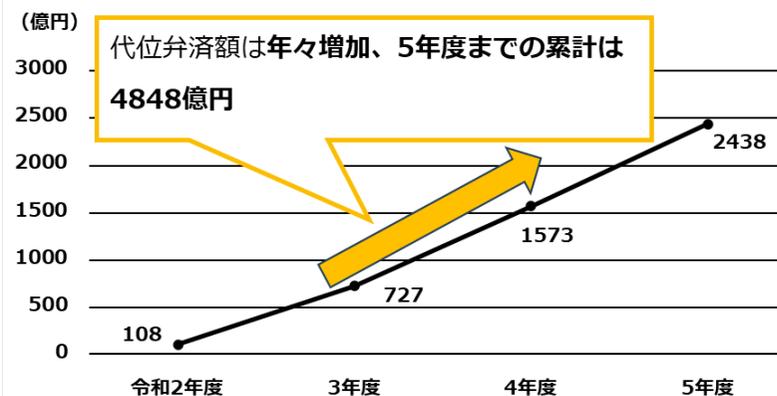
2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の状況 2-2 新型コロナ関連保証の年度別推移（条件変更中、代位弁済、求償権残高及び管理事務停止）（報告書P38～48）

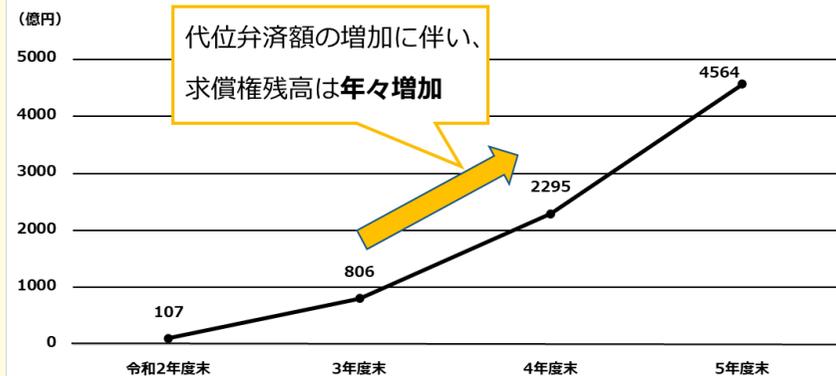
<⑦ 条件変更中の金額の推移>



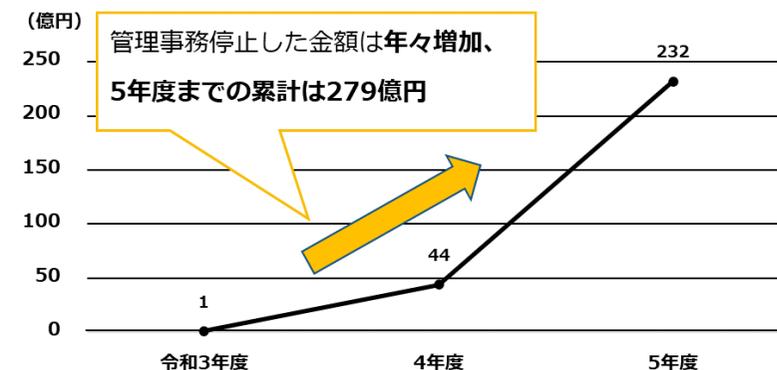
<⑧ 代位弁済額の推移>



<⑬ 求償権残高の推移>



<⑮ 管理事務停止の金額の推移>



(注) 各項目の番号は、前ページの図表の番号に対応

(注) ⑮の金額には、求償権整理に至ったものを含む

所見 中小企業庁において、新型コロナ関連保証について、引き続き、各協会が保証債務及びその借換後の保証債務の管理並びに求償権を取得した後の求償権の管理等を適切に実施していくなどするよう、適切な指導、助言等を行っていくこと

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

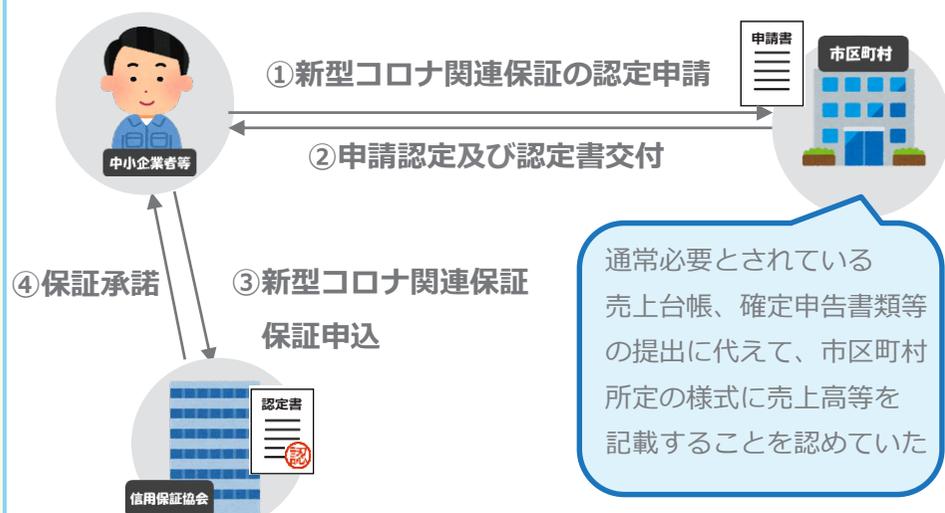
検査の状況3

新型コロナ関連保証の審査手続等の状況（報告書P48～54）

市区町村長認定の概要

- 新型コロナ関連保証を利用する中小企業者等は **売上高等減少率**^(注1) 等について、**市区町村長の認定**を受ける必要あり
(注1) 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比して減少した割合等。各種保証の売上高等減少率の認定基準を満たした場合、認定される
- コロナ禍で審査の迅速性が求められていたことから、新型コロナ関連保証に係る認定においては、**申請書類を簡素化**（下図参照）

市区町村長認定から保証承諾までの流れ



- 新型コロナ関連保証に係る市区町村長認定の手続において、申請書類の簡素化を認めている状況を踏まえて、保証の対象となった**中小企業者等の申請時における売上げの状況を事後的に確認**^(注2)

その結果^(注3)

- 対象とした865件中**142件が認定基準を下回っていた**
- このうち、①79件は、**前期に比べ当期の売上高が増加**、②87件は、認定書申請年月を含めた**直近4か月間のいずれの月も認定基準を下回っていた**

(注2) 決算後の確定申告書類に記載された売上高を基に算定した場合、認定基準を上回っているかを機械的に確認

(注3) 上記の結果は、直ちに決算期前の売上高等を用いた市区町村長認定が誤っていたことになるものではない

(事例)協会が保管していた確定申告書類の記載内容を基に算定した最近1か月間の売上高等減少率が認定基準を下回っていたもの

| | 認定書 | 確定申告書類 | |
|-------------------------------|--------|---------------|-------------------------|
| | | 年月 | 売上高 |
| 最近1か月間の売上高等(A) | 1655万円 | 令和3年3月 | 3417万円 |
| (A)の前年同月の売上高等(B) | 2023万円 | 2年3月 | 2023万円 |
| 最近1か月間の売上高等減少率 (B-A)/B×100 | 18.2% | 売上高等減少 | 売上高増加 -68.8% |

認定書では基準(危機関連保証の場合15%以上減)を満たしたとしているが決算後の売上高では基準を下回っていた(売上高が増加していた)

所見 中小企業庁において、関係機関と連携するなどして、①上記の事態について、市区町村長認定の事務を担当した**各地方公共団体等**を通じて当該事態に係る**中小企業者等の売上高等の状況を確認**するなどした上で**必要な対応**を執るとともに、②その結果を踏まえて、今後の非常時における経営安定関連保証等の市区町村長認定が必要となる保証の発動等に備えて、新型コロナ関連保証に係る**市区町村の認定事務を検証**するなどして、非常時の経営安定関連保証等に係る事務における**認定基準等の確認が適切に行われるようその在り方を検討**すること

中小企業者等に対する新型コロナ特別貸付等に係る貸付債権等及び 新型コロナ関連保証に係る保証債務等の状況（随時）

2省庁、4団体、
13信用保証協会

検査の状況 4 新型コロナ関連保証等に係る国の財政援助額の使用状況等（報告書P55～62）

<① 出資金>

| 財政援助の用途 | 区分 経理 | 財政 援助先 | 財政援助額 | 資本準備 金取崩額 | 国庫納付 の有無 | 令和5年度末 資本準備金残高 |
|-----------------------------|----------|-----------|----------|--------------|-----------------|-------------------|
| A 新型コロナ関連保証等の代位弁済に伴う保険金等の支払 | × | 日本公庫 | 3兆6881億円 | 6463億円 | 無 (国庫納付規定あり) | 5兆2841億円 |

(注) 「財政援助の用途」の左欄のアルファベットは、P49<新型コロナ関連保証に係る信用保証等の仕組み>の記号に対応

<② 補助金>

| 財政援助の用途 | 基金 造成 | 区分 経理 | 財政 援助先 | 財政援助額 (うち基金造成額) | 執行額 (執行率) | 国庫 返納額 | 令和5年度 末基金残高 |
|--------------------------|----------|----------|-----------|------------------------|-------------------|-----------|----------------|
| B 新型コロナ関連保証等の代位弁済に伴う損失補償 | ○ | ○ | 連合会 | 6422億円 (6422億円) | 233億円 (3.6%) | - | 6196億円 |
| C 民間ゼロゼロ融資に係る保証料補助 | × | ○ | 連合会 | 1兆1554億円 (-) | 1兆1554億円 (-) | 966億円 | - |
| D 伴走支援型特別保証制度等に係る保証料補助 | ○ | ○ | 連合会 | 7865億円 (7865億円) | 2377億円 (30.2%) | - | 5607億円 |
| E 民間ゼロゼロ融資に係る特別利子補給 | ○ | ○ | 中小 機構 | 1兆5127億円 (1兆5127億円) | 7080億円 (46.8%) | 6824億円 | 1223億円 |

(注) 「財政援助の用途」の左欄のアルファベットは、P49<新型コロナ関連保証に係る信用保証等の仕組み>の記号に対応

資本準備金残高の規模

元年度末残高：2兆0522億円

5年度末残高：5兆2841億円

新型コロナ関連保証等に係る保険の事故率は1.07%、保険収支は累計で黒字となっており、**資本準備金残高が元年度末残高から増加**

(検査において当局に確認した事項)
新型コロナ関連保証付融資の元利金の返済が本格化していることから、今後、保険事故（代位弁済）が増加することによって事故率が上昇し、保険収支が悪化することにより資本準備金を取り崩すことになる可能性に備えておくとともに、今後の状況を注視していくことが必要

国庫返納の状況

執行状況等を踏まえて国庫への返納が行われている（B及びDが含まれる経営安定関連保証等特別基金総額1兆2657億円（5年度末残高）のうち7656億円について6年度中に国庫返納する予定とされており、Eのうち563億円についても6年度中に国庫返納する予定）。

所見

- ・日本公庫において、新型コロナ関連保証付融資の元利金の返済が本格化していることから、今後、**保険事故が増加**することによって**事故率が上昇し、保険収支が悪化**することにより、**資本準備金を取り崩す**ことになる可能性があるため、新型コロナ関連保証等に係る保険収支が日本公庫の信用保険等業務勘定の財務状況に与える影響に留意しながら、**リスク管理を含む**新型コロナ関連保証等に係る**保険の適切な業務運営**に努めること
- ・連合会及び中小機構において、新型コロナ関連保証等に係る基金を管理する法人として、**基金規模の妥当性を不断に検討**するとともに、**基金の規模が過大**であると認められる場合には**国庫への返納**を適時適切に行うこと



検査の背景

- ✓ 国際機関等は、国際社会が直面する諸課題に対応するために、各専門分野において多様な取組を実施。近年は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、ウクライナ情勢の緊迫化を受けた人道支援等への取組を実施
- ✓ 我が国は、国際社会の平和、安定等の貢献による国益の確保等を目的として、国際機関等に対し、その活動に必要な経費に充てるために拠出金等の拠出等を行っており、任意拠出金（注1）を中心に、毎年度、多額の拠出等を実施
- ✓ 外務省は各府省庁等から拠出金等の実績報告の提出を受けて拠出金等報告書を取りまとめて公表
（注1）有益と認めて支援すべきと判断した特定の事業等に対して、任意の額を自発的に拠出するもの

検査の状況

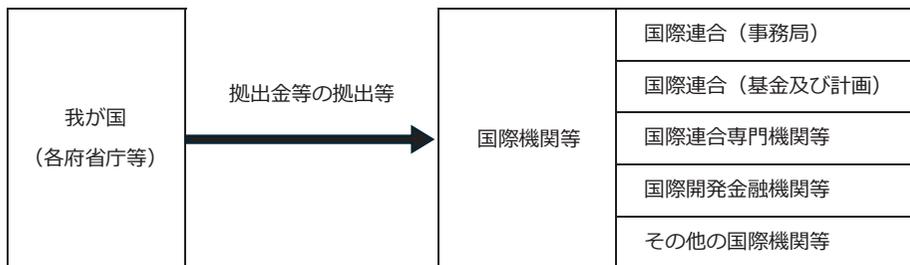
1. 国際機関等に対する**拠出額の合計額**（平成30～令和5年度）は、722件に係る**5兆0237億円**
- 2-1. 任意拠出金426件（平成30～令和3年度拠出）のうち、44件は会計報告を**定期的に受領せず**、58件は繰越額を**定期的に把握せず**、43件は余剰資金の**有無等を確認せず**。これらのうち追加拠出分計123件の所管15府省庁等は、余剰資金が生じているか未把握で、追加拠出に当たり、拠出額が必要な資金の規模を超えていないことなどについての確認が十分でなかったおそれ
- 2-2. 平成30～令和4年度に事業等の終了予定時期が到来した任意拠出金171件のうち、3府省庁等の3件で、**残余金の発生状況を把握せず**。残りの168件のうち残余金が発生していた79件の中には、要返納額が返納されるまでの期間が3年超のものが5件、返納の途中で事業等の終了時期からの期間が3年超のものが8件あり
3. 9府省庁等の拠出金58件（平成30～令和3年度拠出）について、拠出金に関する情報が**拠出金等報告書等に含まれず**。また、イヤーマーク拠出金（注2）の中には、拠出前に合意していた用途から**用途が変更されたこと**や残余金を**別の用途に振り替えていたことが公表されていないものあり** など （注2）任意拠出金のうち拠出国等が用途を特定している拠出金

所見

- ✓ 各府省庁等は、国際機関等から会計報告を定期的に受領するとともに、会計報告等により繰越額を定期的に把握した上で、余剰資金の有無等を国際機関等に問い合わせるなどして、拠出した資金の状況等を**適時適切に把握**すること。特に、国際機関等において追加の資金需要が生じた場合等には、余剰資金の有無等の確認を確実にし、国際機関等における資金需要の変化を捉えて、国際機関等に余剰資金が滞留しないよう**適時適切に働きかけ**を行うことができるようにすること（検査の状況2-1）
- ✓ 各府省庁等は、事業等の終了後、**適時適切に**残余金の発生状況を**把握**して、残余金が生じている場合には、国際機関等との間で協議を行い、要返納額の返納等の残余金の処理が速やかに行われるよう努めること（検査の状況2-2）
- ✓ 各府省庁等は、拠出金等に係る**情報開示が確実に**行われるようにすること。また、拠出後に用途を変更した任意拠出金等に関する情報について公表する方法を検討すること（検査の状況3） など

検査の背景 国際機関等に対する拠出等の概要（報告書P1～4）

- 国際機関等は、紛争、貧困、気候変動、感染症等の国際社会が直面する諸課題に対応するために、各専門分野において多様な取組を実施
- 我が国は、国際社会の平和、安定等の貢献による国益の確保等を目的として、国際機関等に対し、その活動に必要な経費に充てるために拠出金等の拠出等を行っており、任意拠出金（下表参照）を中心に、毎年度、多額の拠出等を実施。
- 近年、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、ウクライナ情勢の緊迫化を受けた人道支援等にも多額の拠出等を実施

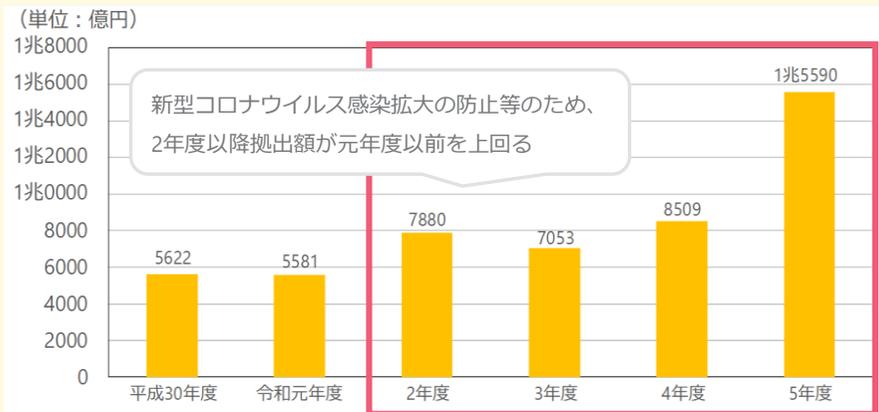


拠出金等の種類

| | |
|---------------|--|
| 義務的拠出金 | 設立条約等に定められた額等を分担金等として義務的に拠出するもの |
| 任意拠出金 | 有益と認めて支援すべきと判断した特定の事業等に対して、任意の額を自発的に拠出するもの |
| 出資金 | 融資等を行う国際開発金融機関等に資本金として出資するもの |

検査の状況 1 国際機関等に対する拠出等に係る拠出額等の状況（報告書P7～18）

- 平成30～令和5年度の国際機関等に対する拠出額（注1）の合計額は722件の**5兆0237億円**。このうち、**任意拠出金が3兆0292億円（全体の60.2%）**
- （注1）拠出等に係る決算額及び拠出国債・出資国債の発行額（5年度末時点において未償還のものを含む）



最も拠出額が多いのは、5年度に財務省が拠出した「国際復興開発銀行ウクライナ復旧・復興基金拠出金」（任意拠出金）6850億円

- 国際復興開発銀行がウクライナの復興等のために実施する融資の信用補完を行うために拠出国債（注2）により拠出
- ウクライナが債務不履行に陥って同銀行から償還の請求があった場合に償還（6年度末時点において未償還）
- 財務省は、同銀行の融資は、国際的に優先弁済権が認められていて、他の債権より優先されることなどから、償還が行われることは考えにくいとしている

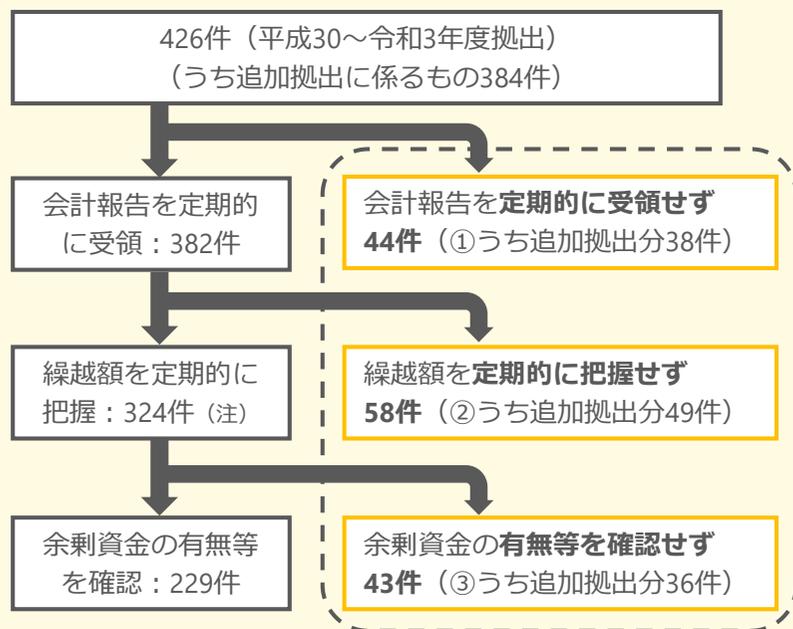
（注2）拠出する現金に代えて、その全部又は一部を払い込むために発行される交付国債

検査の状況 2-1 任意拠出金に係る資金の管理等の状況（報告書P19～30）

任意拠出金等に係る資金の管理等

- 各府省庁等は、拠出金等の拠出後、国際機関等から会計報告を定期的に受領することなどにより、繰越額を適時に把握することが可能
繰越額のうち事業等に使用する予定がない資金（余剰資金）の額を確認することなどにより、追加拠出を検討する際の判断材料とすることや、国際機関等に余剰資金が滞留しないように働きかけることなどが可能

拠出後における資金の把握等の状況



（注）うち52件は繰越額が生じていない

<追加拠出に当たっての余剰資金の有無等の確認の状況>

- 各府省庁等は、追加の資金需要が生じた場合等に追加拠出を実施していたが・・・

左記の追加拠出分計**123件**（①+②+③）の所管15府省庁等は、**余剰資金が生じているかを未把握追加拠出に当たり、拠出額が必要な資金の規模を超えていないことなどについての確認が十分でなかった**おそれ

<事例> 報告書P28
日ASEAN情報通信技術基金（総務省）
余剰資金の有無等を確認しないまま、毎年度同額の追加拠出を実施

その他の事態の事例は報告書P21、24、26、29を参照

<事業等の進捗の遅れ等への対応状況>

- 元年12月以降、新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、国際機関等が行う各種の活動に大きな影響が発生
- 平成30～令和5年度に拠出した任意拠出金（拠出額50億円以上）への影響をみると、事業等に進捗の遅れ等が生じているものが10件あり

うち**2件**は、事業期間の延長、事業内容の一部変更等がされていたが、所管する外務省は繰越額を定期的に把握しておらず、**余剰資金が生じているかを未把握**
事業等の進捗の遅れ等に伴う資金需要の変化を捉えて、余剰資金が滞留しないよう**適時適切な働きかけが行えない状況**

所見 各府省庁等は、国際機関等から会計報告を定期的に受領するとともに、会計報告等により繰越額を定期的に把握した上で、余剰資金の有無等を国際機関等に問い合わせるなどして、拠出した資金の状況等を**適時適切に把握**すること

特に、国際機関等において追加の資金需要が生じた場合や、事業等に進捗の遅れ等が生じているような場合には、余剰資金の有無等の確認を確実に
行い、国際機関等における資金需要の変化を捉えて、国際機関等に余剰資金が滞留しないよう**適時適切に働きかけ**を行うことができるようにすること

検査の状況 2-2 任意拠出金に係る資金の管理等の状況等（報告書P30～36）

事業等の終了後における残余金の処理等の状況

- 事業等の終了後に残余金が発生している場合には、我が国と国際機関等との間でその取扱いの協議を行い、返納等の残余金の処理を実施
- 平成30～令和4年度に事業等の終了予定時期が到来した任意拠出金171件について、事業等の終了後、各府省庁等において残余金の発生状況を把握しているかみところ…



168件は把握していたが、3府省庁等の**3件で残余金の発生状況を把握せず**

<事例> 報告書P32
国際民間航空機関アジア太平洋地域航空安全情報分析・共有実証事業に対する拠出金（国土交通省）
 事業終了予定時期が到来して以降、国際民間航空機関から事業最終年度の事業報告・会計報告が提出されていないのに、事業の進捗状況や会計報告の作成状況を問い合わせるなどしておらず、残余金の発生状況を把握せず

- 把握していた168件のうち、残余金が生じていた79件について5年度末時点の残余金の処理状況を確認したところ…



①返納済み：39件（返納額計23億円） うち要返納額が返納されるまでの期間が3年超：**5件**
 ②返納の途中で：22件 うち事業等の終了時期からの期間が3年超：**8件**

所見 各府省庁等は、事業等の終了後、**適時適切**に残余金の発生状況を**把握**して、残余金が生じている場合には、国際機関等との間で協議を行い、**要返納額の返納等の残余金の処理が速やかに行われるよう努めること**

長期未完了任意拠出金に係る事業等及び資金の把握状況

- 任意拠出金には、近年は拠出がないものの、事業等の性質、国際情勢の変化に伴う事業計画の変更等により、事業等が休止中のものなどがある可能性
- 平成29年度以前に拠出が行われていて事業等が未完了の任意拠出金28件における事業等の実施状況をみところ…



①事業等が実施中：24件
 ②**事業等が休止中：1件**
 ③事業等の終了後の途中で：3件

<事例> 報告書P35
国際貿易開発会議・特惠技術援助計画拠出金（財務省）
 事業が休止中（5年度末までの休止期間：9年）
 事業報告・会計報告が提出されていないのに、提出を促すなどしておらず、事業等の実施状況及び資金の状況を把握せず。会計検査院の検査を受け確認したところ、余剰資金（866万円）の滞留が判明

所見 各府省庁等は、事業等が長期にわたり休止して、国際機関等に余剰資金が滞留することのないよう、必要に応じて国際機関等に問い合わせるなどして、事業等の実施状況、資金の状況等を**適時適切**に**把握**すること

検査の状況3 拠出金等に係る情報開示の状況（報告書P37~43）

拠出金等に係る情報開示の概要

- 政府全体として多額の拠出等の現状や実績を国民に明らかにして説明責任を果たすなどのため、拠出金等報告書等を外務省ウェブサイトで公表
- 衆議院及び参議院は、特定の国際機関への加盟に伴う措置に関する法律の改正案の議決に際し、より一層情報公開の充実に努めるなどを決議
- 任意拠出金のうちイヤーマーク拠出金（注）は、拠出した年度の拠出金等報告書に拠出金の使途等が記載される。ただし、拠出後に使途が変更された場合でも、使途が変更された年度に拠出がない場合は記載することとなっていない
（注）任意拠出金のうち拠出国等が使途を特定している拠出金

拠出金等報告書等による情報開示の状況

18府省庁等が平成30～令和3年度に拠出した拠出金等（義務的拠出金214件、任意拠出金424件及び出資金6件）に関する情報が拠出金等報告書等に含まれていたか確認したところ…



9府省庁等の拠出金**58件**（拠出額計1636億円）が実績報告に未記載、これらの拠出金に関する情報が**拠出金等報告書等に含まれず**

<未記載の理由>
担当部局への作成依頼漏れ、
作成対象の誤認等



イヤーマーク拠出金の使途に関する情報開示の状況

イヤーマーク拠出金は拠出国等が使途を特定しているものであるため、拠出後の使途に関する情報開示の状況についてみたところ…



① 拠出後に使途が変更された拠出金（1件）
② 残余金を別の使途に振り替えた拠出金（2件） } **使途の変更の事実を未公表**

<①の事例> 報告書P41

COVAXファシリティ拠出金（厚生労働省）

拠出金の使途を新型コロナウイルス感染症の自国用ワクチン購入事業から途上国用ワクチン購入支援事業に変更

⇒使途を変更したことは、拠出金等報告書やそれ以外の方法でも公表されず

所見 各府省庁等は、拠出金等に係る**情報開示が確実に**行われるようにすること。また、拠出後に使途を変更した任意拠出金等に関する情報について公表する方法を検討すること

検査の要請の内容等

- ✓ 要請（令和5年6月12日）された事項は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた旅行需要等の喚起を図るために実施された次の振興策に関する予算の執行状況、実施状況等
 - ① 地域観光事業支援における需要創出支援（**県民割支援**） ② 全国を対象とした観光需要喚起策（**全国旅行支援**）
- ✓ **県民割支援**（実施期間3年4月～4年10月）及び**全国旅行支援**（同4年10月～5年12月）は、観光庁から補助金の交付を受けた**都道府県**が、**補助事業**として、当該都道府県への旅行に係る旅行商品代金又は宿泊代金の割引及び地域限定クーポン券等(クーポン)の付与を行うもの。Go To トラベル事業に代わる旅行振興策として実施

検査の結果

1. 県民割支援及び全国旅行支援は、**1兆1193億円**を財源として計**9907億円**（県民割支援3016億円、全国旅行支援6890億円）が**支出**され、差額の**1285億円**が**不用額**
2. 観光庁は、予算の配分額として都道府県に通知した交付限度額の算定方法や算定要素に係る**資料を保存していない**としており、本院において、交付限度額の**妥当性を事後的に検証できず**
3. 44都道府県のうち40都道府県で、**団体旅行枠**（注）に対する執行額が同枠を下回り、計724億円の**残額**が発生。これは、観光庁が、**貸切バスの他に鉄道、航空機等を利用した旅行も含めた統計値を基に同枠を設定していた**ことが要因の一つと史料。また、団体旅行枠から一般枠への振替について、**例外的な取扱い**として認められ得ることを個別の相談事項としていて全ての都道府県に対して**伝えておらず**、これにより一部の県における**予算の執行方針に影響**を及ぼす結果となっていたと史料
（注）全国旅行支援において設定された、貸切バスを利用する団体旅行の費用に限って利用可能な予算の枠
4. 観光庁が全国旅行支援の実施途中に電子クーポンによることを原則化したことに伴い、**既存の紙クーポン**が旅行者に配布されずに**余剰**。観光庁は、印刷等の現状を把握しておらず、想定される**影響を考慮しないまま方針変更**
5. 一部の県で、旅行者の居住地やワクチン接種等を確認できる根拠資料、使用済紙クーポン等の根拠資料や電子クーポンの電子記録を**保存しておらず**、根拠資料に基づいて**事後的に事業の適正性を十分に検証することができない状況** 等

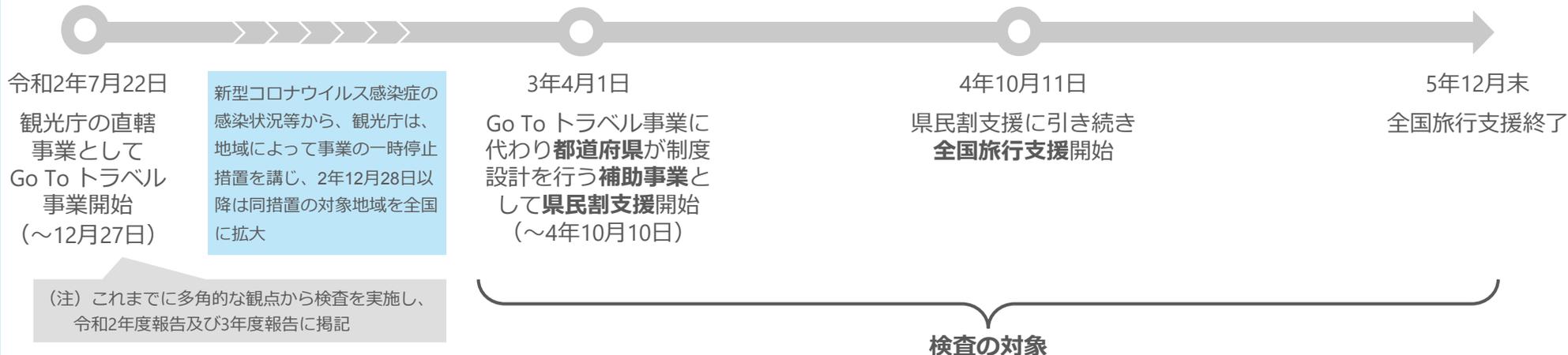
所見

- 観光庁は、今後同様の補助事業を実施するなどの場合には、次の点に留意等して事業を適切に実施する必要あり
- ✓ 予算執行に関連する重要な資料を**適切に保存**し、交付限度額の妥当性についての的確な資料に基づき**十分に説明**できるようにすること（検査の結果2）
 - ✓ 特定の用途に限定するような予算枠を設定して補助事業を実施させる際には、補助の対象となる旅行の過去の実績等による**合理的な基準**により**予算枠を定める**とともに、事業の実施主体に対して事務連絡等を発出する際には、その**取扱いを周知徹底**すること（検査の結果3）
 - ✓ 事業の実施方針を途中で変更する際には、補助事業者における**事業の現状を把握**するとともに、補助事業者が実情に応じて方針変更の適用時期を遅らせるなどの**弾力的な運用**ができるよう**十分検討**を行うこと（検査の結果4）
 - ✓ 保存すべき根拠資料の種類について、あらかじめ補助事業者にと事務連絡等で明示して周知することなどにより、**事後的に事業の適正性を十分に検証**することができるようにすること（検査の結果5）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う旅行振興策の実施状況等（要請）

国土交通省

検査の背景 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う旅行振興策の概要（報告書P1～15）



県民割支援及び全国旅行支援の概要

- 都道府県は、国の補助事業として当該都道府県への旅行に係る旅行商品代金又は宿泊代金の割引及び地域限定クーポン券等（クーポン）の付与を行う
- 都道府県は、事務局（事業を統括的に運営する組織）に委託するなどして旅行商品代金又は宿泊代金の割引の審査・支払、クーポンの発行、旅行事業者・宿泊事業者へのクーポンの配布、クーポンの取扱店舗へのクーポンの使用額の審査・支払等を実施
- 補助対象経費は、直接経費（旅行商品代金又は宿泊代金の割引額、クーポンの付与額）、事務経費

検査の結果 1 県民割支援及び全国旅行支援の予算の状況等（報告書P16～19）

47都道府県に係る県民割支援及び全国旅行支援は、計**1兆1193億円**を財源（内訳は下表）として計**9907億円**が支出され、差額**1285億円**が**不用額**

| | |
|-----------|---|
| 県民割支援の財源 | Go To トラベル事業の予算として令和2年度第3次補正予算に計上された金額から流用等された計8507億円 |
| 全国旅行支援の財源 | 県民割支援の財源の残額5481億円と、Go To トラベル事業の予算として令和3年度補正予算に計上された金額から流用された2685億円 |

| | | | |
|-------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|---------------------|
| 予算 | 令和2年度第3次補正予算 8507億8593万余円 | 令和3年度補正予算 2685億1672万余円 | |
| 計 1兆1193億0265万余円 | | | |
| 決算 | 支出済歳出額 （県民割支援） 3016億7574万余円 | 支出済歳出額 （全国旅行支援） 6890億7740万余円 | 不用額 1285億4949万余円 |
| 計 9907億5315万余円 | | | |



検査の結果 2 都道府県に通知した交付限度額の算定状況（報告書P19～22）

都道府県に通知した交付限度額 観光庁は、予算の配分額として、都道府県ごとに定める交付限度額を都道府県に通知

<観光庁が都道府県に通知した交付限度額（最終）> 県民割支援 8941億円（注） 全国旅行支援 2685億円

（注）①令和3年3月流用分（需要創出支援と同じ地域観光事業支援に属する感染防止対策等への支援に係る交付限度額を含む）、②3年12月流用分の計

<観光庁が行ったとしている都道府県ごとの交付限度額の算定方法>

| | |
|--------|--|
| 県民割支援 | 各都道府県の所定の期間における 日本人延べ宿泊者数 に、Go To トラベル事業等における当該都道府県への旅行者数に占める 同一県内の旅行者数の割合 を乗じたものの全体に占める割合を基に、 所要の補正 を行い、その補正後の割合により案分 など |
| 全国旅行支援 | 大手旅行事業者における各都道府県を目的地とする 旅行商品の販売額 の全体に占める割合を基に、 所要の補正 を行い、その補正後の割合により案分 |

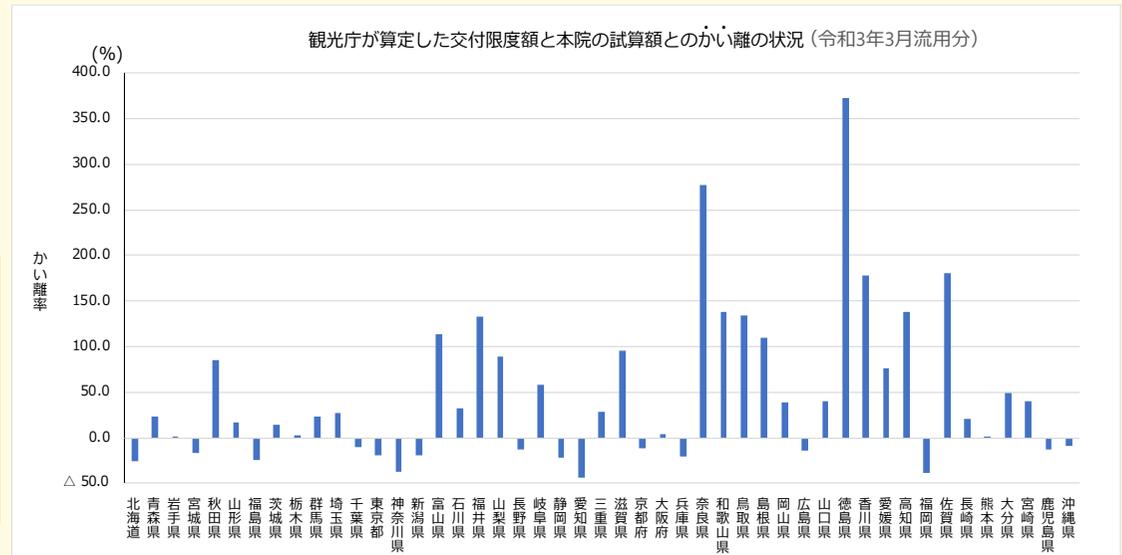
しかし
➡

観光庁は、交付限度額の算定方法や過去の旅行者数、所要の補正等といった算定要素に係る資料を保存していないと説明
⇒本院において、予算執行における交付限度額の妥当性を事後的に検証できず

そこで
➡

本院において、県民割支援における交付限度額について試算（注）したところ、観光庁が算定した交付限度額と本院の試算額との間に相当程度のかい離
〔 ①3年3月流用分： $\Delta 43.2\% \sim 372.5\%$ （右図参照）
②3年12月流用分： $\Delta 11.9\% \sim 37.4\%$ 〕

（注）算定要素の一部を公表されている数値に置き換えた上で、所要の補正を考慮しないこととして行った試算



（注）かい離率は、本院の試算額を基準としたもの

所見 今後同様の補助事業を実施するなどの場合、予算執行時に基準とした交付限度額の算定方法に関する資料、算定要素としている旅行者数や所要の補正の内容に関する資料等の**予算執行に関連する重要な資料を適切に保存し、予算執行における交付限度額の妥当性**についての的確な資料に基づき**十分に説明**することができるようにすること

検査の結果3 都道府県における予算の執行状況（報告書P25～27）

都道府県別の詳細な執行状況は、報告書P70、71参照

<44都道府県（注1）における予算の執行額、残額等の状況>

交付決定額計1兆0550億円に対する執行額は計9279億円（県民割支援計2741億円、全国旅行支援計6538億円）、残額は計1270億円

（注1）令和6年能登半島地震により甚大な被害を受けるなどした新潟、富山、石川各県を除く

<団体旅行枠の設定方法及びその執行状況>

団体旅行枠 観光庁は、全国旅行支援において、貸切バスを利用する団体旅行の需要を喚起するために、交付限度額の2割に相当する額を、**貸切バスを利用する団体旅行の費用に限って利用可能な予算の枠（団体旅行枠）**として設定

44都道府県における団体旅行枠（計1772億円）と、これに対する執行額（計1066億円）とを比較して執行状況をみたところ…



40都道府県で、執行額が**団体旅行枠**を下回っていた（計724億円の**残額**）

▶観光庁は、同庁公表の一般統計調査（注2）における国内旅行全体に占める「パック・団体旅行の延べ泊数」の割合等を基に2割と設定

（注2）令和元年の旅行・観光消費動向調査



一般統計調査におけるパック・団体旅行の延べ泊数には、貸切バスの他に**鉄道、航空機等を利用した旅行も含まれているのに、このような統計値に基づいて団体旅行枠を設定していたことが要因の一つである**と思料

▶同庁のQ&Aでは、交付限度額の2割に相当する額として設定した団体旅行枠から一般枠（注3）への振替を認めず（注3）全ての旅行に利用可能な予算の枠

しかし



- ・同庁は、**例外的な取扱い**として一般枠への振替を行うことを認めていたとしており、実際に13都道府県が一般枠への振替を実施。一方、**Q&Aにおいて振替は認められない**と示されていたことから、4県において**振替をそもそも検討せず**
 - ・一般枠への振替が**例外的な取扱い**として認められ得ることを個別の相談事項としていて、**全ての都道府県に対して伝えておらず**
- ⇒ 一部の県における**予算の執行方針に影響**を及ぼす結果となっていたと思料

所見 今後同様の補助事業を実施するなどの場合、団体旅行枠のように**特定の用途に限定するような予算枠を設定して補助事業を実施させる際には、補助の対象となる旅行の過去の実績等による合理的な基準により予算枠を定めるとともに、事業の実施主体に対して事業の実施に係る事務連絡等を発出する際には、その取扱いを周知徹底**すること

（販売可能枠（事業者が販売できる旅行商品代金等の割引額の上限額）の配分状況に関する検査の結果については報告書P22～25参照）

検査の結果4 クーポンに係る事業の実施状況（報告書P38～41）

電子クーポンの使用 全国旅行支援では、デジタル社会の推進に向けた政府全体の方針を踏まえて、5年1月以降は**電子クーポンの使用**が原則化。ただし、観光庁から都道府県にこの方針が初めて示されたのは、全国旅行支援が開始された4年10月11日から間もない同月27日付けの事務連絡

21道県（注）において、「原則化される前に印刷を行っていた紙クーポンの枚数」と「旅行者に配布した枚数」を比較したところ…

（注）紙クーポンを採用した38道府県のうち、電子クーポンが原則化される前に印刷を行っていた紙クーポンの枚数、旅行者への配布枚数を確認できた道県

- 印刷した紙クーポンを旅行者に配布した比率は**平均66%**で、紙クーポンが計3269万枚以上**余剰**。使用見込みがないため廃棄等されている状況
- 観光庁は、印刷等の現状を把握しておらず、想定される**影響を考慮しないまま事業の実施途中で電子クーポンへの方針変更**

<北海道の事例>（報告書P40）

印刷した紙クーポンは1340万枚、このうち旅行者に配布した枚数は810万枚（配布率60.5%）
⇒529万枚（補助対象経費相当額2329万円）が配布されず余剰。余剰分は破碎処理

所見 今後同様の補助事業を実施するなどの場合、電子クーポンの原則化のように事業の実施方針を途中で変更する際には、補助事業者における**事業の現状を把握**するとともに、補助事業者が実情に応じて方針変更の適用時期を遅らせるなどの**弾力的な運用**ができるよう**十分検討**を行うこと

検査の結果5 根拠資料の保存状況（報告書P41～44）

審査の根拠書類 観光庁は、県民割支援が終了し、全国旅行支援が開始された後の5年8月に、割引額やクーポンの付与額、旅行者数等の情報が補助要件を満たしているかを事後的に確認できるよう、**根拠書類の保存**が必要と都道府県に対して通知

県民割支援及び全国旅行支援の旅行等審査等に係る根拠資料（根拠書類や紙媒体を電子化したものなどを含む）の保存状況をみたところ…

一部の県（右表参照）で、①旅行者の居住地やワクチン接種等を確認できる根拠資料、②使用済紙クーポン等の根拠資料、③電子クーポンの電子記録を**保存しておらず**、根拠資料に基づいて**事後的に事業の適正性を十分に検証することができない状況**

| | ① | ② | ③ |
|--------|----|----|----|
| 県民割支援 | 7県 | 8県 | — |
| 全国旅行支援 | 7県 | 6県 | 2県 |

所見 今後同様の補助事業を実施するなどの場合、補助要件を満たしているかを確認できるようにするために保存すべき根拠資料の種類について、あらかじめ補助事業者にも事務連絡等で明示して周知することなどにより、**事後的に事業の適正性を十分に検証**することができるようにすること

（事業者等による不正請求の状況に関する検査の結果については報告書P44、45参照）

検査の 要請の 内容

- ✓ 要請（令和5年6月12日）された事項は、**官民ファンドにおける業務運営の状況**に関する次の各事項
 - ① 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況
 - ② 案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況
 - ③ 財務等の状況

検査の 結果

1. ・18官民ファンド運営法人に対する政府出資等の5年度末までの累計額計：**2兆2592億円**
18法人の5年度末までの支援実績：実支援件数計1,666件、実支援額計**5兆1339億円**
 - ・政策性や収益性を評価するための二つのK P Iについて、官民ファンド運営法人間で**計上方法が異なる**など、官民ファンド間における**達成状況の比較検証**に当たり留意が必要な状況
- 2-1. （株）海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）・（株）海外交通・都市開発事業支援機構（J O I N）は、累積損失を解消するために策定された計画の最終年度の累積損益額が、当該法人が試算した産業投資の資本コストの額を**大幅に下回っていた**
- 2-2. 5年度末時点で支援を継続中の案件のうち167件は、支援決定時に想定されていたE X I T（注）時期を経過。このうち126件について、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を**下回っており**、元本である**実支援額の回収に懸念**がある状況 等

（注）新規株式公開等による支援からの退出

所見

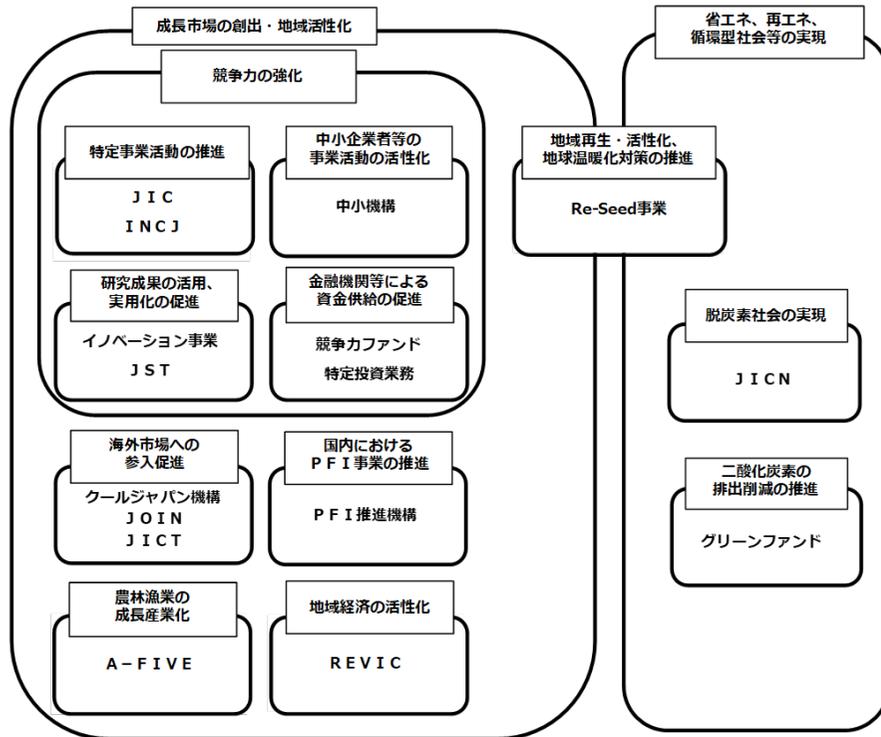
- ✓ 内閣官房は、K P Iがガイドラインにのっとった官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、**K P Iの計上に関する具体的な方法等**を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に**周知**するとともに、上記の方法等を採用することが困難な官民ファンド運営法人については、その理由や実際に採用した方法等の詳細な情報を官民ファンド運営法人及び所管府省庁から報告させて**公表**することを検討すること（検査の結果1）
- ✓ クールジャパン機構及びJ O I Nは、計画に基づく**累積損失の解消**を目指すとともに、産業投資の**資本コストを上回る収益の確保**に向けた一層の経営の改善に努めること（検査の結果2-1）
- ✓ 13ファンドを運営する10官民ファンド運営法人は、支援決定時に想定されていたE X I T時期を経過して、かつ、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている案件について、原因分析等を十分に行い、**回収額を最大化**するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて**適切な措置を講ずる**こと（検査の結果2-2） 等

（検査の要請の内容②については報告書P71～80を参照）

検査の背景 官民ファンドの概要（報告書P1~13）

- ・ 民間で取ることが難しいリスクを取る（リスクマネーを呼び水として供給する）ことで民間投資を活発化させ、民間主導の経済成長の実現を目的として、国から出資等を受けた法人が企業等に対する**出資等の支援**を実施するファンドとして**官民ファンド**が創設
- ・ **官民ファンド運営法人**は、政策目的に沿って支援業務（案件発掘からEXIT（注）まで）を実施（注）新規株式公開等による支援からの退出

＜官民ファンドの全体像（政策目的別）＞ ※設置根拠法等を基に分類



＜会計実地検査の対象＞

| 18官民ファンド運営法人 | 16官民ファンド | 所管府省庁 |
|-----------------------------|-------------------------------|-----------|
| (株) 産業革新投資機構 (JIC) | 同左 | 経済産業省 |
| (株) INCJ (INCJ) | 同左 | 経済産業省 |
| (独) 中小企業基盤整備機構 (中小機構) | 同左 | 経済産業省 |
| (株) 地域経済活性化支援機構 (REVIC) | 同左 | 内閣府 府等 |
| (株) 農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) | 同左 | 農林水産省 |
| (株) 民間資金等活用事業推進機構 (PFI推進機構) | 同左 | 内閣府 府 |
| (国大) 東北大学 | 官民イノベーションプログラム (イノベーション事業) | 文部科学省 |
| (国大) 東京大学 | | |
| (国大) 京都大学 | | |
| (国大) 大阪大学 | | |
| (株) 海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構) | 同左 | 経済産業省 |
| (一社) 環境不動産普及促進機構 | 耐震・環境不動産形成促進事業 (Re-Seed事業) | 国土交通省・環境省 |
| (株) 日本政策投資銀行 (DBJ) | 競争力強化ファンド (競争力ファンド) 特定投資業務 | 財務省 |
| (株) 海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) | 同左 | 国土交通省 |
| (国研) 科学技術振興機構 (JST) | 同左 | 文部科学省 |
| (株) 海外通信・放送・郵便事業支援機構 (JICT) | 同左 | 総務省 |
| (株) 脱炭素化支援機構 (JICN) | 同左 | 環境省 |
| (一社) グリーンファイナンス推進機構 | 地域脱炭素投資促進ファンド事業 (グリーンファンド) | 環境省 |

(注) (株)は株式会社、(独)は独立行政法人、(国大)は国立大学法人、(一社)は一般社団法人、(国研)は国立研究開発法人の略



検査の結果1 国の財政支援及び官民ファンド運営法人による支援の実施状況（報告書P19~40）

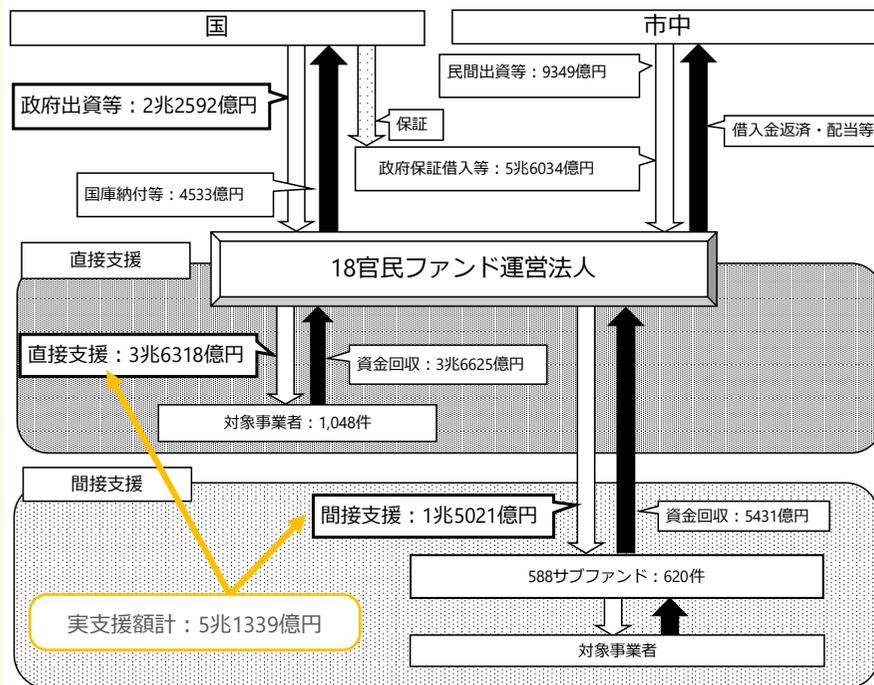
政府出資等の状況

- 18官民ファンド運営法人に対する政府出資等の令和5年度末までの累計額は計**2兆2592億円**

18官民ファンド運営法人による5年度末までの支援実績

- 実支援件数計1,666件、実支援額計**5兆1339億円**

支援等の全体像は下図のとおり



官民ファンドの運営に係る評価等の状況

（K P Iの達成状況等は報告書 P 34、35を参照）

官民ファンド運営法人による評価

- 官民ファンド運営法人は、ガイドライン（注1）に基づき、支援の実施による政策目的の達成状況等を評価するための重要な指標（K P I）を官民ファンドごとに自ら設定し、K P Iを用いて評価を実施
- 内閣官房は、元年11月のガイドラインの改正を受けて、四つの新しいK P Iを官民ファンド運営法人に提示。このうち三つのK P I（注2）は、具体的な指標があらかじめ提示

（注1）官民ファンドの運営に係るガイドライン（平成25年9月関係閣僚会議決定）

（注2）K P I 1-2（エコシステム）、K P I 1-3（呼び水）（誘発された民間投融資額（誘発額）／官民ファンドからの投融資額）、K P I 2（累積損益）

- ガイドラインによれば、K P Iは、官民ファンド間における**達成状況の比較検証**が可能な指標にすることとされている。比較検証を可能とするためには、計上方法等の条件があらかじめそろっていることが望ましい

以下のように**比較検証に当たり留意が必要**な状況

- K P I 2（累積損益）
官民ファンド運営法人間で**計上方法が異なる**
- K P I 1-3（呼び水）
複数の官民ファンド運営法人が同一の対象事業者等に支援決定した案件137件で、同一の民間企業等からの出資等の額が各運営法人において**それぞれ誘発額として計上されている**と思料される状況（報告書P39図表1-11参照）

しかし



＜事例＞（報告書P39）
中小機構とJ I CがそれぞれA投資事業有限責任組合に出資

⇒ K P Iの算出に当たり、両者がそれぞれ、同組合に対する民間企業等からの出資額399億5800万円を誘発額として計上

所見 内閣官房は、K P Iがガイドラインにのっとった官民ファンド間における比較検証に資するものとなるよう、**K P Iの計上に関する具体的な方法等**を官民ファンド運営法人及び所管府省庁に**周知**するとともに、上記の方法等を採用することが困難な官民ファンド運営法人については、その理由や実際に採用した方法等の詳細な情報を官民ファンド運営法人及び所管府省庁から報告させて**公表**することを検討すること

検査の結果2-1 財務等の状況（報告書P41~53）

官民ファンドの業務に係る損益等の状況

設置期限到来時の最終決算で、官民ファンド等の創設以降の累積損益がマイナスとなった場合、政府出資等が毀損するおそれ。そこで、23ファンド（注1）の累積損益の状況を見ると…（注1）イノベーション事業は、国大ファンド単位（8ファンド）で分析



- 14ファンドでは5年度末時点で累積損益が**マイナス**（報告書P43 図表2-1参照）
- 5年度末時点の資産に対する累積損益の割合を算出したところ、4投資計画策定ファンド（注2）ではいずれも低くなっており、A-FIVEが△102.3%、JOINが△46.9%、クールジャパン機構が△39.6%、JICTが△10.1%（報告書P43 図表2-1参照）

（注2）A-FIVE、クールジャパン機構、JOIN及びJICT。累積損失が大きく、平成31年4月にそれぞれ投資計画（累積損失解消のための数値目標及び計画を定めたもの）を策定し、公表

クールジャパン機構、JOIN及びJICTの資本コストの状況

- 産業投資（注3）における収益性の目標水準は、官民ファンドの解散・清算時点で、累積損益が産業投資の資本コスト（注4）以上となる必要がある
- 財務省は、クールジャパン機構、JOIN及びJICTに、産業投資の資本コストを上回る収益の確保を目指すことなどを求める

（注3）産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資等（注4）資本を調達するための費用



各計画の最終年度の累積損益額と各官民ファンド運営法人が試算した産業投資の資本コストの額とを比較したところ…

クールジャパン機構、JOINは、各計画の最終年度の累積損益額が産業投資の資本コストの額を**大幅に下回っていた**

<累積損益額と産業投資の資本コストの額との比較>

| 官民ファンド | 各計画の最終年度の累積損益額（注5） | 産業投資の資本コストの額（注6） |
|-----------|--------------------|------------------|
| クールジャパン機構 | 10億円 | 150億円 |
| JOIN（注7） | 20億円 | 332億円 |
| JICT | 116億円 | 77億円 |

（注5）クールジャパン機構は修正後計画の最終年度（令和15年度）、JOINは改善計画の最終年度（31年度）、JICTは改善計画の最終年度（17年度）の累積損益額

（注6）各官民ファンド運営法人の内部資料における試算額

（注7）設置期限の定めがない

所見 3ファンドは、引き続き**累積損失の解消**を目指す必要があり、さらに、クールジャパン機構及びJOINは、**産業投資の資本コストを上回る収益の確保**に向けた一層の経営の改善に努めること

検査の結果2-2 財務等の状況（報告書P53~69）

支援を実施した案件の損益等の状況

官民ファンドの業務に係る損益は、支援を実施した案件の投資損益に大きく影響を受けている。そこで、実支援を実施した1,666案件の5年度末時点での損益等の状況をみると…

| | |
|---------------------------|---|
| ① E X I T実施済み：736件（44.1%） | 実支援額計1兆5983億円に対して、回収額は計3兆3892億円（投資倍率212.0%） |
| ② 支援継続中：928件（55.7%）（注1） | 実支援額計3兆5268億円に対して、貸借対照表価額等（注2）は計3兆2740億円（92.8%） |

（注1）競争力ファンドは平成30年度に官民ファンドの業務が完了しており、その時点で支援を継続中の案件2件は、D B Jの官民ファンドの業務以外の業務に承継されたことから、対象から除外

（注2）回収額がまだ発生していない案件が存在することを考慮して、回収額に引当金控除後貸借対照表価額を加えたもの

支援継続中の案件に係る E X I Tに向けた状況

- 5年度末時点で支援を継続中の928件（上記②）のうち167件は、支援決定時に想定されていた E X I T時期を経過しており、支援決定時に想定されていた計画どおりに事業が進捗していない可能性あり



上記167件について、5年度末保有有価証券評価額等（注3）と実支援額を比較したところ…

（注3）5年度末までの回収額と、5年度末時点の対象事業者又はサブファンドの純資産持分相当額等を用いて本院が試算した5年度末保有有価証券評価額の合計

126件について、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っていた

5年度末時点では、元本である**実支援額の回収に懸念**がある状況



所見 13ファンドを運営する10官民ファンド運営法人は、支援決定時に想定されていた E X I T時期を経過していて、かつ、5年度末保有有価証券評価額等が実支援額を下回っている案件について、これらの事態が生じている原因分析等を十分に行い、**回収額を最大化**するために、支援スキームを踏まえ、必要に応じて**適切な措置を講ずること** など

（案件発掘、支援決定、モニタリング等の支援業務の実施状況は報告書 P 71~80を参照）

⑦ 制度・事業の適正で公平な運営

- 15. 租税特別措置(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度)における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等(随時) p.72
- 16. 多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用(特定) p.79

租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等（随時）

財務省、
経済産業省、
中小企業庁

検査の 背景

- ✓ 国は、平成25年度税制改正において、給与等支給額を増加させた場合においてその増加額の一定割合の税額控除を可能とする制度を創設（令和3年度税制改正において「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度」に改組）
- ✓ 平成30年度税制改正において、教育訓練費を増加させた場合に税額控除割合を上乗せすることができる措置（教育訓練費に係る上乗せ税額控除）を追加。給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度においても継続
- ✓ 関係省庁は、税負担の軽減等を行う法人税に係る特別措置の拡充、期限の延長等に係る政策を決定しようとする場合、政策の事前評価が義務付け。関係省庁が財務省に提出する税制改正要望書には、政策の達成目標等を記載

検査の 状況

- ✓ 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用法人（平成30～令和3事業年度に電子申告を行った法人）延べ334,716法人（税額控除額6211億円）
このうち、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用法人は延べ12,861法人（同313億円）
- ✓ ① 教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、その適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項が異なる他に例のない仕組み。適用要件を満たす場合には税額控除額が教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人が負担した教育訓練費増加額を上回る状況も想定
- ② 実際に、上記延べ12,861法人のうち延べ9,812法人（76.2%）において、教育訓練費増加額を上回る税負担を軽減（超過額214億円）
- ③ 経済産業省等が税制改正要望に当たり参考にしていた研究を参考に、延べ9,970法人を対象に、教育訓練費が増加した場合の給与等支給増加額を算出し、当該増加額に対応する上乗せ税額控除の額を試算したところ、実際の上乗せ税額控除の額の合計額は試算額の合計額と比べて大きく、計157億円の開差
- ⇒ ①～③から、適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項が異なる教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組みは、政策目的である給与等の増加を促すために税負担の軽減を行う措置として、適切なものとなっていないおそれ
- ✓ 事前評価書において、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の直接的効果が未把握。税収減を是認するような効果が適切に説明されているとは認められず
税制改正要望書において、検証可能な数値目標及び要望措置の妥当性が未記載
国会の決議等を受けた検証について、教育訓練費に係る上乗せ税額控除による給与等の増加の効果の検証が未実施

所見

- ✓ 教育訓練費に係る上乗せ税額控除について、検査によって明らかになった状況を踏まえ、経済産業省等及び財務省において、その効果及び要望措置の妥当性を検証して、当該検証結果を基に経済産業省等において見直しを検討することが重要

租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等（随時）

財務省、
経済産業省、
中小企業庁

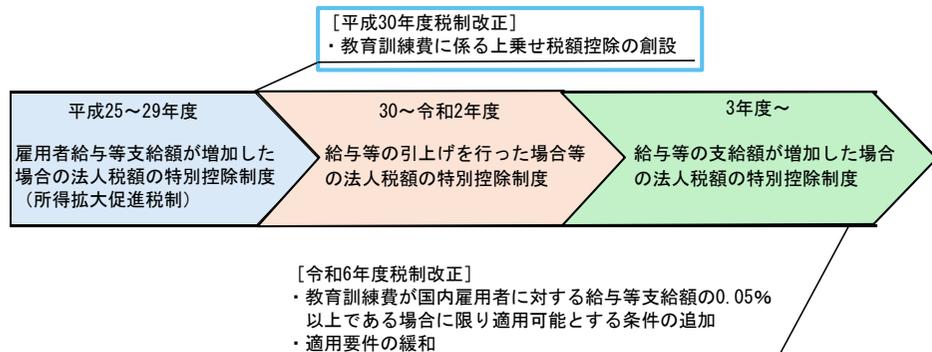
検査の背景

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度における教育訓練費に係る上乗せ税額控除等の特別控除制度の概要等（報告書P2～8）

制度の変遷

- 租税特別措置（特別措置）は、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するための特別な政策手段
- 国は、平成25年度税制改正において、法人税関係の特別措置として、給与等支給額を増加させた場合においてその増加額の一定割合の税額控除を可能とする制度を創設
- 平成30年度税制改正において、新たに、教育訓練費（注）を増加させた場合に税額控除割合を上乗せすることができる措置（教育訓練費に係る上乗せ税額控除）を追加。特別控除制度を改組。
- 令和3年度税制改正において、同制度の適用条件を見直すなどして「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度」に改組。教育訓練費に係る上乗せ税額控除も継続

（注）法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用



（注）本報告では、「30～令和2年度」の制度と「3年度～」の制度を合わせて「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度」と定義

制度の概要

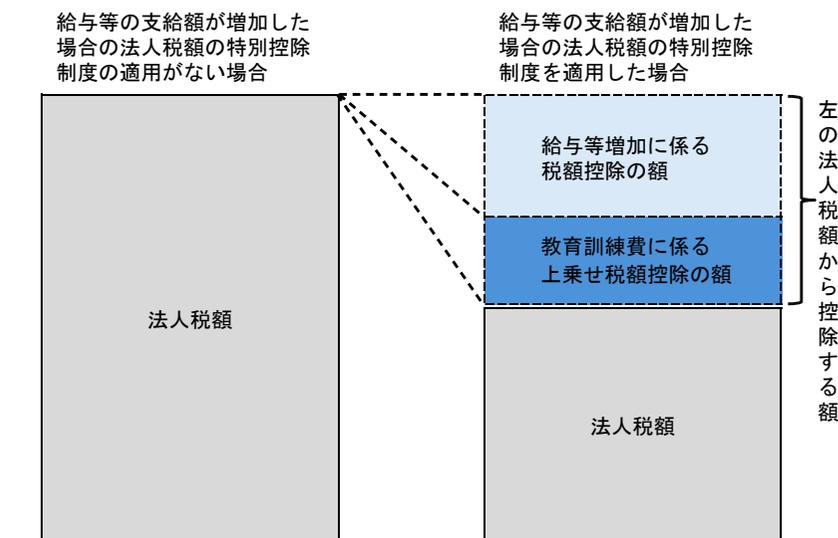
同制度には、大企業向け及び中小企業者等向けに、それぞれ以下の措置

給与等増加に係る税額控除

各事業年度において、雇用者に対する給与等支給額を増加させ、適用要件である給与等支給増加割合を満たすなどした場合に、法人の所得に対する法人税額から給与等支給増加額の一定割合の税額控除を可能とする措置

教育訓練費に係る上乗せ税額控除

上記の場合において、教育訓練費を増加させ、適用要件である教育訓練費増加割合を満たすなどしたときに、給与等増加に係る税額控除に上乗せして、法人の所得に対する法人税額から給与等支給増加額の一定割合の税額控除を可能とする措置



租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等（随時）

財務省、
経済産業省、
中小企業庁

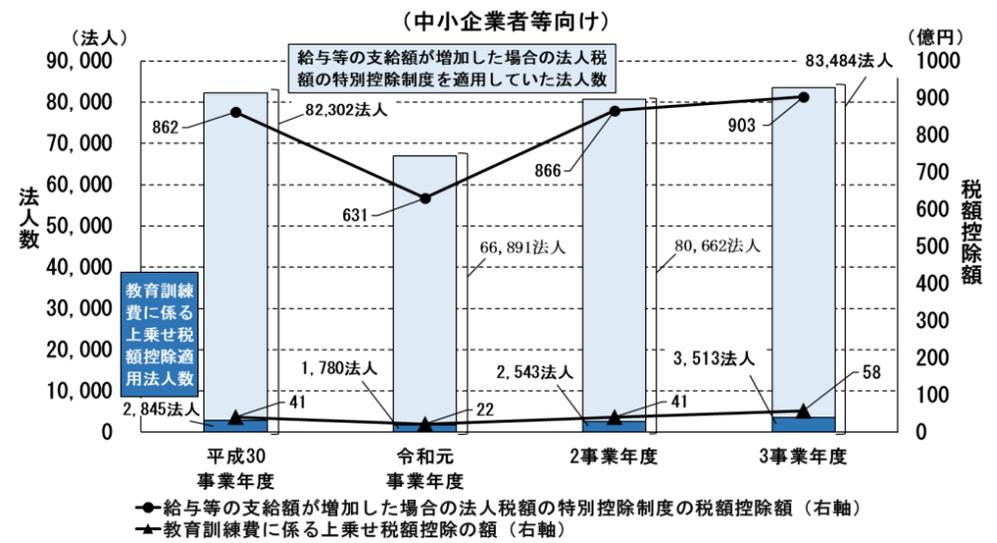
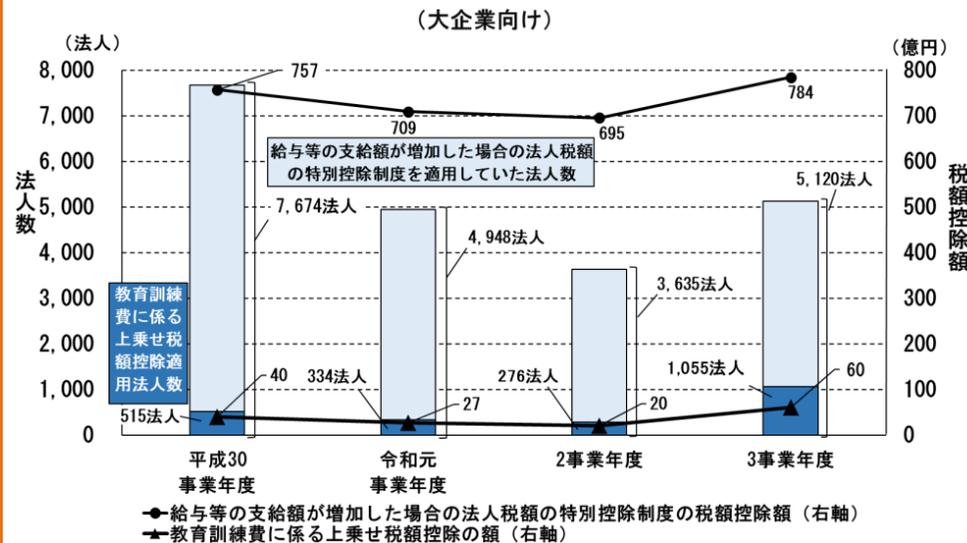
検査の状況 1 教育訓練費に係る上乗せ税額控除等の適用状況（報告書P9～16）

（検査の対象）平成30事業年度から令和3事業年度までに給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度を適用していた法人の申告のうち、電子申告を行った法人計延べ334,716法人（注）の申告（注）平成30年度から令和3年度までににおける合計適用件数498,450件の67.1%に相当

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度を適用していた法人の数及び税額控除額

適用法人数：延べ334,716法人（大企業：21,377法人、中小企業者等：313,339法人） 税額控除額：計6211億4495万円

うち教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人数：延べ12,861法人（大企業：2,180法人、中小企業者等：10,681法人） 税額控除額：計313億3881万円



平成30事業年度～令和3事業年度の計 (単位：法人、万円)

| 区分 | 延べ法人数 | 税額控除額 |
|----------------------------|--------|-----------|
| 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度 | 21,377 | 2947億7361 |
| うち教育訓練費に係る上乗せ税額控除 | 2,180 | 148億3106 |

平成30事業年度～令和3事業年度の計 (単位：法人、万円)

| 区分 | 延べ法人数 | 税額控除額 |
|----------------------------|---------|-----------|
| 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度 | 313,339 | 3263億7133 |
| うち教育訓練費に係る上乗せ税額控除 | 10,681 | 165億0774 |

(注) 令和3年度税制改正において、大企業向けの措置について、適用要件の給与等支給増加割合が3%から2%に見直されるなどしている。

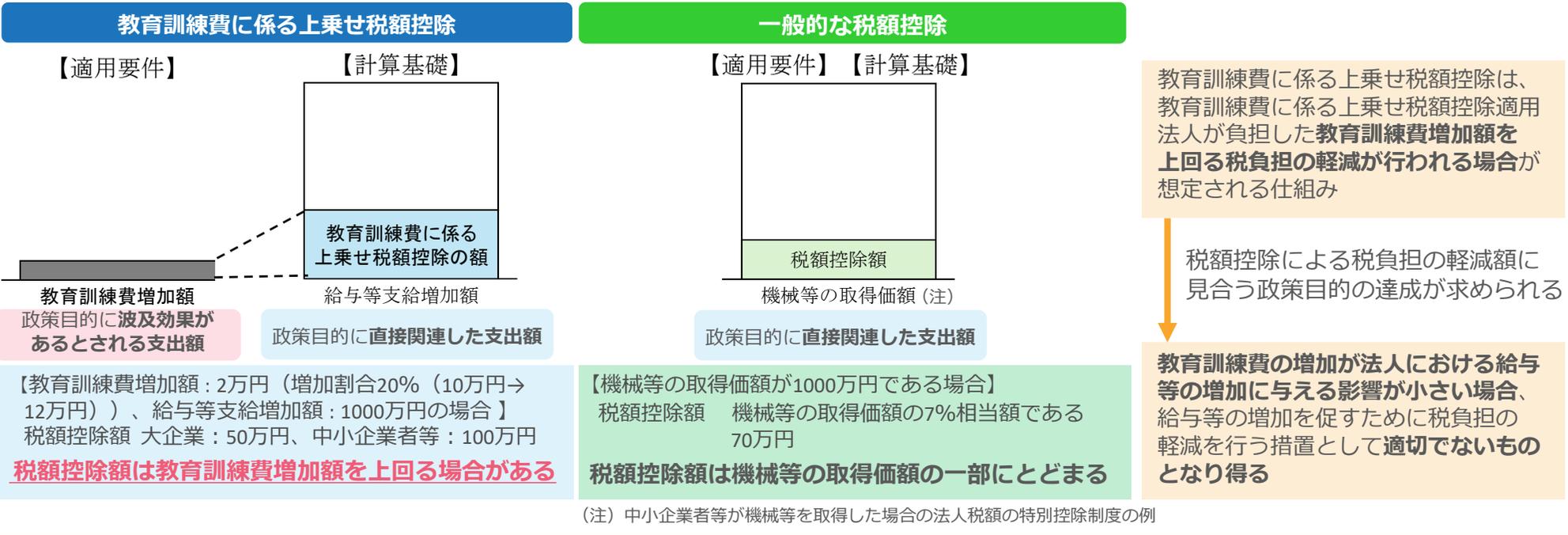
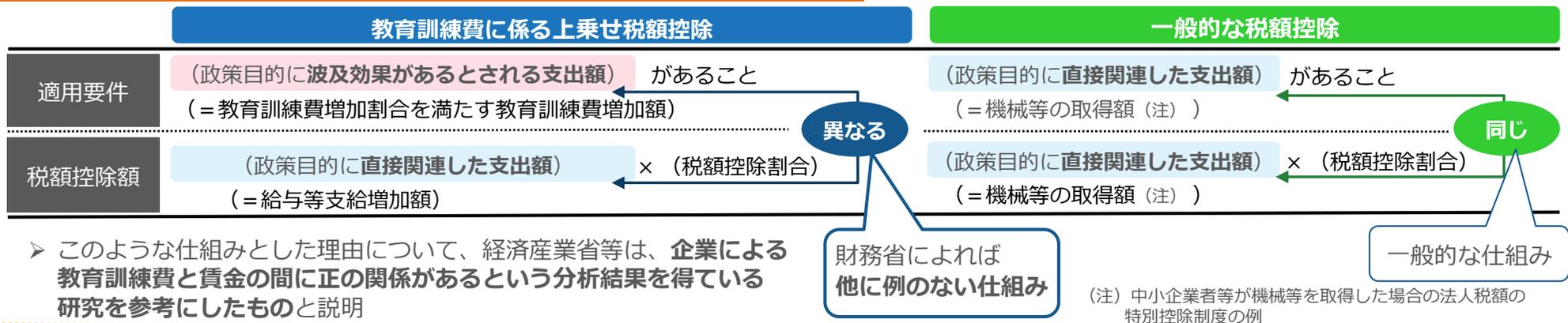


租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等（随時）

財務省、
経済産業省、
中小企業庁

検査の状況 2 ① 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組み（報告書P16～20）

教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組みと一般的な税額控除の仕組み



租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等（随時）

財務省、
経済産業省、
中小企業庁

検査の状況 2 ② 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用実態（報告書P20～24）

検査の状況 2 ①のとおり、教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、

教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人が負担した**教育訓練費増加額を上回る税負担の軽減が行われる場合がある**ことが想定される仕組み

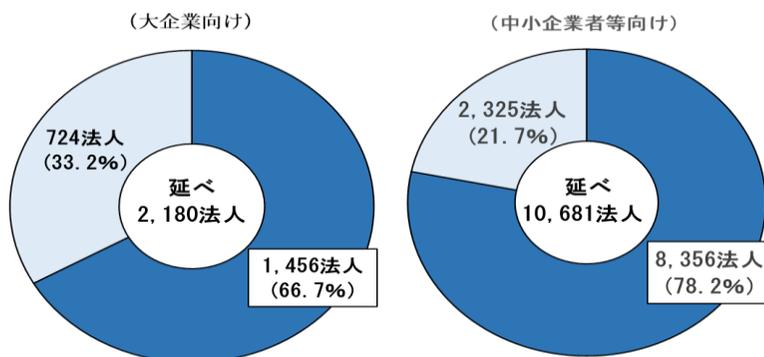
適用により、税負担の軽減がどのように行われているか？

（分析の対象）教育訓練費に係る上乗せ税額控除適用法人延べ12,861法人（平成30～令和3事業年度）

教育訓練費増加額を上回る税額控除を受けていた法人

延べ9,812法人（76.2%）

（大企業：1,456法人、中小企業者等：8,356法人）



■教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額 > 教育訓練費増加額 の法人
□教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額 ≤ 教育訓練費増加額 の法人

教育訓練費増加額に対する教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額の割合

分布をみると、同割合の中央値は**大企業1.8倍、中小企業者等4.0倍**

多数の法人において、教育訓練費増加額を大きく上回る税額控除を受けている状況

<事例>（詳細は報告書P23参照）

【株式会社 a の平成30事業年度の場合】

- ・教育訓練費増加額（A）5.2万円
- ・教育訓練費支出額（B）30.3万円（増加割合21.0%）
- ・上乗せ税額控除の額（C）1058.7万円

➡ (C) / (A) = 201倍
(C) / (B) = 34.9倍

上記9,812法人における教育訓練費増加額の合計額に対する教育訓練費に係る上乗せ税額控除の合計額の超過額

計214億円（大企業：90億円、中小企業者等：123億円）

うち、（教育訓練費に係る上乗せ税額控除の額）>（教育訓練費支出額）である法人：延べ8,130法人 超過額計144億円

租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等（随時）

財務省、
経済産業省、
中小企業庁

検査の状況 2③ 教育訓練費の増加が給与等の増加に及ぼす影響等（報告書P24～31）

検査の状況 2①のとおり、教育訓練費に係る上乗せ税額控除は、

教育訓練費の増加が給与等の増加に与える影響が小さい場合には、政策目的である給与等の増加を促すために税負担の軽減を行う措置として適切でないものとなり得る

教育訓練費の増加が給与等にどのような影響を及ぼすか？

教育訓練費と給与等の関係（分析の対象）延べ12,861法人のうち、有形固定資産額等のデータを取得できた延べ3,119法人

教育訓練費の増加により給与等支給額がどの程度増加するか、経済産業省等が教育訓練費に係る上乗せ税額控除の延長の必要性の検討に当たり参考にしてきた研究（注1）における分析方法及び使用データを参考にして分析
 ⇒ 教育訓練ストック（注2）が1%変化した場合に給与等支給額がどの程度変化するかを表す弾性値（教育訓練ストックの回帰係数）は、大企業：0.0251、中小企業者等：0.0422（0.0251%及び0.0422%だけ増加）

（注1）経済産業省及び中小企業庁が令和3年度税制改正に当たり参考にした、教育訓練費が生産性や賃金に対して有意な正の関係があるという分析結果等を得ている研究（森川正之(2018)「企業の教育訓練投資と生産性」）
 （注2）年月の経過による教育訓練の効果の陳腐化等を考慮して一定割合を減耗させた、特定の時点における減耗後の教育訓練費等の投資額

上乗せ控除税額の試算額と実際の額の比較等（分析の対象）延べ12,861法人のうち、計算に必要な値が得られない法人を除いた延べ9,970法人

(1) 教育訓練費が増加した場合の給与等支給増加額の算出

教育訓練ストックの回帰係数等を用いて、法人ごとに機械的に算出

⇒ 大企業：計1017億円、中小企業者等：計966億円

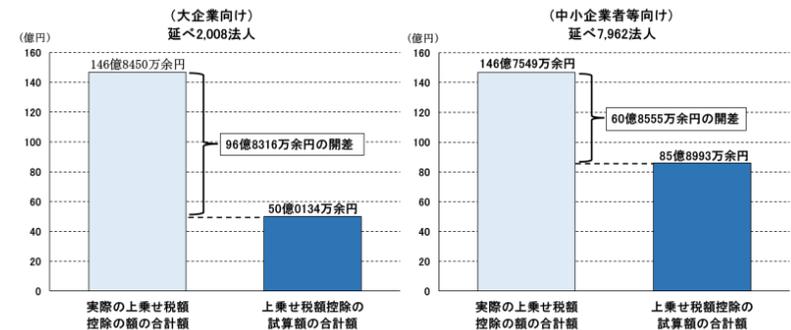
各法人の申告書に基づき算出した**実際の給与等支給増加額の合計額**（大企業計3838億円、中小企業者等計1825億円）に比べていずれも小さくなっていった

(2) 給与等支給増加額に対応する上乗せ税額控除の試算

(1)で算出した給与等支給増加額に対応する上乗せ税額控除の試算額を法人ごとに試算

⇒ 大企業：計50億円、中小企業者等：計85億円

各法人の申告書に基づき算出した**実際の上乗せ税額控除の額の合計額**（大企業計146億円、中小企業者等計146億円）は、これに比べて大きく**合計157億円**（大企業計96億円、中小企業者等計60億円）の**開差**



検査の状況 2①～③から

適用要件となっている事項と税額控除額の計算基礎となっている事項が異なる教育訓練費に係る上乗せ税額控除の仕組みは、政策目的である給与等の増加を促すために税負担の軽減を行う措置として、**適切なものとなっていないおそれ**



租税特別措置（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）における教育訓練費に係る上乗せ税額控除の適用状況、検証状況等（随時）

財務省、
経済産業省、
中小企業庁

検査の状況 3 教育訓練費に係る上乗せ税額控除の検証等の状況（報告書P31～35）

（注）教育訓練費に係る上乗せ税額控除の導入及び延長が決定された平成30、令和3、4、6各年度の税制改正要望に当たり、経済産業省等が作成

| 区分 | 関係省庁及び財務省における検証等の制度等 | 経済産業省等及び財務省における検証等の状況 |
|-----------------------------|--|--|
| 政策評価法に基づく評価状況 | <ul style="list-style-type: none"> 行政機関（関係省庁）は、税負担の軽減等を行う法人税に係る特別措置の拡充、期限の延長等に係る政策を決定しようとする場合、政策の事前評価を行う 政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用いて、できる限り定量的に把握 特別措置等による効果は、直接的効果を把握、また、税収減を是認するような効果が見込まれるかどうかを説明 | <ul style="list-style-type: none"> 事前評価書（注）では、教育訓練費に係る上乗せ税額控除の効果がどの程度あるかについて評価していない ⇒直接的効果が未把握 ⇒税収減を是認するような効果が適切に説明されているとは認められず |
| 税制改正要望の際の検証状況 | <ul style="list-style-type: none"> 関係省庁が財務省に提出する税制改正要望書には、政策の達成目標、政策目標の達成状況、要望措置の適用見込み、要望措置の妥当性等を記載 政策の達成目標は、特別措置による効果かどうかを検証可能な数値目標を設定 要望措置の妥当性は、要望措置が課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているか否かを記載 財務省は、税制改正要望書及び事前評価書等を参考に、特別措置の効果、要望措置の妥当性等の検証を行う | <ul style="list-style-type: none"> 税制改正要望書（注）では、検証可能な数値目標及び要望措置の妥当性について記載なし。財務省は、上記の税制改正要望書を基に教育訓練費に係る上乗せ税額控除の効果、要望措置の妥当性等の検証を行うことは困難 経済産業省等が教育訓練費に係る上乗せ税額控除の要望に際して用いた参考研究を参考にして教育訓練費と給与等支給額の関係进行分析することは直ちにはできない |
| 特別措置の検証を巡る国会における決議等を受けた検証状況 | <ul style="list-style-type: none"> 政府は、給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度等の特別措置がどのように貢献したのかについて、効果を検証し、かつ公表することで政策効果を適切に把握できるように努めること （衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の決議） 特別措置は、不断の点検を行うことを制度の中に組み込む必要があり、証拠に基づく政策立案（EBPM）の考えに基づき、客観的なデータに基づく分析・検証が求められる（「わが国税制の現状と課題」（税制調査会答申）） | <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省等は、検証を未実施 財務省は、公的な統計の統計データを用いて試行的に分析を行うなどして特別措置の効果等に係る検証に取り組んでいたが、教育訓練費に係る上乗せ税額控除による給与等の増加の効果がどの程度あるかなどの検証は未実施 |

所見 教育訓練費に係る上乗せ税額控除について、検査によって明らかになった状況を踏まえ、経済産業省等及び財務省において、次の点に留意して、その効果及び要望措置の妥当性を検証して、当該検証結果を基に経済産業省等において見直しを検討することが重要

- 経済産業省等において、税制改正要望に当たっては、特別措置の効果を検証することができる分析等を基に要望するとともに、事前評価等を基に検証可能な数値目標及び要望措置の妥当性について税制改正要望書に記載すること
- 経済産業省等及び財務省において、教育訓練費に係る上乗せ税額控除について、その効果をできる限り定量的に把握して検証するとともに、課税の公平原則に照らして国民の納得できる必要最小限の特例措置となっているかという点から適切に検証すること



検査の背景

- ✓ 消費税には、課税売上げに係る消費税の額から実際の課税仕入れに係る消費税の額を控除して算出する**本則課税**（原則）に対して、特例として、中小事業者の事務負担に配慮して、みなし仕入率を用いて算出する**簡易課税制度**があり、これらの税額には差額（**消費税差額**）が生じ得る
- ✓ 事業者は、原則として、**基準期間**（課税期間の事業年度の前々事業年度等）における**課税売上高が5000万円以下**である課税期間（注1）について、制度を適用できる （注1）基準期間がない場合を含む
- ✓ 制度の適用の可否の判定に当たり、**新設分割**（注2）の場合は、**基準期間における課税売上高以外の指標**により、**吸収合併**（注3）等の場合は、原則どおり**吸収合併法人等の基準期間における課税売上高**により、それぞれ判定
（注2）法人が、当該法人の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する法人（新設分割承継法人）に承継させること
 （注3）法人が、他の法人とする合併であって、合併により消滅する法人（被合併法人）の事業の全部を合併後存続する法人（吸収合併法人）に承継させること

検査の状況

- ✓ 令和3年度又は4年度に簡易課税制度を適用していて課税売上げが1億円を超えている延べ4,796法人を対象に検査
 - 1. 仮に、**新設分割承継法人と同様の判定**を行った場合、元年度～4年度に合併又は分割を行っていた延べ172法人について、被合併法人等の基準期間に対応する期間における課税売上等が**5000万円超**で、制度を適用できない法人は延べ141法人。このうち推計した消費税差額（推計消費税差額）を算出可能な延べ116法人において、**本則課税に比べて納付消費税額が低額**となっていた法人は延べ**105法人**、その推計消費税差額は計**22億9214万円**（延べ3法人は推計消費税差額が1億円超） など
 - 2. 仮に、基準期間における課税売上高以外の指標である**消費税の納税義務の判定における2指標**（①判定対象者（注4）の基準期間に相当する期間における課税売上高、②特定期間（注5）における課税売上等）を用いて制度の適用を分析した場合、
 - ・ ①について、基準期間がない延べ243法人のうち、指標に係る課税売上高があることを把握できた法人は延べ75法人。このうち、推計消費税差額を算出可能な延べ**62法人**の全てにおいて**本則課税に比べて納付消費税額が低額**となっており、その推計消費税差額は計**5億8456万円**（大半は判定対象者が1者で発行済株式等の100%を保有することにより支配されている法人）
 - ・ ②について、特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額がいずれも5000万円を超えていた延べ48法人のうち、推計消費税差額を算出可能な延べ**31法人**の全てにおいて**本則課税に比べて納付消費税額が低額**となっており、**推計消費税差額は計3億1143万円** （注4）基準期間がない法人のうち事業年度開始の日において特定要件に該当している法人を支配している他の者等
 （注5）個人事業者はその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人はその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間等
- ⇒ 上記1、2について、重複分を除くと**本則課税に比べて納付消費税額が低額**となっていた法人は延べ**185法人**、**推計消費税差額は計29億0078万円**

所見

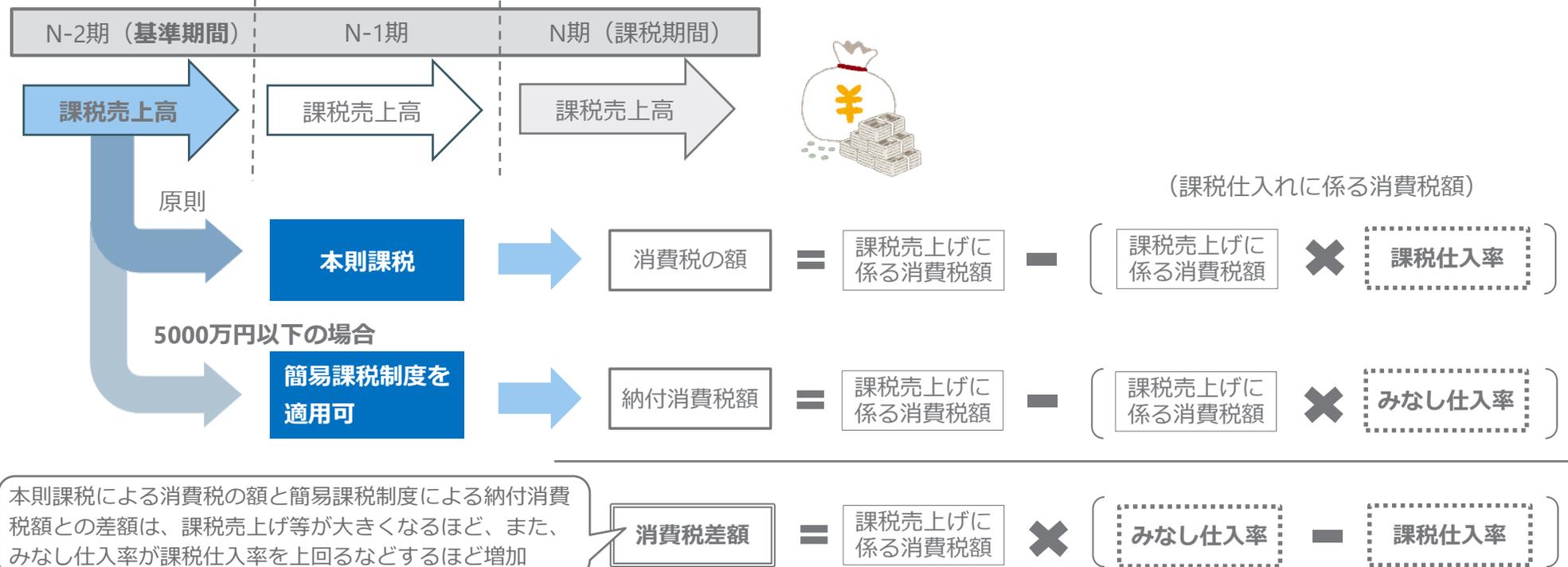
- ✓ 財務省において、多額の課税売上げを有する法人における消費税の簡易課税制度の適用について、簡易課税制度が中小事業者の事務負担に配慮して設けられている趣旨等も含めて、**様々な視点からより適切なものとなるよう検討**を行っていくこと

多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用（特定）

検査の背景 消費税の簡易課税制度の概要等（本文P605～608）

- ▶ 消費税には、課税売上げに係る消費税の額から実際の課税仕入れに係る消費税の額を控除して算出する**本則課税**（原則）に対して、特例として、中小事業者の事務負担に配慮して、**みなし仕入率**（事業区分別に90%～40%）を用いて納付消費税額を算出する**簡易課税制度**があり、これらの税額には差額（**消費税差額**）が生じ得る（下図参照）
- ▶ 簡易課税制度は、原則として、**基準期間**（課税期間である事業年度の前々事業年度等）における**課税売上高が5000万円以下**である課税期間（注）に同制度を適用可
（注）基準期間がない場合を含む

<簡易課税制度の適用による消費税差額の概念図>



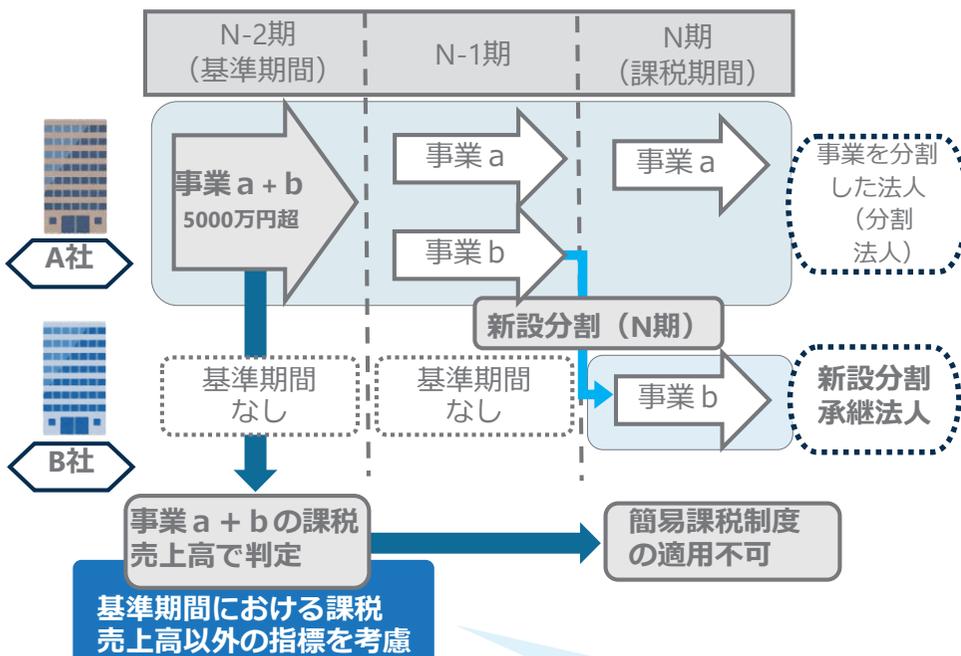
会計検査院は、平成24年10月の国会及び内閣への報告「消費税の簡易課税制度について」において、納付消費税額が低額となっている簡易課税制度適用者の中には、吸収合併又は吸収分割により事業を承継した法人等で多額の課税売上高を有する規模の大きな事業者が含まれていた状況等を記述

多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用（特定）

検査の背景 分割又は合併があった場合の簡易課税制度の適用（本文P608～611）

- ▶ **新設分割**（法人が、当該法人の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する法人（新設分割承継法人）に承継）の場合
⇒ 新設分割承継法人における制度の適用の可否の判定に当たり、**基準期間における課税売上高以外の指標**を考慮 (注1)
 - ▶ **吸収合併**（法人が他の法人とする合併で、合併により消滅する法人（被合併法人）の事業の全部を合併後存続する法人（吸収合併法人）に承継）の場合
⇒ 吸収合併法人における制度の適用の可否の判定に当たり、原則どおり**吸収合併法人の基準期間における課税売上高**により判定
- (注1) 新設合併（被合併法人の事業の全部を合併により設立する法人に承継）、吸収分割（分割法人が事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割した後に他の法人に承継）の場合も同様

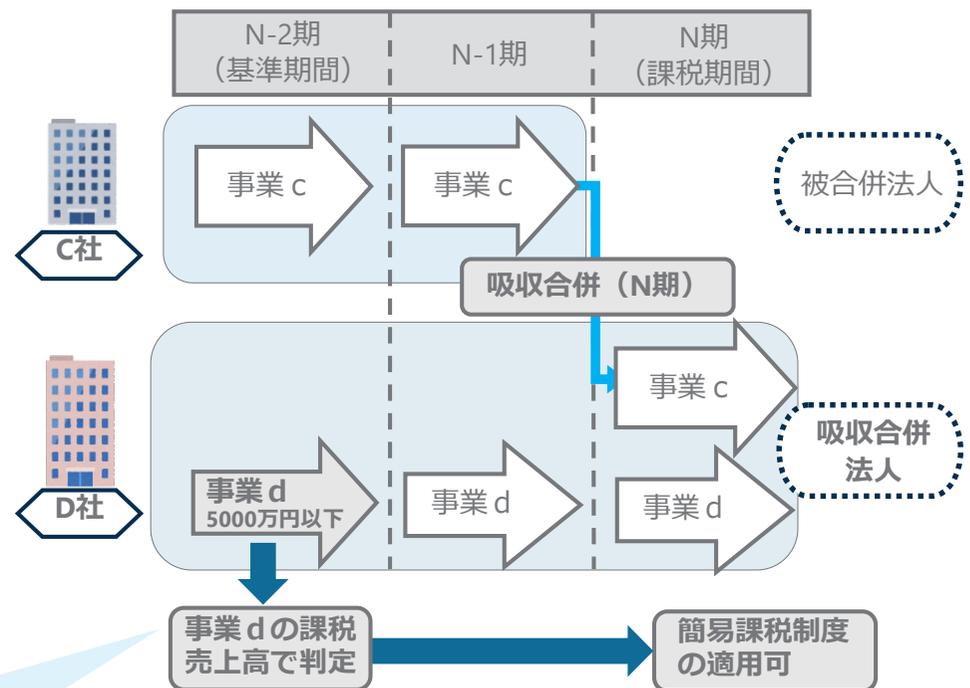
<新設分割の場合> A社が事業bを分割により設立するB社に承継



(注2) 図内の は事業の課税売上高の規模を示す

新設分割の場合には、B社の基準期間における課税売上高以外の指標（A社の基準期間に対応する期間における課税売上高等）を考慮して判定することとなっている一方、吸収合併等の場合には、そのような指標（C社の基準期間に対応する期間における課税売上高等）を考慮することとはされていない

<吸収合併の場合> C社が事業の全部である事業cをD社に承継



検査の状況 1 吸収合併法人等における簡易課税制度の適用についての分析（本文P612～616）

- 令和3年度又は4年度に簡易課税制度を適用している延べ994,687法人のうち、3年度又は4年度の課税売上げが1億円を超えている延べ4,796法人を対象に検査（検査の対象は検査の状況2も同じ）
- 本資料P81に記載の仕組みのため、例えば、簡易課税制度を適用できる規模の小さな法人が、吸収合併等により、簡易課税制度を適用できない規模の大きな法人から事業を承継して課税売上げが多額となったとしても、簡易課税制度を適用可能

↓
そこで、元年度～4年度に合併又は分割を行っていた法人延べ172法人について、基準期間における課税売上高以外の指標である被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等の状況をみたところ…

- 被合併法人等の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円超で、仮に新設分割承継法人と同様の判定（注1）を行った場合、簡易課税制度を適用できない法人は延べ141法人
- 上記のうち、推計した消費税差額（推計消費税差額）を算出可能な延べ116法人についてみると、簡易課税制度を適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた法人は延べ105法人（注2）、その推計消費税差額は計22億9214万円（下表参照）

（注1）基準期間における課税売上高以外の指標による判定（本資料P81参照）

（注2）残りの延べ11法人は、本則課税に比べて納付消費税額が高額となっており、その推計消費税差額は計2685万円

（単位：法人、千円）

| 課税期間 | 区分 | 吸収合併法人等の課税期間における課税標準額（注3） | | | | 計 |
|---------|----------|---------------------------|----------------|-----------------|---------|-----------|
| | | 5億円以下 | 5億円超 10億円以下 | 10億円超 50億円以下 | 50億円超 | |
| 令和2～5年度 | 法人数 | 70 | 14 | 17 | 4 | 105 |
| | 推計消費税差額計 | 324,369 | 279,771 | 777,651 | 910,354 | 2,292,146 |

（注3）税額計算の基礎となるべき金額で、これに税率を乗じて課税売上げに係る消費税の額を算出

3法人は推計消費税差額が1億円超

＜事例＞ A法人は、3年12月に100%子会社としてB法人を設立し、（本文P615）4年4月に事業の一部を吸収分割により分割した分割法人

- ・吸収分割により事業を承継したB法人の吸収分割後最初の課税期間（分割1期目）、翌課税期間（分割2期目）の課税売上高：61億円、62億円
 - ・B法人の分割1期目は基準期間なし、分割2期目の基準期間の課税売上高は6万円。両課税期間で簡易課税制度を適用
- ⇒仮にA法人が4年4月に事業の一部を分割してB法人を設立していた場合・・・B法人は新設分割承継法人となり、両課税期間については、分割法人であるA法人の基準期間に対応する期間の課税売上高（65億円、61億円）を考慮して簡易課税制度の適用を判定することになり、B法人は簡易課税制度を適用できない
- ⇒推計消費税差額は、分割1期目が9520万円、分割2期目が9090万円（計1億8610万円）

検査の状況2 簡易課税制度において用いる指標以外の指標を用いた場合の制度の適用についての分析（本文P616～619）

▶ 基準期間における課税売上高以外の指標には、簡易課税制度において用いる指標（本資料P81参照）のほか、消費税の納税義務の判定における下記①②の指標あり。仮に①②の指標を用いた場合の制度の適用について分析

<指標①> 判定対象者（注1）の基準期間に相当する期間における課税売上高

簡易課税制度を適用していた延べ4,796法人のうち、基準期間がない延べ243法人について、指標①に係る課税売上高をみたところ…

- ▶ 判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高があることを把握できた法人は延べ75法人
- ▶ うち推計消費税差額を算出可能な延べ62法人についてみると、延べ62法人全てで簡易課税制度を適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっており、その推計消費税差額は計5億8456万円（下表参照）

特に、判定対象者が1者で発行済株式等の100%を保有することにより支配されている法人は延べ53法人、推計消費税差額は計4億9035万円

（単位：法人、千円）

| 年度 | 区分 | 基準期間がなく、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高がある法人の課税期間における課税標準額 | | | |
|---------|----------|---|----------------|---------|---------|
| | | 5億円以下 | 5億円超 10億円以下 | 10億円超 | 計 |
| 令和3、4年度 | 法人数 | 47 | 9 | 6 | 62 |
| | 推計消費税差額計 | 183,441 | 128,003 | 273,116 | 584,561 |

1法人は推計消費税差額が1億円超

（注1）基準期間がない法人のうち事業年度開始の日において特定要件（他の者により発行済株式の総数等の50/100を超える株式等が直接又は間接に保有されることなどにより支配される場合）に該当している法人を支配している他の者等

<指標②> 特定期間（注2）における課税売上高等

簡易課税制度を適用していた延べ4,796法人について、指標②に係る課税売上高等の状況をみたところ…

- ▶ 特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額がいずれも5000万円を超えていることが把握できた法人は延べ48法人
- ▶ うち推計消費税差額を算出可能な延べ31法人についてみると、延べ31法人全てで簡易課税制度を適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっており、その推計消費税差額は計3億1143万円（下表参照）

（単位：法人、千円）

| 年度 | 区分 | 特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額がいずれも5000万円超の法人の課税期間における課税標準額 | | | |
|---------|----------|--|----------------|--------|---------|
| | | 5億円以下 | 5億円超 10億円以下 | 10億円超 | 計 |
| 令和3、4年度 | 法人数 | 20 | 8 | 3 | 31 |
| | 推計消費税差額計 | 124,125 | 111,772 | 75,538 | 311,437 |

（注2）個人事業者についてはその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人についてはその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間等

検査の状況1、2について、重複分を除くと本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた法人は延べ185法人、推計消費税差額は計29億0078万円

所見

財務省において、多額の課税売上げを有する法人における消費税の簡易課税制度の適用について、簡易課税制度が中小事業者の事務負担に配慮して設けられている趣旨等も含めて、様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくこと

⑧ 資産、基金等のストック

- 17. (一社)全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金
(東日本大震災復興緊急保証分)の保有規模(処置要求) p.85
- 18. 東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業における
償還金の取扱い(処置済) p.88

(一社) 全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金 (東日本大震災復興緊急保証分) の保有規模 (処置要求)

経済産業省

203億6589万円(指摘金額)

経安基金 (震災緊急保証分) 等の 概要

- ✓ 中小企業庁は、一般社団法人全国信用保証協会連合会（**連合会**）に対して経営安定関連保証等対策費補助金（**経安補助金**）を交付し、連合会は、それを基に経営安定関連保証等特別基金（**経安基金**）を造成
- ✓ 中小企業庁は、平成23年5月に全国一律の**東日本大震災復興緊急保証制度**を創設し、**経安補助金697億円**を交付
- ✓ 連合会は、上記経安補助金を、信用保証協会（**協会**）（注）に対して震災緊急保証に係る損失補償金として出せんするための基金（**経安基金（震災緊急保証分）**）の造成に充てて、管理
（注）中小企業者等が金融機関から受ける融資について、その債務の保証（信用保証）を行う機関
- ✓ 中小企業庁は、25年度以降、被災地の復旧・復興等の重点化等のため、震災緊急保証の**対象を段階的に限定**
- ✓ 令和2年2月に、経安基金（震災緊急保証分）の残高が必要額以上の水準にあるとして、経済産業省から連合会に保有規模の見直しを指示⇒連合会は**使用見込みのない300億円を国庫納付（元年度国庫納付）**

検査の 結果

- ✓ 中小企業庁及び連合会において震災緊急保証の実施状況等を、9協会において震災緊急保証に対する需要等を検査
- ✓ 経安基金（震災緊急保証分）の令和6年度末の残高は**319億円**、取崩額は2～6年度では計**14億円**
- ✓ 東日本大震災から14年が経過している中で、震災緊急保証の対象が段階的に限定 ⇒ 震災緊急保証に係る保証承諾が**大きく減少**（平成23年度**79,404件1兆8157億円** ▶ 令和6年度**2,135件591億円**（平成23年度の件数の**2.6%**及び金額の**3.2%**））
- ✓ 経済産業省は、元年度国庫納付以降、連合会に対して、経安基金（震災緊急保証分）について保有規模の見直し指示を行わず ⇒ 経安基金（震災緊急保証分）に留保しておく必要がある資金についての**点検・検証が行われていない状況**
- ✓ 経安基金（震災緊急保証分）に係る今後必要となる損失補償見込額を本院が試算 ⇒ 7年度以降の損失補償見込額は、115億4106万円となり、6年度末の基金残高319億0695万円との差額**203億6589万円**については、今後の使用見込みが極めて低く**資金が有効に活用されていないと認められる**

要求する 処置

- ✓ 連合会に対して、使用見込みを十分に精査して、経安基金（震災緊急保証分）が**適切な保有規模となるよう見直し**を指示し、**必要額を超えて保有していると認められる額**については、**速やかに国庫に納付**させること
- ✓ 経安基金（震災緊急保証分）の保有規模について、連合会に対して**適時適切に見直しを行わせる**とともに、その結果を踏まえて**点検・検証等を適切に行う**こととすること

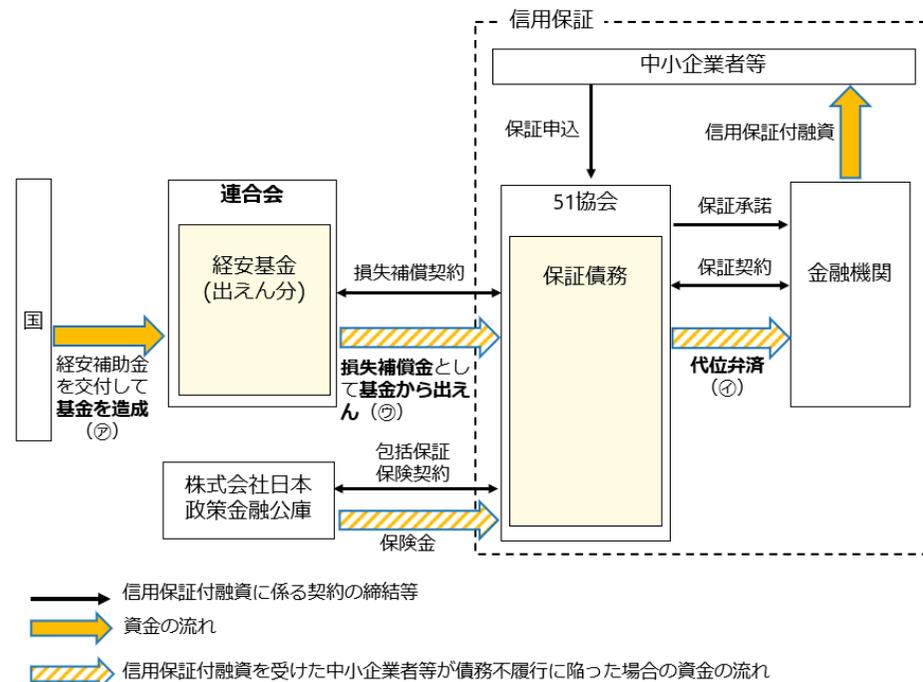
(一社) 全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金 (東日本大震災復興緊急保証分) の保有規模 (処置要求)

経済産業省

203億6589万円(指摘金額)

経安基金 (震災緊急保証分) の概要

- ⑦ **中小企業庁 (国)** は、(一社) 全国信用保証協会連合会 (連合会) に対して平成23年度に697億円の経営安定関連保証等対策費補助金 (経安補助金) を交付し、連合会は、それを基に経安基金 (出えん分) のうち経安基金 (震災緊急保証分) を造成
- ⑧ **信用保証協会 (協会)** は、東日本大震災による損害の証明を受けた中小企業者等が金融機関から受ける融資について、震災緊急保証を実施し、中小企業者等が債務不履行に陥った場合、**代位弁済**を行う
- ⑨ **連合会** は、協会が金融機関に支払った代位弁済額の6%を上限として、経安基金 (震災緊急保証分) から**損失補償金を出えん**



震災緊急保証の対象の変遷・基金の保有規模の見直し

- 中小企業庁は、平成23年5月に全国一律の東日本大震災復興緊急保証制度を創設
- 25年度及び令和3年度に、震災緊急保証を被災地の復旧・復興等に重点化して実施するため、また、地域ごとの復興状況等を踏まえ、**対象を段階的に限定**
- 連合会は、2年2月に経済産業省から経安基金 (震災緊急保証分) の保有規模の見直し指示を受け、**使用する見込みのない300億円を国庫納付 (元年度国庫納付)**

全国が対象
特定被災区域に限定
被災3県に限定

| 対象者 | 期間 | 震災発生～平成25年3月 | 25年4月～令和3年3月 | 3年4月～(8年3月) |
|---|----|--------------|--------------|-------------------------|
| 特定被災区域のうち、岩手、宮城及び福島県の3県下の市町村に事業所を有する中小企業者等 (被災3協会) | | 対象 | 対象 | 対象 |
| 特定被災区域のうち、青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟及び長野の7県下の市町村に事業所を有する中小企業者等 (被災7協会) | | 対象 | 対象 | 既往の震災緊急保証に係る資金の借換えなどが対象 |
| 特定被災区域外の市区町村のみに事業所を有する中小企業者等 (その他41協会) | | 対象 | 対象外 | 対象外 |



(一社) 全国信用保証協会連合会の経営安定関連保証等特別基金 (東日本大震災復興緊急保証分) の保有規模 (処置要求)

経済産業省

203億6589万円(指摘金額)

検査の結果 中小企業庁及び連合会において震災緊急保証の実施状況等について、9協会において震災緊急保証に対する需要等について検査したところ・・・

<経安基金（震災緊急保証分）の残高等の状況>

- ・令和6年度末の残高： **319億0695万円**
- ・損失補償金の出えんなどによる取崩額： **14億円** (2～6年度計)

<震災緊急保証の実施状況>

- ・震災緊急保証に係る保証承諾の推移：
79,404件1兆8157億円 (平成23年度) ⇒ **2,135件591億円** (令和6年度)
(平成23年度の件数の**2.6%**、金額の**3.2%**)
- ・令和3年度以降、**被災3協会**が占める保証承諾額の割合が**99%以上**
一方、**被災7協会及びその他41協会**はほとんど保証承諾なし

経安基金（震災緊急保証分）の取崩額の推移

(単位：億円)

| 年度 | 平成23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 |
|-----|------|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 取崩額 | - | 1 | 9 | 13 | 11 | 9 | 6 | 6 | 5 |

| 年度 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 平成23年度から令和6年度までの計 うち2年度から6年度までの計 |
|----|-----|---|---|---|---|-------------------------------------|
| | 取崩額 | 4 | 3 | 1 | 1 | |

➡ 被災7協会及びその他41協会に係る損失補償見込額として、引き続き経安基金（震災緊急保証分）に留保しておく必要がある資金は**極めて少額**にもかかわらず、引き続き経安基金（震災緊急保証分）に留保しておく必要がある資金について**点検・検証が行われていない状況**

- ・そこで、本院が元年度国庫納付の際の算定方法を参考にして、今後必要となる損失補償見込額を試算したところ・・・

➡ **有効に活用されていない額 203億6589万円** = **令和6年度末経安基金（震災緊急保証分）残高 319億0695万円** - **損失補償見込額（注1） 115億4106万円**

(注1) (保証債務残高 + 今後の保証承諾見込額 (注2)) × 想定事故率 × 想定非回収率 × 損失補償割合により、令和7年度以降の額を試算
(注2) 協会ごとの保証承諾の状況に応じて、被災7協会及びその他41協会については令和2年度から6年度までの保証承諾額、被災3協会については平成23年度から令和6年度までの保証承諾額を基にして、一年度当たりの平均保証承諾額を算定した上で、今後の保証承諾見込額を算定

要求する処置

- ・連合会に対して、使用見込みを十分に精査して、経安基金（震災緊急保証分）が**適切な保有規模となるよう見直し**を指示し、**必要額を超えて保有していると認められる額**については、**速やかに国庫に納付**させること
- ・経安基金（震災緊急保証分）の**保有規模**について、連合会に対して**適時適切に見直しを行わせる**とともに、その結果を踏まえて**点検・検証等を適切に行う**こととする



東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業 における償還金の取扱い（処置済）

（独）中小企業基盤整備機構

95億0746万円(指摘金額)

事業の 概要

- ✓ （独）中小企業基盤整備機構は、政府出資金を財源として、東日本大震災等により被害を受けた6道県（注1）の中小企業者等に対して、6公益財団法人を通じて、施設の復旧等に必要な資金を貸し付ける支援事業を平成23年8月に創設
（注1）北海道、青森、岩手、宮城、福島、千葉各県
- ✓ 機構は、6財団に事業の実施に必要な資金を無利子で貸し付ける6道県に対し、貸付けに係る資金の一部を無利子で貸付け（**機構貸付金**。うち貸付事業（注2）分786億円）
（注2）6財団が中小企業者等に対して資金（**財団貸付金**）を貸し付ける事業
- ✓ 機構は、当初の財源（既存政府出資金）に加え、支援事業に充てるための**追加政府出資金**計500億円を国から受け、25年4月までの間に**全額を貸付事業に係る機構貸付金として青森県を除く5道県に交付**
- ✓ 中小企業者等からの財団貸付金の償還等により、令和6年4月までに6道県から機構へ償還された機構貸付金（**償還金**）は累計218億2913万円
- ✓ 独立行政法人は、不要財産のうち政府からの出資等に係るものは主務大臣の認可を受けて国庫に納付する必要あり

検査の 結果

- ✓ 償還金218億2913万円のうち、**追加政府出資金に係る償還金**は累計95億8127万円。このうち機構貸付金として再度交付（再使用）されたのは7381万円のみで、再使用されていない償還金の額（**保有額**）は**年々増加**（6年4月時点で**95億0746万円**）
 - ✓ 機構は、平成29年5月に追加政府出資金に係る償還金は再使用される可能性があるため不要財産に該当しないと整理。以降、不要財産に該当するか否か検討を行っていなかった
 - ✓ 機構貸付金の償還状況や財団貸付金の需要等（下記①②）を踏まえれば、保有額は**再使用する見込みがない状況**
 - ① 令和元年度から5年度までの財団貸付金の償還額の累計は交付額の累計の約2倍。また、貸付事業を継続中の3県（岩手、宮城、福島）では、既に交付された資金により、当面の間、財団貸付金の必要額が賄える見込み
→ 当面の間、機構貸付金の交付は不要
 - ② 既存政府出資金に係る償還金は平成30年度分以降毎年度10億円超
→ 仮に新たに機構貸付金を交付する必要が生じたとしても、既存政府出資金に係る償還金の再使用で**対応可能見込み**
- ⇒ 機構が保有する95億0746万円について、**再使用する見込みがないのに保有していた事態は不適切**

当局の 処置

- ✓ 機構は、令和6年11月に、追加政府出資金に係る償還金の保有額**95億0746万円**を不要財産として**国庫に納付**
- ✓ 機構は、7年3月に、今後発生する当該償還金を**年度ごとに国庫に納付するよう第5期中期計画を変更**

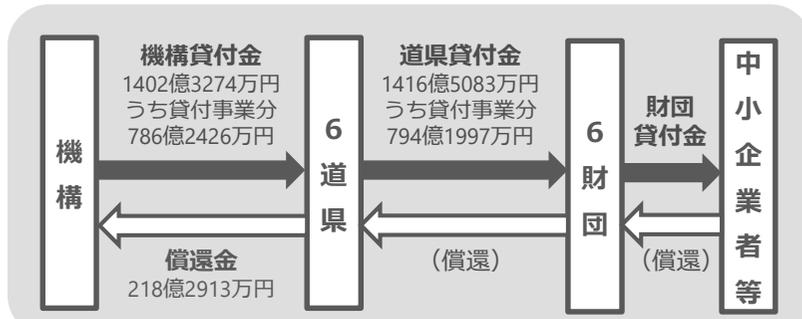
東日本大震災に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業 における償還金の取扱い（処置済）

（独）中小企業基盤整備機構

95億0746万円(指摘金額)

事業の概要

- （独）中小企業基盤整備機構は、政府出資金を財源として、東日本大震災等により被害を受けた6道県（注1）の中小企業者等に対して、6公益財団法人を通じて、施設の復旧等に必要な資金を貸し付ける事業を平成23年8月に創設
（注1）北海道、青森、岩手、宮城、福島、千葉各県
- 機構は、6財団に事業の実施に必要な資金（道県貸付金）を無利子で貸し付ける6道県に対し、貸付に係る資金の一部を無利子で貸付け（機構貸付金の交付）
- 当初の財源（既存政府出資金）に加え、24年に計500億円の追加政府出資金を国から受け、25年4月までに全額を貸付事業（注2）分として青森県を除く5道県に交付
（注2）6財団が中小企業者等に資金（財団貸付金）を貸し付ける事業。岩手、宮城、福島の3県は、貸付事業継続中（令和5年度末時点）



（注3）金額は、制度創設から令和5年度末までの累計額（償還金除く）

- 中小企業者等からの償還等により、6道県から機構へ償還された償還金は累計218億2913万円（令和6年4月末現在）

検査の結果

償還金218億2913万円について検査したところ・・・

追加政府出資金に係る償還金95億8127万円

うち、機構貸付金として再度交付（再使用）されたのは7381万円のみ

⇒ 再使用されていない償還金の額（保有額）は年々増加（単位：万円）

| 平成27年4月末 | 28年4月末 | 29年4月末 | ・・・ | 令和5年4月末 | 6年4月末 |
|----------|--------|--------|-----|---------|---------|
| 1371 | 7381 | 1億3291 | ・・・ | 75億8196 | 95億0746 |

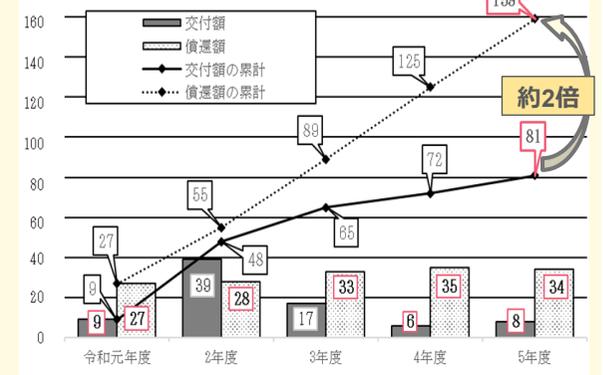
機構は、平成29年5月に追加政府出資金に係る償還金は再使用される可能性があるため不要財産に該当しないと整理して以降、不要財産に該当するか否か検討を行わず



機構貸付金の償還状況や財団貸付金の需要等をみると・・・

- ① 財団貸付金の交付額及び償還額の推移は右表のとおり。貸付事業継続中の3県は、既に交付された道県貸付金で財団貸付金の必要額が賄えると見込まれる状況
⇒当面、機構貸付金の交付は不要

<財団貸付金の交付額・償還額の推移>（単位：億円）



- ② 既存政府出資金に係る償還金：平成30年度分以降毎年度10億円超
⇒新たに機構貸付金を交付する必要が生じても、既存政府出資金に係る償還金の再使用で対応可能の見込み

上記を踏まえると

保有額95億0746万円は再使用する見込みがない状況

当局の処置

- ・機構は、6年11月に、追加政府出資金に係る償還金の保有額95億0746万円を不要財産として国庫に納付
- ・機構は、7年3月に、今後発生する当該償還金を年度ごとに国庫に納付するよう第5期中期計画を変更



⑨ その他

①～⑧のほか、次のような検査結果も公表しています。

- 19. 令和6年度一般会計歳入歳出決算・国の財政の現状等 p.91
- 20. 国有財産検査報告、日本放送協会財務諸表等の検査、特別会計財務書類の検査 p.93

会計検査院のウェブサイトに、基金等、租税特別措置、新型コロナウイルス感染症対策・物価高騰対策関係経費等に関する主な検査結果をまとめた特設サイトを設けています。ご関心のある方は、ぜひ [右のバナー](#) からご覧ください。

特設サイト
基金、租税特別措置、
コロナ関連の検査結果

令和6年度一般会計歳入歳出決算・国の財政の現状等

令和6年度 | 一般会計歳入歳出決算

()内は前年度

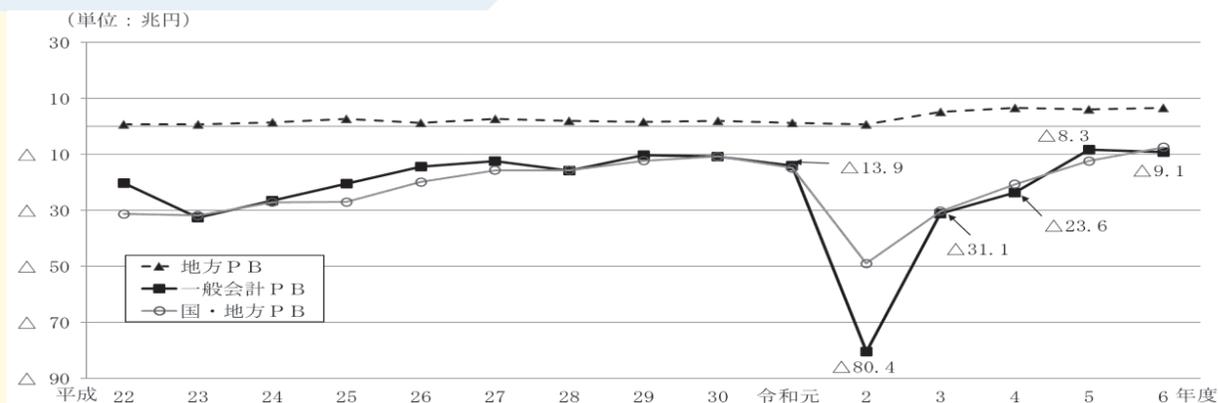
| | | |
|-----------|------------|--------------|
| 歳入 | 135兆9808億円 | (140兆2016億円) |
| うち租税及印紙収入 | 75兆2320億円 | (72兆0761億円) |
| 収納未済歳入額 | 262億円 | (464億円) |

| | | |
|--------|------------|--------------|
| 歳出 | 123兆0239億円 | (127兆5788億円) |
| 翌年度繰越額 | 10兆2432億円 | (11兆0632億円) |
| 不用額 | 4兆3109億円 | (6兆8910億円) |

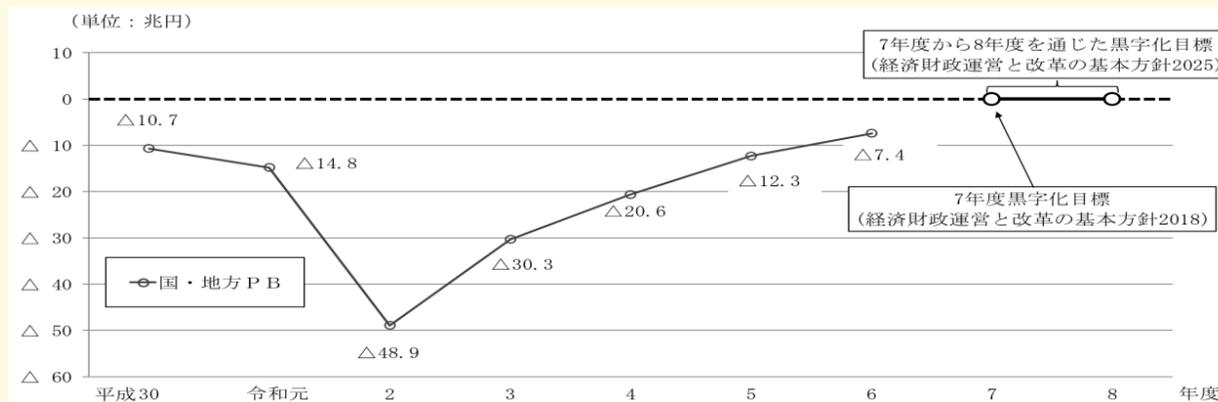
国の財政の現状等

詳細は令和6年度決算検査報告pp.712-726を参照

国・地方PB、
一般会計PB
及び地方PB
の推移



国・地方PB
と黒字化
目標



注(1) 一般会計PB (国の一般会計の決算額のみ) 基礎的財政収支は、本院が算出した。また、国・地方PB (国・地方を合わせた基礎的財政収支) 及び地方PB (地方の基礎的財政収支) は、令和7年8月に公表された内閣府試算 (6年度の値は、地方の決算、国の特別会計の決算等が反映される前の試算値) による

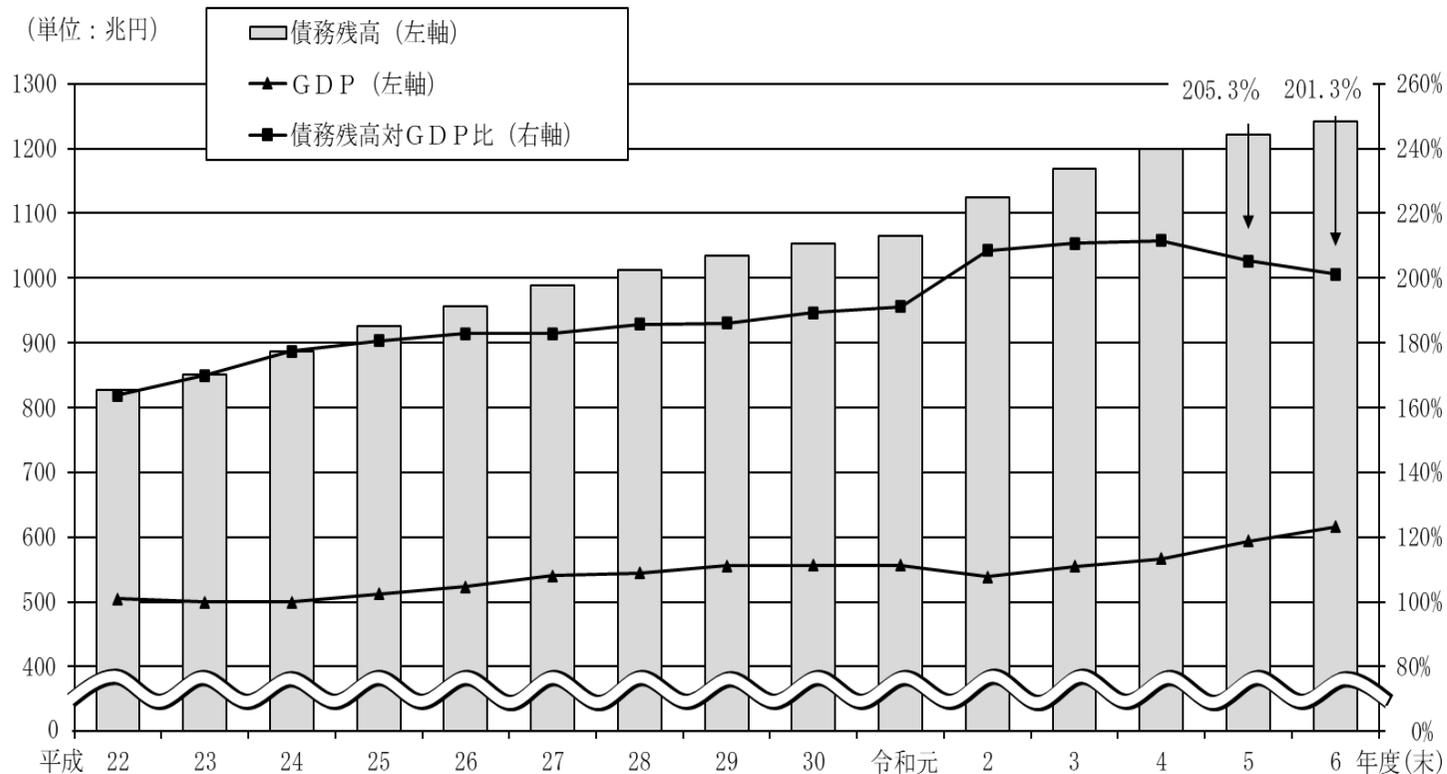
注(2) 「7年度黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」において定められた「新経済・財政再生計画」における2025年度 (7年度) の国・地方PBの黒字化を目指す目標である

注(3) 「7年度から8年度を通じた黒字化目標」は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」における2025年度 (7年度) から2026年度 (8年度) を通じて、可能な限り早期の国・地方PBの黒字化を目指す目標である



令和6年度一般会計歳入歳出決算・国の財政の現状等

債務残高及び
債務残高
対GDP比の
推移



注(1) 債務残高及び債務残高対GDP比は、令和7年8月に公表された内閣府試算による

注(2) GDPは、令和7年9月に公表された内閣府「2025年4-6月期四半期別GDP速報2次速報値（平成27年基準）」による



国有財産検査報告、日本放送協会財務諸表等の検査、 特別会計財務書類の検査

国有財産検査報告

会計検査院は、国有財産法第33条第3項、第36条第3項等の規定に基づき、内閣から送付を受けた令和6年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和6年度国有財産無償貸付状況総計算書を検査し、令和7年(2025年)11月5日、内閣にこれらを回付するとともに、国有財産検査報告を送付しました。

日本放送協会財務諸表等の検査

会計検査院は、放送法第74条第3項の規定に基づき、内閣から送付を受けた日本放送協会令和6年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書等(財務諸表等)を検査し、令和7年11月5日、内閣に対して、検査を行った旨を通知し、同書類を回付しました。

特別会計財務書類の検査

会計検査院は、特別会計に関する法律第19条第2項の規定に基づき、令和7年11月7日に内閣から送付を受けた令和6年度特別会計財務書類を検査し、同年12月24日、内閣に対して、検査を行った旨を通知し、同書類を回付しました。なお、本件の詳細については、令和7年度決算検査報告に掲記される予定です。

第Ⅱ章 会計検査院の活動

ここでは、令和7年(2025年)の会計検査院の検査以外の主な業務や活動の概要を紹介しています。



会計検査院の活動(検査結果の説明)

検査報告説明会の実施状況

会計検査院は、各府省等の官房長等、会計課長等及び会計実務担当者、出資法人等の監事・監査役及び予算執行担当理事等、都道府県の会計管理者等を対象として、検査報告の指摘事項等を詳しく説明し、指摘内容の周知及び理解とその再発防止を目的とした「検査報告説明会」を開催しています。

令和6年度決算検査報告に係る検査報告説明会は、対象者を5つに区分して、オンライン形式とeラーニングにて開催し、オンライン形式には延べ84名が参加しました。

講習会の実施状況

会計検査院は、各省庁の内部監査担当職員や政府関係機関、独立行政法人等国の出資法人の内部監査担当職員を対象とした講習会を実施しており、各省庁や出資法人の内部監査制度の充実に寄与しています。また、国庫補助金やその他の国費の経理を担当している都道府県の会計職員や監査業務を担当している地方自治体の職員を対象とした講習会も実施しており、都道府県における補助金経理の適正化や地方自治体の内部監査制度の充実に寄与しています。

令和7年(2025年)の講習会は、5回開催し延べ147名が参加しました。これらの講習会は、群馬県安中市にある合宿研修施設「会計検査院安中研修所」を利用して行っています。

[「講習会」「会計検査院安中研修所」について詳しく知りたい方はこちら](#)

内部監査担当者連絡会の実施状況

検査対象機関の内部監査、内部牽制等の内部統制^{けん}の状況についての調査・分析や各府省等の内部監査担当者との連絡会を実施するなどして、内部監査等の充実・強化を後押しするための取組を進めています。

令和7年の連絡会は、2回開催し延べ151名が参加しました。

会計検査院の活動（その他の業務、外部との交流活動）

弁償責任の検定

会計検査院は、会計と深いかかわりがある「弁償責任の検定」を行っています。

[「弁償責任の検定」等について詳しく知りたい方はこちら](#)

| | 内容 | 処理件数 | 処理金額 |
|---------------------|-------------------------------------|---------|-----------|
| 国の現金出納職員に対する弁償責任の検定 | 現金の亡失 | 4件 | 1302万円 |
| 国の物品管理職員に対する弁償責任の検定 | 物品の亡失又は損傷 | 37,731件 | 27億6453万円 |
| 国の予算執行職員に対する弁償責任の検定 | 法令に準拠せず又は予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたもの | 1件 | 1万円 |

会計検査懇話会の開催

会計検査院は、より有効かつ適切な検査を行うため、「会計検査懇話会」を運営し、会計検査をめぐる諸問題について、様々な角度から民間有識者の意見を聴いています。第10次会計検査懇話会の開催状況は次のとおりです。

| | 開催年月日 | テーマ |
|-----|------------|-------------------|
| 第5回 | 令和7年 6月19日 | 制度・事業運営の改善等に資する検査 |
| 第6回 | 7年12月 8日 | 令和6年度決算検査報告 |

会計検査院の活動(外部との交流活動)

財務省、総務省との連絡会の実施

会計検査院は、検査成果を予算編成や財政運営の参考にしてもらうため、財務省主計局や同理財局との連絡会を開いており、検査報告に掲記した事項の説明を行うなどしています。この連絡会において、財政当局から、予算編成の背景、意図、執行上の留意点等を聴取して、検査の参考にしていきます。

また、総務省行政評価局との連絡会を開いています。この連絡会の目的は、会計検査院が実施する会計検査と総務省行政評価局が実施する政策評価及び行政評価・監視には密接な関連があるので、相互に情報を交換し理解を深めるとともに、それらをそれぞれの活動の参考にしようとするところにあります。

会計検査に関する調査研究の状況

会計検査院は、国内外の検査手法、検査事例等、会計検査をめぐる状況やその動向について、外部研究機関による「委託研究」を実施し、その研究成果を報告書として公表しています。また、「自主研究」として、研究担当の職員が国内外の検査手法等について、幅広く研究を行っています。

また、「特別研究官」を任命し、複雑多様化・専門化する国の行財政の変化に対応して、より効率的・効果的な検査活動の在り方について研究しています。

そして、会計検査に関する理論と実務の両面から研究を進展させるため、年1回「会計検査研究」を発行し、査読付き論文等を掲載しています。

令和7年(2025年)に公表した報告書等は次のとおりです。

[会計検査に関する研究成果等について詳しく知りたい方はこちら](#)

| 報告書等名称 | 報告年月 | テーマ |
|-----------------------|--------|---|
| 令和6年度会計検査院 委託業務報告書 | 令和7年2月 | 欧米主要国における労働施策とそれに対する会計検査等の状況に関する調査研究 欧米主要国におけるデジタル施策とそれに対する会計検査の状況に関する調査研究 |
| 海外行政実態調査 報告書 | 7月 | 「要支援児童の在宅支援」の制度と財政:日本・フランス・スウェーデンの比較 |
| | 8月 | アウトソーシングのガバナンスとコントロール -イギリス・ドイツにおける取り組み- |
| 会計検査研究第71号 | 9月 | 「地域医療情報連携ネットワーク政策における費用便益モデルの構築と試算」ほか3論文等 |

会計検査院の活動(国際活動)

国際会議への参加状況

会計検査院は、会計検査に関する国際協力のため及び各国の最高会計検査機関(Supreme Audit Institution-略称SAI)との連携を深めるため最高会計検査機関国際組織(International Organization of Supreme Audit Institutions-略称INTOSAI。195のSAIが加盟)と、その地域機構の一つである最高会計検査機関アジア地域機構(Asian Organization of Supreme Audit Institutions-略称ASOSAI。48のSAIが加盟)に加盟しており、ASOSAIでは能力開発担当理事として職責を担い、会議やワークショップに参加しています。

令和7年(2025年)は7月に第62回ASOSAI理事会及び第1回ASOSAI-最高会計検査機関アラブ地域機構(Arab Organization of Supreme Audit Institutions-略称ARABOSAI)合同会議がアゼルバイジャンで、10月に第79回INTOSAI理事会及び第25回INCOSAI(INTOSAI総会)がエジプトで開催されました。

●第79回INTOSAI理事会及び第25回INCOSAI (エジプト・シャルムエルシェイク)



●第62回ASOSAI理事会及び第1回ASOSAI-ARABOSAI 合同会議(アゼルバイジャン・バクー)



会計検査院の活動(国際活動)

外国の財政監督制度の調査

会計検査院は、世界各国のSAIの動向、検査報告事例等の、外国の財政監督制度の調査を行っています。

また、会計検査院は、各国のSAIが直面している課題や共通の問題点の解決の糸口を探る一助とすることを目的として、欧米主要国のSAIの幹部及び上級実務者を招いて、東京国際会計検査意見交換会議を開催しているほか、中国及び韓国の実務者と知識共有のための会合を日本を含めた3か国で開催しています。

国際協力

会計検査院は、日本の途上国に対する技術協力の一環として、独立行政法人国際協力機構(JICA)と研修を共催しています。

令和7年度は、世界の開発途上国のSAIの職員を対象とした、検査技法の修得等のための研修を実施しました。

●第29回東京国際会計検査意見交換会議



●令和7年度JICA課題別研修 「公共工事政府会計検査」



まとめ

会計検査院ウェブサイトのご案内

本資料に記載しているリンクは、全て本院ウェブサイトに移ります。
内容についての詳細はこちらからご覧いただけます。

会計検査院の紹介 (p.5)

[会計検査院について](#)

[「検査の対象」について](#)

検査の計画と実績 (p.6)

[令和7年次の「会計検査の基本方針」](#)

令和6年度決算検査報告について (pp.7-9)

[「令和6年度決算検査報告」の全文](#)

[不当事項、意見表示・処置要求事項などの「掲記区分」について](#)

[各省庁別の具体的な検査結果](#)

[各団体別の具体的な検査結果](#)

主な検査結果 (p.10)

[「主な検査結果」](#)

会計検査院の活動 (pp.94-99)

[「講習会」「会計検査院安中研修所」について](#)

[「弁償責任の検定」等について](#)

[会計検査に関する研究成果等について](#)

会計検査院のこれまでの検査結果(検査報告)は、
こちらからご覧いただけます。

[昭和22年度からの検査報告\(データベース\)](#)

ご意見・ご感想がございましたら、こちらからお送りください。

[ご意見・ご感想メールフォーム](#)